

3月5日（金）

出席委員

委員長	渡部	茂	君
副委員長	西村	直子	君
同	つる	伸一郎	君
委員	おくの	晋治	君
同	くにば	雄大	君
同	松本	ときひろ	君
同	小芝	新	君
同	せお	麻里	君
同	のだて	稔史	君
同	横山	由香理	君
同	筒井	ようすけ	君
同	田中	さやか	君
同	吉田	ゆみこ	君
同	新妻	さえ子	君
同	湯澤	一貴	君
同	松澤	和昌	君
同	石田	ちひろ	君
同	安藤	たい作	君
同	高橋	しんじ	君
同	須貝	行宏	君

委員	あくつ	広王	君
同	塚本	よしひろ	君
同	芹澤	裕次郎	君
同	大倉	たかひろ	君
同	木村	けんご	君
同	高橋	伸明	君
同	鈴木	博	君
同	中塚	亮	君
同	鈴木	ひろ子	君
同	あべ	祐美子	君
同	西本	たか子	君
同	藤原	正則	君
同	こんの	孝子	君
同	たけうち	忍	君
同	若林	ひろき	君
同	本多	健信	君
同	鈴木	真澄	君
同	石田	秀男	君
同	大沢	真一	君

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

企画調整課長（計画担当課長兼務）
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長
品 川 義 輝 君

施 設 整 備 課 長
小 林 剛 君

広 報 広 聴 課 長
大 澤 幸 代 君

情 報 推 進 課 長
山 本 浩 一 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
立 川 正 君

人 権 啓 発 課 長
島 袋 裕 子 君

人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

経 理 課 長
東 野 俊 幸 君

庁舎計画担当課長
濱 中 宏 章 君

税 務 課 長
伊 東 義 明 君

地 域 振 興 部 長
久 保 田 善 行 君

地 域 活 動 課 長
川 島 淳 成 君

協働・国際担当課長
（しながわ活力応援給付金担当課長兼務）
宮 澤 俊 太 君

生活安全担当課長
黛 和 範 君

戸 籍 住 民 課 長
木 村 浩 一 君

文化スポーツ振興部長
山 崎 修 二 君

文 化 観 光 課 長
古 卷 祐 介 君

スポーツ推進課長
中 元 康 子 君

オリンピック・パラリンピック準備課長
辻 亜 紀 君

会 計 管 理 者
中 山 文 子 君

教 育 長
中 島 豊 君

教 育 次 長
齋 藤 信 彦 君

選挙管理委員会事務局長
（保健体制整備担当部長兼務）
秋 山 徹 君

監査委員事務局長
今井 裕美 君

区議会事務局長
米田 博 君

○午前10時00分開会

○渡部委員長 おはようございます。ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案 令和3年度品川区一般会計予算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計予算の歳出、第2款総務費のみでございます。

それでは、これより本日本日予定の審査項目の説明をお願いします。

○品川財政課長 おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

本日は162ページからお願いをいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目企画調整費は1億9,889万2,000円、2目財政管理費は1億7,863万2,000円で、基金積立金の減、3目施設整備費は3億376万6,000円であります。

164ページをお願いします。4目広報広聴費は5億8,879万2,000円で、167ページをお願いします。3行目、LINE公式アカウント運用では、LINEを活用して区からの情報発信を拡充してまいります。

168ページをお願いします。5目情報化推進費は24億2,698万2,000円で、169ページ一番下、キャッシュレス決済推進経費では、窓口での手数料、税、国民健康保険料の納付等キャッシュレス化を推進してまいります。

170ページをお願いします。6目総務運営費では5億7,631万1,000円で、171ページ中段、新型コロナウイルス感染症対策費では、引き続き感染拡大防止に取り組んでまいります。

172ページをお願いいたします。7目人権啓発費は1億345万円で、173ページ中段、啓発講座・交流スペース「みんなのひろば」開催は、性的マイノリティーへの理解促進と、その支援を引き続き行ってまいります。

左側172ページ、8目人事管理費は25億5,601万5,000円で、175ページをお願いします。中段、新型コロナウイルス感染症対策費は、保健師等の人材派遣経費を計上してございます。

左側174ページ、9目庁舎等管理費は11億7,904万3,000円で、177ページをお願いします。中段、庁舎計画費は、新庁舎整備に向けた基本構想および基本計画の策定を進めてまいります。

左側176ページ、10目会計管理費は1億7,036万9,000円であります。

178ページをお願いいたします。以上によりまして、総務管理費の計は82億8,225万2,000円で、対前年6.6%の減であります。

2項地域振興費、1目地域活動費は26億9,176万1,000円で、179ページ、下から4行目、大崎地区地域情報サイト経費は新規計上、185ページをお願いいたします。下から5行目、民間公共喫煙所設置等助成は、屋外受動喫煙防止に向けて、公共喫煙所の整備を支援するものであります。

188ページをお願いいたします。2目文化観光費は43億5,936万1,000円で、191ページをお願いします。下から6行目、総合区民会館運営費では、193ページをお願いします。1行目、令和3年度から令和5年度まで大規模改修工事を行ってまいります。

195ページをお願いします。3行目、歴史館運営費では、中段やや下、茶室改築設計委託が新規計上であります。

左側194ページ、3目スポーツ推進費は7億9,324万3,000円で、197ページをお願いします。下から2行目、運動公園施設費では、しながわ区民公園屋外水泳場の予約抽選システムを新たに導入してまいります。

198ページをお願いします。4目オリンピック・パラリンピック準備費は5億4,540万8,000円で、199ページ、ホスピタリティーハウス、聖火リレー、大会観戦ツアーなど、各種事業を通じて東京2020大会を盛り上げるとともに、区内小学生ホッケー大会を開催し、大会のレガシーとしてPRを行ってまいります。

左側198ページ、以上によりまして、地域振興費の計は83億8,977万3,000円で、対前年7.0%の増であります。

3項徴税费、1目税務管理費は、201ページをお願いします。中段、口座振替勸奨等経費では、Web口座振替の受付サービスを進めてまいります。

左側200ページ、以上によりまして、徴税费の計は11億493万9,000円で、対前年0.8%の減であります。

4項戸籍及び住民基本台帳費、1目戸籍住民費は、203ページをお願いします。5行目、証明申請システム経費では、新規計上で、スマートフォンにより自宅から戸籍証明や住民票の申請と受け取りを可能とするもので、さらなる利便性の向上に努めるものであります。

204ページをお願いいたします。以上によりまして、戸籍及び住民基本台帳費の計は14億1,152万9,000円で、対前年26%の増であります。

5項選挙費、1目選挙費は、207ページをお願いします。中段、都議会議員および衆議院議員選挙執行費は、それぞれ任期満了に伴うものであります。

208ページをお願いいたします。以上によりまして、選挙費の計は5億2,748万1,000円で、対前年75.8%の増であります。

6項統計調査費、1目統計調査費は、209ページ下段、経済センサス活動調査は新規計上、国勢調査は皆減であります。

左側208ページ、以上によりまして、統計調査費の計は1億3,047万4,000円で、対前年56.7%の減であります。

7項監査委員費、1目監査委員費は、210ページをお願いします。8,619万4,000円で、対前年3.5%の増であります。

以上によりまして、総務費の計は199億3,264万2,000円で、対前年1.6%の増であります。

○渡部委員長 以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在、31名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。湯澤一貴委員。

○湯澤委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

私からは165ページ、ホームページ等経費、それから171ページ、成人式経費についてご質問させていただきます。

まず、ホームページ経費等については、昨年11月に品川区の公式ホームページがリニューアルをされました。まずリニューアルを行った経緯と、どのようなところを変更したのかお聞かせください。

○大澤広報広聴課長 まず、ホームページのトップページをリニューアルした経緯でございますけれども、前回、平成28年度にリニューアルした際は、時代の趨勢から、ユーチューブやフェイスブックを導入しまして、そちらをトップページに埋め込んだことが大きな変更でございました。その後、令和

元年の台風の際にアクセスが集中して、ホームページにアクセス障害が起きるというようなことを踏まえまして、処理スピードを改善する必要が出てまいりました。また、スマホの保有率がパソコンの保有率を超えるなどの環境の変化の中で、スマホ等で見やすいホームページというものが求められるようになってきたという背景がございました。

その辺りを踏まえまして、大きな変更点といたしましては、まず画面表示を遅くしていたSNSの埋め込みを廃止しまして、リンクで対応するようにしております。緊急情報が自動的に表示されるツイッターのみ埋め込みとしまして、24時間365日、常に表示されるようにしております。2点目としましては、緊急情報バナーを自由に編集できる仕様に変更しまして、即時対応を可能として、一目で緊急の内容が分かるようにしております。また、検索機能を強化しまして、複数の検索方法をまとめて表示しまして、チャットボットも常時表示させるようにしました。それから、画面スクロールをできるだけなくすように、スライドバナーの設置等をしております。

○湯澤委員 確かに以前のものはかなりトップページの情報量が多くて、巻物のような縦長になっていたかと思うので、大分すっきりしたと思います。

今ご説明にあったように、スマートフォンの普及によって、いつでも手軽に検索できる時代になりましたので、スマホでも見やすい、そういったホームページの作成をほかの自治体でも様々な角度からリニューアルがされているかと思います。そこで品川区のリニューアルにあたって、他の自治体から参考にしたものや採用したものがあったのか、またリニューアルした際に、区民から寄せられたうれしいご意見や厳しいご意見、そのようなものが寄せられていれば教えてください。

○大澤広報広聴課長 リニューアルに際しましては、ホームページ等で先進的な取組をしている自治体や広報コンクールで受賞している自治体、また民間企業のホームページ等を参考にさせていただきました。その中でいろいろな検索方法を採用させていただきました。また、今ホームページのトップに出しております「よく見られているページ」を今回新たに、他自治体のものを参考に入れたところです。また、背景デザイン等は民間企業のホームページを参考にさせていただいて、優しい感じの背景にしております。

区民の反応でございますけれども、やはりスマホで見るときに大変に見やすくなったというお声はいただいております。また、リニューアルしたことでの苦情は、特に今のところいただいております。

○湯澤委員 様々調査研究を重ねてリニューアルをされたということが分かりました。ネット環境が整っていれば、今や世界中どこからでも瞬時にアクセスができますので、公式ホームページは全世界に品川区の印象を与える、言わば顔とも言えると思います。自治体によっては、名所や特産品といったものをトップページに貼り付けて、アピールしているところもかなりあると思います。

また一方、品川区民がホームページを開くときには明確な目的があって、その目的地に早くたどり着きたいということが求められていると思います。品川区の魅力を発信しつつ検索がしやすい、私はどちらも大切だと思うのですが、区として公式ホームページでは、こういったところに重きを置いて、また、何を強く発信していきたいと考えているかお聞かせください。

○大澤広報広聴課長 ホームページでお伝えしたいことは、まず第一にはやはり緊急情報、重要な情報をより分かりやすく区民の方にお伝えしたいという思いががございます。また、しながわ写真ニュースをトップページに表示しておりますが、区の取組はもちろんですが、それだけではなくて、例えば区内の木や花ですとか、風景も紹介しております。区民にも区外の方にも、品川区に関心を持っていただければというふうに考えてございます。

○湯澤委員 今、新型コロナウイルス感染症の兼ね合いもありますので、トップページは、どうしてもコロナ情報が優先となってしまうと思いますけれども、品川区に行ってみたいなと思うような魅力を発信するテイストも、今後は少しあったほうがいいかなとも思っております。

検索のしやすさに関しましては、まだチャットボットが活用されていない自治体が多くある中、品川区では、新型コロナウイルス感染症への相談対応を皮切りに、現在では幾つかのチャットボットを活用していますので、それについて質問させていただきます。

現在のチャットボットは分野ごとで導入されていて、総合案内をしてくれるチャットボットがないのですけれども、それは何か理由があつてのことでしょうか。今後そういったものを作成する予定があるのか、または課ごとに増やしていく予定なのか。それと、あとそれぞれのチャットボットで文字の大きさや入力スペースなど、雰囲気が違うように思うのですが、これは製作元が違うのでしょうか。教えてください。

○山本情報推進課長 チャットボットについてのお尋ねでございます。

まず総合案内的なチャットボットの件でございますが、現在は各事業ごとのチャットボットを運用しているところでございます。こちらについては運用上の課題等がございますので、現在こういった形にしておりますが、総合案内のチャットボットも含めまして、こういった形で運用すれば利用しやすいものになるか、引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。

それからチャットボットのイラスト等、画面デザインですけれども、それぞれ関係課のほうでカスタマイズしておりまして、一応事業者は同じでございます。ただ、新型コロナウイルス感染症のチャットボットについては、現時点では初期設定という形になってございますので、今後デザインや文字の大きさなど、使いやすいものになるように検討していきたいと思っております。

○湯澤委員 区のホームページに入ると、アクセス者全員にチャットボットが案内役としておもてなしをするという機能があつたほうがいいかなと思いますので、総合案内のものもあつたほうがいいのかと思っております。また、チャットボットに名前が付いていると、また愛着などが湧くのかなとも思っています。

チャットボットは案内を24時間対応できるということがメリットであると思っておりますけれども、職場の仕事の軽減も導入目的の1つと思いますが、導入によって電話による問合せ件数は減少しているのか、また、AIチャットボットであるために、会話から勉強してどんどん成長していきますと説明されておりますが、これはAIを駆使して自動的に成長していくものなのか、それともプログラマーの方が定期的に更新をしていくものなのか。あと、このチャットボットは、多言語にも対応しているのかも教えていただきたいと思っております。

○山本情報推進課長 電話対応の件数でございますが、現時点では目に見えて実感できるほどの電話対応件数が減っているというわけではございませんけれども、引き続きチャットボットの周知を行いながら、多くの方にご利用いただけるようにしていきたいというふうに考えてございます。

それからAIの学習の点でございますが、こちらについてはFAQデータの更新等をこちら側で行いながら、学習のほうを行っているところでございます。こちらのほうは適時実施をしております。

それから多言語対応についてでございますが、現在は委託している事業者のサービスでは対応ができないというところなので、今後の検討課題とさせていただきます。

○湯澤委員 チャットボットはまだ走り出して間もないと思いますので、いろいろな意見を取り入れて、より使いやすいものになるように柔軟に進化していくことを期待しております。

また、LINE公式アカウントについても、コロナ禍で事業が開始されましたけれども、新型コロナウイルス感染症の情報やイベントの開催状況など、区の最新情報が入る、とてもよい事業だと思っております。LINEの国内利用者は2020年の時点で8,600万人を超えているということで、品川区民もぜひ友達になっていただければ、特に災害等の緊急時に大きな役割を果たすと思います。そこで、現在の登録者数と、これまでの成果や見えてきた課題、また、最終的に目指したい登録者数などがあれば教えていただきたいと思います。

○大澤広報広聴課長 LINEの登録数でございますが、現時点で5,745ということで、始めてから毎月大体10%ぐらいずつ増えております。ただ、やはりまだまだの数だと思っておりますので、今後も周知に努めて、登録者数、最終的には自治体の人口の1割が登録するとすごいことだというふうに言われていますので、すぐには無理ですが、最終的な目標としては、そちらのほうに持っていけるように努力してまいりたいと考えております。

○湯澤委員 目標も1割ということで、より多くの方に必要な情報提供をできるように、我々の会派としても協力していきたいと思っておりますので、ぜひ、高い目標値を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、成人式経費についてお伺いをいたします。

今年は残念ながらリアル開催を見送った成人式でありますけれども、記念品を全員分そろえて郵送するとお聞きしております。その旨を伝える手紙は、既に対象者全員に郵送済みとのことでありますけれども、記念品の追加購入分の費用や郵便代、そういった追加経費は幾らで、どこから捻出しているのかを教えていただければと思います。

○立川総務課長 記念品につきましては、当日参加された方に配付するというので、おおむね新成人の人数の大体50%ぐらい、それぐらいを見込んで発注しているところでございます。大体1,000円ぐらいの記念品なのですが、追加といたしまして、約1,500ぐらいということで、150万円ぐらいでございます。

経費につきましては、総務課の成人式の事業の残額、あと総務課の他の事業での残額、そちらのほうを充てまして用意したところでございます。

○湯澤委員 そして最後の質問になりますけれども、今後の成人式ですが、新型コロナウイルス感染症が収束、今、期待されつつも、これからどうなるかはまだ分かりません。昨年は年末に近づくにつれて感染が急上昇してきてまして、品川区も国や東京都の判断をぎりぎりまで注視し、そこで示された方針に従い、開催を断念されました。来年も今年同様、ぜひリアル開催に向けてできる限りの準備をしていただきたいと思いますと思っておりますが、区の方針をお聞かせ願えればと思います。

○立川総務課長 成人式につきましては、区といたしまして、新成人にとって人生に一度きりの晴れ舞台でございますから、開催を絶対にするという決意でやってまいったところでございますけれども、国、東京都から要請がありましたので、泣く泣く中止をしたところでございます。来年度につきましては、やはりこういった状況が継続する可能性もございますけれども、今年以上に積極的に開催の方向で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○渡部委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは163ページ、指定管理者モニタリング、169ページ、AIツール運用等経費、191ページ、総合区民会館運営費から質問をさせていただきます。

まず、指定管理者モニタリングで、歳入に引き続き、障害児者総合支援施設の指定管理者選定の審議

を基に、私が今品川区の指定管理制度の課題と感じていることを少し細かく質問させていただきます。

今回、厚生委員会で、指定管理の指定の議案として選定に関わる資料が提示をされました。ただし、選定あるいは落選に至った理由の詳しい内容については、こちらから質問をしなければ、なかなか審議の材料として出てこないという現状がございます。まず、こうした選定情報については、何をどこまで我々議会、ひいては区民へ公表されるのか、現行の規定を改めて教えてください。

○佐藤企画調整課長 お尋ねの現在の指定管理事業者の選定情報の公表規定でございますが、現行は、委員構成や応募事業者名、選定理由などの選定結果、また会議録を公表するものとしております。ただ、選定委員会での率直な意見交換や、応募団体の営業・技術・信用の保護等に配慮するものということで、ただし書を規定しているところでございます。

○あくつ委員 その配慮というところは一定理解をするのですけれども、ほかの自治体と比較しても、率直に言って品川区は、ちょっと点数など、そういった情報が少ないのではないかと思います。後でもう少し理由を述べたいと思うのですが、指定管理選考に関しての透明性をもっと、さらに高めていただくためにも、公表項目を増やすべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤企画調整課長 公表項目の増に関するご質問でございます。品川区と先進自治体等の公表項目を比較いたしますと、委員ご指摘のとおり、評価項目と配点、また実際の点数、あと企画書等に相違があると認識をしております。落選した事業者名が特定される場合も考えられるため、落選した事業者の点数や提案の詳細を公表すると、営業・技術・信用の保護に問題が発生するかどうか、その辺を今見極めて検討しているところでございます。

○あくつ委員 課題と相違を認識していて検討しているということです。応募した団体の営業・技術・信用を守るのはもちろん、確かに重要なことではあるのですが、今回、厚生委員会や歳入であえて伺いましたように、例えばエントリーをした団体の審査会でのご発言であったり、報道に関する委員の率直な意見の交換というのですか、意見が、まさに今回の審査選定における核心部分であるようにも思います。点数というものもやはりそうだと思います。やはり指定管理選考に関わる透明性を高めるためにも、いま一步情報公開を進めるべきだと思いますが、もう一度ご答弁をお願いします。

○佐藤企画調整課長 区といたしましても、これまで指定管理者の選定につきましては、客観性、透明性、公平性を遵守して実施しておりますが、より透明性を高めるために、選定に関わる情報の公開は必要だと考えております。委員ご指摘のとおり、事業者の営業・信用等の保護に配慮しつつ、公表する項目や内容について、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○あくつ委員 近隣自治体では、評価項目と配点とか、実際の点数なども公表されていますので、ぜひ強力にこれを推し進めていただきたいと思います。

なお、項目自体についてですけれども、板橋区などでは昨年3月にその運用指針を改訂しまして、その改訂内容のトップに、SDGsの視点を基本理念の重点化として導入としています。募集要項における基本理念への記載や、サービス水準書の基本理念の重点化として、具体的な評価指標のようなものの追加も行っているそうですので、ご参考にしていただければと思います。

もう一つ別の観点ですけれども、通常高齢者施設や障害者施設の場合、事業の継続性という、これも重要な視点ですが、指定管理者の更新のときに、公募をかけないで再び指定をするということが行われています。今回は継続を願う声が非常に多く聞かれて、私もたくさん聞きました。継続性が何よりも重視されている障害者施設だったのですけれども、施設の運営という理由で異例の公募が行われて、今、こういった状態になっているということです。区立の大規模な施設などについても同様に公募をしない

で、分かりやすく言うと、永遠に管理が継続をしている状態があると。しかし一方では、今回の件を顧みると、指定管理者制度の根幹に立ち返れば、本来は指定管理者が一定期間、この契約期間を履行した後に、理由を問わず、期限が来れば自動的に公募をかけて、現法人を継続させたほうがいいのか、それとも新たな事業者が適しているのか。そこで改めて審査・選定、そして議会が議決をしていくという姿が、今回の中でも、公の施設の役割ということが何度も何度もご答弁の中にありましたけれども、むしろ公の施設としては健全だと思うのですが、この点、区のご見解はいかがでしょうか。

○佐藤企画調整課長 この間、区といたしましては、指定管理者制度の改正についても様々検討してまいりました。その項目の1つといたしまして、公募によらず指定管理者を選定する場合の回数制限というものを今検討しているところでございます。一定の期間で検証し、固定化を防ぐ観点からも、回数制限のほう設けたいというふうに考えております。

○あくつ委員 やはりそのようなものを今見直す時期に来ているのではないかなと。公という考え方はいろいろあると思います。そこについても、いろいろな視点から検討を進めていただきたいと思います。

次に、169ページのA I ツール運用等経費のところ、関連して外部人材の活用について伺います。

区長の施政方針によれば、令和3年度は組織間をつなぐ新たなポストの設置と専門的な知識、知見を持つ外部人材の活用に取り組むと。代表質問、一般質問等でもこれは触れられているところでありますが、パンデミックによって予想もしなかったような事態になって、この日本の省庁をはじめとして、率直に言えば、品川区も含む自治体の情報共有や行政手続の、やはりアナログというところが露呈をしてしまったというところで、勢いよく今それが進んでいる。それで、本年デジタル庁も創設をされるということです。

2014年に、今からもう7年前になりますけれども、私はこの同じ予算特別委員会の総括質疑で、その当時、これからマイナンバー制度を導入することに対して、C I O補佐官というものの任用を求めました。品川区のC I O、チーフインフォメーションオフィサー、全てのI C Tの責任者、最高情報責任者は今、副区長が就任されていらっしゃる。ただ、やはり生き馬の目を抜くというか、日進月歩で様々な進歩、情報の技術の進歩がなされる中で、それに特化した職員というものは今いらっしゃるわけですから、そこについては外部人材を活用したらどうですかと。当時もう既に杉並区などがそのような人を登用していましたので、任期付きのC I O補佐官に民間人を任期付き非常職職員として登用したり、専門業者に委託することを検討したらいかがですかという質問をしました。そのとき当時の企画部長、くしくも今の副区長でございますけれども、当時のご答弁だと、必要だという認識はあるが、どのような形で入れていくことが効果的なのか、あるいはどのような方がふさわしいのかということについても、行財政改革の観点から検討させてくれというようなご答弁でした。いよいよ7年間の検討期間を置いて、ようやくそのタイミングが来たのかなと思っております。施政方針でおっしゃるところの外部人材の活用は、このデジタルトランスフォーメーションに対応する人材ということでよいのかどうか確認をさせてください。また、具体的にC I O補佐官というお立場を考えておられるのか、どのような観点でこのような方を、施政方針でも書いてありますけれども、もう少し具体的に教えてください。

○山本情報推進課長 外部人材の活用についてのお尋ねでございます。ここ数年、ほかの自治体も見ますと、外部人材の活用はかなり増えてきているというように認識してございます。その内容も様々ございまして、広く公募して人材を募集する方法であったり、また民間企業との人事交流という形で、実際に勤務してもらう方法などございます。また活用方法といたしましても、先ほどありましたC I O補

佐官から、課長のポストであったり、一般職員など様々な形がございます。区といたしましては、デジタル化をさらに推進していくために、当然内部でのデジタル人材の育成というところに、力を入れてまいります。外部人材につきましても、どういった形で活用していくことが最適なのかを今検討していきますけれども、引き続き検討のほう進めさせていただきます。

○あくつ委員 今回10万円給付のときに、マイナンバーのことで大混乱が起きました。品川区だけではないです。品川区の責任でもないのですけれども、前回マイナンバー導入のときにこのようなご提案もさせていただきました。当時私は、幹部職員と懇談をしたときに、副区長ではないですよ。そのときに、少し議論が難しいなと思いました。品川区の職員にそのようなスキルがないとおっしゃっているのですかというような、やゆをしているのですか的な感じで言われたのですけれども、全くそのような次元ではなくて、区民のために、行財政改革の視点からそのような方を活用してくださいということで、今はそのようなことはご理解していただけると思うのですけれども、ぜひ強く進めていただきたいと思います。

最後に総合区民会館運営費のことについて、利用方法について伺います。

昨年、新型コロナウイルス感染症の流行で、4月から5月に我が国初の緊急事態宣言が発令されて、ご存じのとおり、各種団体や個人が予約をしていたきゅりあんの様々なイベントをキャンセルせざるを得なくなりました。区の英断でキャンセル料は取らないということで、これは本当にありがたかったのですけれども、そのときにある団体からご相談を受けました。返金の手続に、一度きゅりあんに来てくださいということで、どうしてもそれが必要だと言われたと。先ほど申し上げているように、まさに我が国初の、緊急事態宣言が発令されたばかりで、今以上に、緊張感が非常に高まっていた時期に、外出すること自体がまずいというように言われていた時期に、私もきゅりあんの事務局にご相談したのですけれども、ご事情はよく分かりますということだったのですが、システム上、やはり一度来館をしていただければ、やりたくてもその手続ができないとのことでした。結論から言えば、一度、そのときは来館、電車に乗って行って、そこで手続をされたということがありました。

現在きゅりあんのホームページでご利用の流れというページを見ると、これは当時と変わっておらず、大ホール、小ホール、イベントホールについては、予約の申込み、審査を経て、来館の上申請手続、施設利用料の支払いを行って、そして利用当日を迎えると、このような流れになっているのですけれども、原則、これはこのとおりでいいのかどうか伺います。

○古巻文化観光課長 総合区民会館の運営に関してのご質問でございますけれども、原則としましては、委員からご指摘のあったとおり、今、ホームページでご案内しているようなやり方で、来館をしていただいて諸手続をしていただく、お金の支払いもしていただくといった流れになってございます。

○あくつ委員 たまたまこのご相談された方は、品川区のほかに都内とか、ほかの都市でも大規模な公共施設をよく利用される方でした。結構そういうところでは、口座振替やインターネットでの手続ができるということでおっしゃっていました。私もざっと見てみましたら、特に世田谷区が進んでいたの、全ての区がそうというわけではないのですけれども、まず利用者の登録も、紙申請でもできるし、インターネットや電子申請でも、まず利用者の登録からできると。本人確認書類のみは、郵送やファクスで提出が必要だと。施設の予約についても当然インターネットで、これは品川区もインターネットでできます。そして施設を利用した料金については、利用者指定の金融口座から振替、またはコンビニで支払いができると。結構コンビニ支払いをやっている自治体は多いです。これは品川区全体の話になってしまいますけれども、品川区でも公園運動施設のみは口座振替が認められているのですが、きゅ

りあんは指定管理でやっていますが、残念ながらシステム上それができないということになっています。ほかにも荒川区、足立区とか、大阪市、福岡市、名古屋市といった大都市では当たり前のようにこのようなことが行われていると。やはり新しい日常で、先ほどのデジタルトランスフォーメーションとも関わりますけれども、インターネットによる登録や、来館をしなくても手続ができる、新しい日常においては、やはりそのようなリモート環境の整備というものが需要だと思いますが、品川文化振興事業団に、当時お話をしたときには、そのような課題は認識はしているとおっしゃっていました。きゅりあんはいよいよ大規模改修に入るのですけれども、こうしたことについての検討は進んでいるのかどうか、伺いたいと思います。

○古巻文化観光課長 お支払いなど様々なお手続のオンライン化だったり、そういった部分での手続をとということでございますけれども、支払いに関しましては、その後いろいろなお声を受けまして、個別対応にはなりますが、きゅりあんの場合口座振替でのお支払いも、現状ではコロナ禍ということで、対応は個別にですけれども、しているところはございます。ただ、原則として全てをとというところまではいっておりません。その辺りは品川文化振興事業団と同様でございますけれども、課題として認識しております。システムとの整合性のようなところも、手続上の整合性もありますので、ちょっと今後の課題として、オンライン決済等が進んでいる時代でございますので、課題として認識して、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○あくつ委員 最後になりますけれども、個別対応はしているということが、ホームページには一切そのようなことは書いてなくて、多分いろいろな、そのような声が上がっているというように品川文化振興事業団の方もおっしゃっていましたので、これは全体的にぜひ進めていただきたいということで、最後に要望して終わりたいと思います。

○渡部委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは167ページ、LINE公式アカウント運用、185ページ、生活安全推進事業、199ページ、品川区独自ボランティア「しな助」について質問いたします。

初めに新規事業になります、新型自動通話録音機について質問いたします。

警視庁の令和2年の犯罪統計資料を見ますと、令和2年は犯罪の認知件数が減少していることが分かります。これは要因として、コロナ禍における外出自粛や、飲食店の時短営業などが考えられるとのことでありました。言うまでもなく、多くの人が外出せずに家でじっとしておれば、そこに犯罪が発生する余地は少なくなり、外での飲食機会が減るということは、アルコールを大量に摂取することによる犯罪発生リスクが犯罪減少と大きな関連があると思われます。しかし、テレビでも報じられるように、家に閉じ籠もってストレスがたまると、家庭内暴力、DV、児童虐待など、家庭内の中で起こる外からは気づきにくい犯罪の増加や、高齢者をターゲットにした新型コロナウイルス感染症に便乗した特別定額給付金を狙った特殊詐欺の発生も懸念されております。そこで、最近の犯罪の傾向や動向など、ご説明いただけますでしょうか。

○黨生活安全担当課長 警視庁本部の統計によります令和2年の品川区内の刑法犯の認知件数につきましては、2,049件で、令和元年に比べてマイナス349件減少しております。特殊詐欺につきましては、被害件数が90件で、こちらも令和元年に比べて39件減少しているということで、比較的良好的な治安状況が保てているものと考えております。しかしながら、新聞報道等にもございましたように、昨年、区内で新型コロナウイルス感染症の患者数をごまかした病院から口止め料をもらったのだけれども、これを返さなければいけないなどといって、1,400万円をだまし取られるという事案も発生し

ておりまして、依然として厳しい状態にあるものと認識をしているところでございます。

○松澤委員 少し減少しているということが分かります。この詐欺という犯罪、これは心の隙や弱みに付け込み、うその、偽の信頼関係をつくった上で、現金や個人情報を引き出す大変悪質な犯罪であります。特にコロナ禍で外出がしにくい高齢者は、寂しいという心の隙間をつかれることが大変危惧されております。そういった詐欺被害から区民を守るため、品川区では、抑止効果の高い自動通話録音機を無料で貸し出しております。昨年も質問いたしましたが、抑止効果の高い自動通話録音機を増やしてほしいとの要望に、ほかの自治体との調整もあり、努力していますが難しいとのご答弁がありました。しかし、今年新規に、新型自動通話録音機を試験的に導入とあります。この新型自動通話録音機が導入に至った経緯と、仕組みについてご説明をお願いいたします。

○黨生活安全担当課長 現在導入しております自動通話録音機につきましては、今でも効果のほうは十分あるというふうに認識をしております。しかしながら、この効果がいつまで続くのかが、なかなか難しいというふうに考えております。そこで、詐欺被害がやや減少している今、ここで対策の手を緩めるのではなく、一步踏み込みまして、他の自治体に先駆けて新たな対策を確立しようということで、今回、新しい機種を導入をお願いしているところでございます。

新型機種につきましては、既存の自動通話録音機の機能に加えまして、通話内容をクラウドサーバー上に転送し、AIが通話内容をリアルタイムで解析いたします。その結果、詐欺の電話であると疑われる場合には、あらかじめ登録しておきました家族などの連絡先に、電話やメールなどで注意喚起の連絡が入るものでございます。これはNTT東日本が提供するサービスでございますが、品川区はここにプラスアルファの対策といたしまして、あらかじめ登録しておく連絡先に生活安全担当を加えていただきまして、万一の際は、私どもや警察からもご本人様に注意喚起を行うという独自のスキームをつくって運用していく予定でございます。

○松澤委員 今、1つ気になったのですが、生活安全担当に通話が行くとするではないですか。そうすると今度生活安全担当の方が、ご家族と会えないときに、多分お電話すると思うのです。大丈夫ですかと。そうすると、逆にその電話が、詐欺かなと思われたりしないのかとふと思ったのですけれども、そのような観点はいかがでしょうか。

○黨生活安全担当課長 そのようなことも十分考えられると思います。そこにつきまして、まさに警察のほうに、さらにバックアップ体制として入っていただいて、必ずその方の安全が確認できるようなスキームを構築してまいりたいと考えています。

○松澤委員 詐欺被害に対しても、これまで様々な、おっしゃるとおり対策が講じられてきましたが、その手口は巧妙化、複雑化しており、被害額も依然として高い水準で推移しているとお聞きしています。また、最近では金銭的被害にとどまらず、人命に関わる事件も発生したことなどにより、電話に出ることに対して不安を感じる状況も生じているということでもあります。

そこで、先ほどご説明がありました、この新型自動録音機の試験的導入です。今、やはりITを生かした仕組みがどんどん構築される中、説明を聞いていますと大変有効的なものではないかと思いました。この新型自動通話録音機ですが、これは国や都からの助成金事業ではないのでしょうか。また、特殊詐欺犯がよく使う用語を学習されると先ほどお聞きしましたが、これ款が違うから難しいと思うのですけれども、応用して、同じ言葉を繰り返し言ってしまったりする、認知症かななどと思われる、その学習という部分に対してはどのように使い方を変わると、逆にそのようなものが認知症の早期発見につながるかなと少し思ったのですが、そのような活用ができるかななどが分かりましたらお願いします。

○黨生活安全担当課長 都の補助につきましては、こちら都内初の試みであるということで、残念ながら都にもお願いをしたところですが、現在のところ都の補助の対象にはなっておりません。しかしながら、必ずやこの有効性のほう実証いたしまして、補助の対象となるように担当として努めてまいりたいと考えております。

また、ご提案いただきました認知症対策への応用につきましては、現状直ちにということは、非常に難しいところはあるのかなというふうに考えておりますが、こうしたお声があるということにつきまして、業者のほうにも伝えさせていただいて、調査研究のほうさせていただきたいと考えております。

○松澤委員 大変すばらしい取組だと思っております。品川区は、83運動、まもるっちなど、全国に先駆けて見守り活動の取組に大変実績のある区であります。治安がよい23区ランキングでも常に上位にある、大変誇り高い地元であると思っております。巧妙化する特殊詐欺に対して、区長の新たな挑戦には感謝しかありません。この新型自動通話録音機も全国初の事業として、品川区から全国に広がり、東京都や区、国から助成金対象として認められるよう、実績と拡充をお願いして、次の質問に移ります。

次に、公式LINEアカウントの運用について質問いたします。

近年地方自治体において、LINEを活用した住民向けサービスの提供が進んでおります。日本国内でも、社会インフラとして欠かせないコミュニケーションツールとなり、地方自治体でも、ウェブサイトやメール、電話と並んで、LINEを情報発信や問合せ窓口に活用する事例が増加しております。ウェブサービスの中で今一番利用され、注目を集めているのが、このソーシャルメディアであります。その利用実績を総務省が2020年9月に情報通信政策研究所の調査結果として発表したのを見ますと、10代から30代、これは約95%、40代から50代は90%、60代は約80%と、若者層の利用が圧倒的に高いことがうかがえました。

品川区もこのLINEを活用し、情報発信をしています。LINE公式アカウントを取得する際に、利用料などもかかると思っております。このLINE株式会社が地方公共団体向けに提供しているLINE公式アカウントを無償化した、地方公共団体プランなどもあります。品川区では、この公式アカウントを取得する際、どのようなプランに加入して、また、このアカウントを取得する際にどれくらい時間がかかるのでしょうか。教えてください。

○大澤広報広聴課長 品川区では、LINEのアカウント取得の際に地方公共団体プランの認証を得ておりますので、月額固定費は無料となっております。無料で送れるメッセージについても制限なしという契約になってございます。こちらのアカウントの取得までは、やはりLINE株式会社とのやり取りがございましたので、数か月かかっております。

○松澤委員 先ほど湯澤委員への答弁でありましたが、今現在の登録者数が5,745人、まだまだ拡大の見込みがあるかなとは思っております。その周知の中で、口コミでの広がりというものを私はとても効果があるかなと認識しております。例えば各町会長が集まる区政協力委員会の会議など、そういったところでのご案内、また、高齢者クラブへのご案内など個別に行っているのでしょうか。お聞かせください。

○大澤広報広聴課長 LINEの周知につきましては、これまで広報紙やホームページ等での周知が主でございましたので、引き続き従来の媒体を活用するとともに、委員のご提案にありましたような、ピンポイントでの周知というものも、今後検討してまいりたいと考えてございます。

○松澤委員 ぜひ大きく広げることもいいのですけれども、ピンポイントで、やはり口コミが私はとても大切だと思っているので、これからもよろしく願いいたします。

それからこのLINEを使った情報発信、これはどんどん進化していくと思っていますが、今後の方向性といえますか、例えば防災ですと、私たち消防団は災害時の地域の被害情報を把握するときに、地域の写真などを撮るのです。そして撮った写真をLINEに送ると、そのようなシステムが構築されています。例えばそのようなものを活用するとか、ソーシャルメディアで一番利用されるユーチューブなどでの配信というものもいいのかなと思っています。それぞれの課の仕事をちょっと配信してみたり、例えば書類の書き方が難しいというお話をよく聞くのですけれども、担当の課長でも、担当者でも、そのユーチューブでこう書くといいですよと、分かりやすく楽しく配信できると、興味を持つのかなと私個人は思います。ホームページと違い、LINEは、やはり区民がどの情報を求めるか、そのようなところにピンポイントで配信できる強みがあるかなと思っています。そういった部分で、これから今後、どこをターゲットに配信を考えているのか、また、今は見やすいメニューですが、今後、LINEのメニューがいろいろ増えた場合に、見にくくなってしまうおそれがあります。そういった視点で、どのような方向性を考えているのか、ご見解をお聞かせください。

○大澤広報広聴課長 まず、防災につきましては、今後公式アカウントに追加する予定がございます。

次にユーチューブの配信でございますが、これまでも実績がございますので、より有効な動画を配信するように、積極的に努めてまいりたいと思っています。

それから発信につきましては、登録者の属性や希望によるセグメント配信を実施しておりますので、今後もニーズにマッチした情報提供ができるようにしていきたいと思います。

LINEの画面でございますけれども、見やすいように整理していきたいと思っています。

○松澤委員 そこでLINEの活用や拡充の方法として、1点だけご提案させていただきます。渋谷区などはちょっと始めているそうなのですが、高齢者の方にLINEなど、このネットによる情報の周知が広まるように、スマートフォンの無料貸出し、または安く貸出すことはどうかなと思っています。これは渋谷区などでも検討が始まっております。渋谷区は予算をつけております。前に説明したように、住民のコミュニケーションツールとしてLINEが多く使われています。しかし実際は、歳入でこんの委員からのご質問もありましたけれども、高齢者はスマートフォンを持っている方が少なく、情報が届きにくいということが課題ではないかと思っています。総務省の「シニアスマホユーザーの課題と課題解決にむけて」という資料の中でも、高齢者の課題として、これは高齢者間での情報格差、設定が自分でできない、また料金が安い、セット販売が分かりにくいなどが挙げられておりました。これらの問題を解決するためにも、品川区で公式アカウントを取得した状態で貸し出す、情報格差を生み出さない仕組みを構築する。また、歳入のほうでこんの委員が言っていました高齢者にスマホを教える、そういった新規事業を絡めて、高齢者クラブなどでスマホ講習会など、品川区公式LINEを活用してデジタルボランティアを募ったり、例えば民間のICT普及活動を行っているNPOの方たち、こういった方たちをお願いをするなど、やり方はあるのではないかなと考えております。情報格差を少なくする取組、情報発信の拡充という部分において、ご見解をお聞かせください。

○大澤広報広聴課長 今年度の世論調査におきまして、区内の60代の方のスマホの保有率は81.3%となっております。前回、2年前の43.1%から大きく増加している状況がございます。スマホにつきましては、今、社会的にも料金の値下げ等も取り沙汰されておりますので、今のところ区からの貸出しは考えておりませんが、高齢者の方へのスマホに関する知識の普及につきましては、必要だと認識しておりますので、どのような方法が有効か検討してまいりたいと思います。

また、情報格差でございますが、LINE等の新しい媒体と同時に、これまでの紙媒体での周知とい

うものも、積極的に実施してまいりたいと考えているところでございます。

○松澤委員 スマホの所持率が増加しているということは、すみません、私も勉強不足でありました。確かに課長のおっしゃるとおり、今、品川区の広報媒体は、実は品川区の広報紙から一番よく情報を取るとアンケート結果も出ておりますので、併用でよろしくお願いいたします。

次にボランティアの部分で、度々の質問になってしまいますが、品川区の独自ボランティア「しな助」、オリ・パラのためにつくられましたけれども、本当にしつこいようですが、本当にすばらしいレガシー施策だと思っております。このレガシーを残していくためにも、やはりLINEで募集する。介護やスポーツなどいろいろな分野でボランティアを募れますし、興味のある資格取得、そのようなものの案内、ワークショップなどをしっかり周知することも可能だと思いますが、ご答弁よろしくお願いいたします。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 独自ボランティア「しな助」の今後のことと、そのLINEの活用というご質問かと思えます。「しな助」に関しましては、東京2020大会に向けてボランティアを募集しておりますので、この終了後は一旦解散する予定でございます。しかしながら、アンケートを取ったところ、7割以上の方が何らかの形で地域活動といいますか、地域貢献のことはやってみたいというようなお答えもいただいておりますので、改めてどのような形でボランティアを続けていただくのかということで、その中のツールの1つとして、LINEも活用するということは考えられるかなと思っておりますので、今後はいろいろ検討していきたいと思っております。

○松澤委員 ぜひこの品川区独自の、本当にすばらしいボランティアレガシーを残していただきたいと思えます。

これからほかの自治体のよいところを学びまして、区民の欲しい情報、これがピンポイントに伝わり、品川区のこのLINEが行政と区民をつなぐ新しいネットワークの中心になるように要望して、質問を終わります。

○渡部委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 173ページの男女共同参画推進事業より、森前会長の女性蔑視発言について、199ページのオリンピック・パラリンピック開催周知事業より、今年夏の開催中止について、それぞれ伺いたいです。

まず施政方針にて、多様な生き方を尊重、国籍、障害とともに性別に関わらずと述べ、共に暮らすための環境整備の推進を示されました。この視点はとても重要だと思います。なぜならば、現実の社会ではいまだに性別による差別、蔑視が根強いからです。最近では森前会長の「女性がたくさん入っている理事会は時間がかかる」との性差別、女性蔑視発言です。その会議の場で薄笑いすら出たということも含めて、とても深刻な問題だと思います。一方で、この発言に対して、「ハッシュタグわきまえない女」がツイッターで一斉に広がるなど、怒りの声が上がりました。日本社会のゆがみに対して、性差別や女性蔑視は許さない、私の代で変えたいとの声が大きく広がったことは、私は新しい社会をつくる希望だと思います。そこで今回の女性蔑視発言に対し、なぜここまで多くの方が声を上げたと思うのか、区の見解を伺いたいです。

○島袋人権啓発課長 世界中に広がり、批判が殺到した女性蔑視発言は、差別言動を見過ごさないという流れができ、この間の動きにとっても大きな変化を感じたところでございます。区は、人権尊重都市品川を宣言しております。長期基本計画をはじめ、マイセルフ品川プランを進めている中で、この言動はあってはならない、とても残念な発言だったと思えますし、一層推進を進めてまいりたいと考えてい

○中塚委員 本当にあってはならない発言だと思いますし、繰り返されてはいけない発言だと私も思います。これまで組織の中で、また社会や家庭の中で、どれだけ女性は口を出すという言葉が繰り返されてきたでしょうか。そのたびにどれだけ多くの方が押し殺されてきたか、黙らされてきたか、森氏の発言への怒りは、繰り返される女性蔑視に対してもう黙ってはいられない、変えなければとの思いが込められていると思います。ジェンダーギャップが世界153か国の国の中で121位の日本社会だけに、直ちに克服すべきだと思います。改めて、森前会長の発言は明らかに女性蔑視であり、社会のあらゆる場面で克服されるべきだと思いますが、改めていかがでしょうか。

○中塚委員　ぜひ推進を一層進めていただきたいと思いますし、この根深い差別を克服する、この取組を力強く進めていただきたいと思います。

○島袋人権啓発課長 ジェンダー平等ということですが、こちらに関しましては、やはり性別に関わりなく尊重され、個性を、あるいは能力を発揮できる社会が重要ということで、やはりしっかりと全ての区民の方がジェンダー平等意識を持っていただけるように、推進してまいりたいと考えているところでございます。

女性蔑視が根強く残る社会の中、コロナ危機が社会を大きく襲いました。非正規雇用で不安定で働かされていた女性は仕事を追われ、また女性の自殺者は昨年を上回り、さらに予期せぬ妊娠やDVなど、性暴力も増えています。ジェンダーギャップは仕事、健康、命を脅かす重大な問題です。また、日常に起きる痴漢も問題です。痴漢は犯罪です。しかし、被害者の女性に対して、あなたにも隙があったのではないかという言葉でどれだけの方が人生を狂わされてきたか。いかなる女性蔑視も、性犯罪も許されてはいけないと思います。

○島袋人権啓発課長 確かにアンコンシャス・バイアスという社会の中で無言の圧力のこと、あるいは

はどうでしょうね、成長のエネルギーにしてきたという今までの積み重ねがあるかと思います。無意識のうちにつくられてきた偏見が差別につながらないように、やはりしっかりと、人権啓発課といたしましても、様々な機会を捉えて推進をしていくことが重要だと思いますし、それをすることが人権宣言尊重都市品川を一層進めることにつながると考えております。

○中塚委員 無意識のうちに刷り込まれてきた、また社会の構造がつくってきたこの差別は、私は人間の力で各必ず克服できると思います。私自身の中にも、まだまだ反省すべき点はきっとあると思います。ぜひみんなでこれを乗り越えて、ジェンダー平等の社会へ、誰も傷つかない、取り残さない、そのような社会を目指していきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、夏の東京2020大会の開催中止についてです。この予算特別委員会でも、課長からは、安全・安心に開催できるかが使命と、東京2020大会の開催が前提です。この予算特別委員会もそうです。しかし、新型コロナウイルス感染症が世界中に広がる中、開催中止を求める声は、日本だけではなく各国に広がっております。そこで、安全・安心とはどのような条件が整う場合を指すのか、その基準を伺いたいと思います。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 今、オリンピック・パラリンピックを安全・安心に開くということの協議を東京都、大会組織委員会、そして内閣府等ですずっとやっているところなのですが、その中で安全・安心は一体どのような基準があるかというようなご質問かと思います。新型コロナウイルス感染症が広がる前に、そもそも東京2020大会に向けた東京都安全・安心推進会議というものを東京都でやっておりまして、その中では、関係者が生命・健康の確保、それから生活や社会機能維持する、それが安全・安心の基準だということであっておりますので、そのような視点で見ているところでございます。

○中塚委員 今のお話ですと、健康の維持、あと社会の安定が維持されない下では、東京2020大会は開催すべきではないと。私はそう思うのですけれども、品川区はいかがでしょうか。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 委員ご指摘のとおり、社会機能が維持された状態を目指すために、その状態で開けるように、今、順次準備を重ねているところでございます。

○中塚委員 率直に言って難しいということが皆さんの、多くの方の思いだと思います。東京2020大会が感染爆発の要因となることは最悪の事態です。選手間のフェアな環境が整わず、安全・安心もないままに開催が前提ということは改めるべきだと思います。改めて今年夏の東京2020大会の開催中止を品川区として求めているかどうか要望して、終わりたいと思います。

○渡部委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは191ページ、フィルムコミッション事業、165ページ、広報経費、169ページ、しながわWi-Fiスポット事業、173ページ、男女共同参画推進事業についてお伺いをいたします。

まず、フィルムコミッション事業についてですけれども、ツイッタードラマで、しなロケの事業なのですが、『はつ恋とビー玉〜10の約束〜』が2月5日から配信されていたということで、私はつい2週間ぐらい前に知って、たまたま広報広聴課の前を通ったらチラシが置いてあって、これいいなと、面白そうだなと。品川区のウオーターフロント・天王洲で生まれ育った幼なじみの優希と1つ年上の武流の初恋の物語で、ウオーターフロント・天王洲で生まれ育ったと、私も地元が天王洲なので、私のような環境なのだなと。これはいいな、面白そうだなと思いましたところ、あまり周知されていたという記憶がなくて、同会派の藤原委員にもお聞きしたのですけれども、区民委員会に報告ありましたかと言っ

たら、いやなかったというお答えをいただいて。少なくとも私はあまり知らなかったのですが、どのような方法で周知をされていたのでしょうか。

○古巻文化観光課長 ツイッタードラマの件でございますけれども、周知に関しましては、ちょっとしたいろいろなタイミング等も図りながら進めていたところでございますが、SNSを使つての周知と、あとお披露目、マスコミを集めてのお披露目のそのような機会を設けまして、大森の映画館になりますけれども、そちらでマスコミに対して広報した経緯でございます。

○筒井委員 大森の映画館やSNSでの周知ということなのですが、ツイッタードラマということでこれは非常に斬新なやり方ですし、非常に面白そうなドラマで、しっかりとこの品川区のロケーション、11か所を回っているという、本当に工夫を凝らされたドラマなので、もうちょっと周知してればよかったかなと思います。今後はもっともっと伝わる周知やPRをしていただきたいと思っております。特に、今回このドラマで、品川区内の11か所、ロケーションを回っておりますけれども、このコロナ禍だからこそ、マイクロツーリズム的な、近場で1時間ぐらいで回れるようなところ、コロナ対策でも、近所を散歩するとか、運動でランニングするということは、認められていることなので、こうしたコロナ禍だからこそ、ドラマを見て、ではこの11か所のロケーション、ちょっと今日走ってみようとか、近所にそういえばロケーションスポットあったから行ってみようかというようなことにもなりまして、改めて品川区民や、当然区民以外の方にも、品川区の魅力を知ってもらえますので、ぜひともこうしたしなロケ、また、このしなロケによるドラマの周知、伝わる周知をしていただきたいのですけれども、その点お考えいかがでしょうか。

○古巻文化観光課長 この後の周知に関しましては、現在ツイッター上で動画をご覧いただけますけれども、3月の上旬までは都内の映画館、4館になりますが、そちらのCMの時間を使いまして周知もさせていただいて、ロケ地マップの配布もしておりました。今後につきましては、ユーチューブ等へ掲載、登録をさせていただいて、しなロケのホームページでも紹介をしていきたい、このように考えてございます。

○筒井委員 また、広報しながわなどでも、本当にちょっとしたスペースに載せてもいいかなと思いますので、ぜひその辺りも含めてご検討よろしくをお願いします。

続けて、その広報しながわについてお伺いしますけれども、年々新聞の購読者数が減っていることかと思いますが、そうすると広報しながわは新聞折り込み、今新聞折り込みでやられていると思うのですが、新聞を取っていない方には届かないということで、それで広報力が落ちてしまうのかなと。結構これ私が定期的に、ほかの委員の方も定期的におっしゃられていることなのですが、今後の新聞購読者減に伴う対応はいかがお考えなのでしょう。

○大澤広報広聴課長 新聞折り込み、確かに今減少しております、令和3年度は9万8,000部を予定しております。ただ少なくなっているのが、令和3年度からスポーツ紙への折り込みを新たに始める予定がございまして、それが5,200部ですので、それを合わせるとこれまでの水準を保てるかと思っております。また、そのほかに駅のスタンドですとか、銭湯、区有施設のほか、銀行、郵便局、コンビニエンスストア、スーパーマーケットでも配布をしておりますので、そちらのほうもご利用いただければと思っております。また、今個別配送が2,500件ほどございますので、個別配送でも、引き続き周知を図ってまいりたいと思います。

そのほか、今、ホームページ等で見られている数も多くて、ホームページの広報紙には、毎月大体平均で5,000を超えるアクセスございます。また、カタログポケットのアプリのほうも、500ほど

の登録がございまして、スマートニュースから品川区の広報紙を見ている方も、月の平均で2,500件ほどございますので、紙媒体のほかの方法についても周知を図って、皆さんに見ていただけるように努めてまいりたいと考えてございます。

○筒井委員 そうしたほかの媒体というか、方法で増えていっているということは、これは非常にいいことだなと考えております。先ほど来から出ている品川区のLINE公式アカウント、こうしたものも活用していくのも手かなと思います。ただ、このLINE公式アカウントのPR方法が、先ほど広報しながらやられているということで、これは結局、卵が先か鶏が先かというような話になってしまいますけれども、ぜひLINE公式アカウントのほうは、先ほど町会などにピンポイントでご案内するという方法もしていくということなのですが、例えば町会の掲示板に大きくQRコードなどを掲載して、品川区のLINE公式アカウントだよという周知方法も考えられると思うのですが、そうしたことをいかがお考えでしょうか。

○大澤広報広聴課長 現在広報紙の発行日には、しなメールやツイッターで発行しましたということをお知らせしておりますので、引き続きLINEも含めて、SNSでの周知も図ってまいりたいと思っております。LINE公式アカウントにつきましては、委員のご提案も含めまして、できるだけ様々な方法で周知に努めてまいります。

○筒井委員 よろしくをお願いします。

続けてしながらWi-Fiスポット事業に移りますけれども、今SHINAGAWA FREE Wi-Fiをしていると思うのですが、ホームページで通信可能エリアを見ますと、結構楕円形とか、公園などで、楕円形とか丸の範囲内、この範囲で通信できるということなのですが、この範囲から抜けてしまった場合、例えば角度でいえば90度の範囲でしかなく、残りの270度、通信範囲外から抜けてしまったら届かないということになりますので、ぜひ拡張していただきたいのですが、その点いかがお考えでしょうか。

○山本情報推進課長 SHINAGAWA FREE Wi-Fiについてのお尋ねでございます。Wi-Fiの電波の届く範囲につきましては、設置しているアンテナの性能で決まっております。今、利用しているのが最大で70メートル程度となっております。各スポットでその範囲を広げるとなると、アンテナの増設が必要になりまして、その際には電源の確保であったり、ケーブルの敷設工事等が必要になりまして、設置できる場所というものはかなり限定されておりますので、今のところ増設のほうに難しいということが現状でございます。

○筒井委員 そうなのですが、いざ震災などで、特に公園などは一時避難場所になっているところなどもありますので、そうした防災上特に必要だなというところは、非常にアンテナ設置や電源を引っ張ったりする点で大変かもしれませんが、ぜひ努力して、拡張のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

1つ気になったのが公園で、なぜか池田山公園にWi-Fiが設置されていないのですが、この池田山公園は、品川区の観光の1つの名所となっておりますし、しなロケにも、それこそ掲載されている公園でございます。ぜひ池田山公園にもWi-Fiを設置していただきたいのですが、その点いかがお考えでしょうか。

○山本情報推進課長 公園での整備についてですが、今、災害時の通信手段の確保という観点から広域避難場所等、あとは大規模な公園にWi-Fiを整備しているところでございます。池田山公園は、観光地として非常に人気があるスポットというふうには考えてございますので、その辺りの整備につい

ては、関係課とともに考えていきたいと思っています。

○筒井委員 続けて男女共同参画推進事業で、いわゆる同性パートナーシップ制度について伺いをしたいと思うのですが、令和2年度におきましては、港区、文京区が同性パートナーシップ制度を導入されて、足立区では区議会議員の方が問題発言をされましたが、その足立区でも令和3年度から同性パートナーシップ制度を導入されるということなのだと思いますけれども、こうしたほかの自治体の動向を受けて、品川区のこの同性パートナーシップ制度導入の動向というか、ご検討というものはされているのでしょうか。

○島袋人権啓発課長 同性カップルについての婚姻に相当する行政証明、いわゆるパートナーシップ制度ですが、これは各自治体によって対応が異なっているところでございます。公的認証ができれば全て解決するという問題ではないという法的効果も含めて、国の動き、都の動きを慎重に注視する必要があるかと存じているところです。

また、第17期品川区行動計画推進会議の諮問事項といたしまして、性的マイノリティーの理解促進をするための教育や啓発、支援など、環境整備についてということをお願いしておりまして、報告期限を令和3年12月としております。この中でどのような報告が上がってくるか、またその報告を鑑みながら、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○筒井委員 分かりました。今検討を進められていて、その会議の結果を待つということだと思うのですが、当然地域性などといったこともありますが、非常に私もそのLGBT当事者の方が知り合いでおりますけれども、やはり品川区に、なぜ同性パートナーシップ制度がないのだと。このままではほかの区に引っ越してしまうよなどと、そのように冗談で言われることもあるのですが、ほかの自治体、どんどん同性パートナーシップ制度は進んでおりますので、そうした会議や有識者の方のお声など聞いて、ぜひそうした制度の導入の検討をしていっていただきたいと思うのですが、その点いかがお考えでしょうか。

○島袋人権啓発課長 まずは区民の皆様や地域の方々への理解促進が非常に重要と考えておりまして、この12月に品川区職員・教職員向け性自認・性的指向に関する行動指針を作成しまして、ホームページ上でも公開しているところでございます。こちらは、区職員・教職員となっておりますが、企業の方にも参考にしていただきたく作成したものでございます。一層の理解推進が進んだ中で、検討してまいりたいと考えているところがございます。

○渡部委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは163ページ、予算関係管理費、165ページ、ホームページ等経費、169ページ、情報公開等経費、情報化推進費、タブレットのことを伺います。173ページ、男女共同参画推進事業、177ページ、庁舎等管理費、庁舎計画費、できるところまで伺います。

最初に予算関係管理費です。昨年は財務書類作成委託もこの項目に入っていて、今年は委託が別の項目に移ったということだったので、見当たらなかったのでも、見当たらないのでここで伺います。委託内容は決算関係の書類と理解してよろしいでしょうか。昨年の決算特別委員会、今年の10月の決算特別委員会では、財務諸表には注記をつけるということでしたが、どの程度のものを考えておられるのか伺います。これも委託の内容でもう決まってしまうのでしょうか。ぜひ議員からの事前要望には応えていただきたいのですが、いかがでしょう。それにつけても、公会計レポートはなぜ遅いのでしょうか。昨年の決算特別委員会のときに出ているべき公会計レポートがまだ出ておりません。委託業者の問題なのか、その辺について伺います。

○品川財政課長　まず予算関係の経費でございます。財務諸表等の関係の予算のほうを計上していたのですが、こちらは会計管理の予算のほうに付け替えをしているというものでございます。

それからあと、公会計レポートでございますが、こちらにつきましては、昨年度から新たに新公会計システムを導入しての公会計レポートを出させていただきました。今年度は、その前年度との比較というような形で、公会計レポート作成をしているところでございますが、ちょっと内部的事情になってしまって大変恐縮ですけれども、前年度の業者から今年度、業者を替えてしまったというところがございました。そのような中で、細かい点で、やはりその両者の表示する項目の解釈とか、そういったところに少し違いが出ておりまして、前年比として、前年と本年とを比較した形で出すとなると、その項目で出ている項目自体が、解釈の問題で数字が少し違ってきってしまうとか、そのような細かい点でいろいろと今時間を要してしまっていて、公会計レポートは、作成を今急いでいるところでございますので、一刻も早く出していきたいというふうに考えております。

○中山会計管理者　私からは注記のほうについてご報告いたします。

現在ホームページに、各会計別の財務諸表、それから注記につきましては、合算分の注記ということで載せております。また、令和元年度から、財務諸表を分かりやすくしたいということで、概要版のほうも作成いたしまして、そちらのほうも併せて載せておりますので、ご覧いただければと思っております。

○吉田委員　公会計レポートは、既に大分遅れておりますし、そもそも昨年の公会計レポートの公開がすごく遅かったのも、ぜひこれは早急に進めていただきたいと思います。委託業者の問題ということですが、やはり基本いついつまでに仕上げるということが委託契約の中に入っていると思いますので、その辺についてきちんと進めていただきたいと思います。

それから財務諸表につける注記です。やはり注記を頼りに私たち財務諸表を見たいと思います。事前に議員から、例えばこのような資料も欲しいという要望には応えていただきたいと思いますのですが、その点についてお答えがなかったので、もう一度伺います。

続いていきます。ホームページ等経費と情報公開等経費です。最初にホームページなのですが、先ほどの質問に関連するのですが、公会計レポートの公開日がホームページから全部消えております。なぜでしょうか。ほかにも今まで更新日が記載されていたのに、なくなっているものがあるのですけれども、何か理由があるのでしょうか。元に戻していただきたいと思いますけれども、いかがでしょう。

それから情報公開です。歳入の審査の際、情報公開手数料を無料にすべきという議論がありました。生活者ネットワークも同様に主張いたします。私たちも情報は区民の財産であり、それを知ることは区民としての権利と考えております。しかし、それを実現するためには、適切な情報公開制度とともに、区民に必要な情報が用意されていることが必要です。今回は適切な情報、多くは文書や電磁的記録になるのだと思うのですが、その作成と、それから品川区情報公開等審議会の意見の尊重を求める立場から質問をいたします。

今回ちょっと事例を紹介したいのですが、特定の所管に関わる事例なのです。ただ、今回の質問は区の情報公開に対する姿勢の問題として伺いますので、ここで質問いたします。本当は質問も所管を特定しない形で作ろうとしたのですが、難しいので具体例を出しますけれども、区の情報公開への姿勢の問題として答弁をしていただきたいと思います。

2019年の12月にぐるっぼの消防計画の情報公開を求めました。文書部分は、個人名以外は全部公開をされました。ただ、避難経路図が黒塗りが出てまいりました。公開された文書には、防火管理者

の役割として、避難経路の周知が求められております。具体的に言うと、避難経路図を別図のとおり作成して掲示するという義務が求められています。それなのに、その別図たる避難経路図が黒塗りなのは容認できないと思ひまして、不服申立てをいたしました。それに対する弁明は、ざっくり言うと、添付しているのは、いろいろな個人情報も含めた詳細情報が載っている建築図書だから、公開できないということでした。私たち避難経路図を求めたのですが、建築図書だから公開できないということです。私たちの反論等の経緯は省きまして、結論だけを言うと、情報公開等審議会の結論も非公開が妥当ということでした。建築図書ですから。ただ、最後に、今回の審査請求は、私たち審査請求人が求めている情報に対し、建築図面を使用したことから非公開とされて提起された審査請求である、平面図に建築図面を使用する必要性は低く、処分庁は今後公開可能な図面の使用に努めるとともに、本審議会の判断とは別問題ではあるが、より分かりやすい避難経路図を別途作成し、当該施設のさらなる安全を図ることを希望するという意見がついていました。

必要性もない、開示できない個人情報を含むものを公文書として用意し、そのために非公開とする姿勢は、情報公開の原則に反すると考えます。また、情報公開等審議会の結論は、強制力はないと承知しております。しかし、その意見は尊重されるものと理解しておりますし、これまで尊重されてきた事例もきちんと知っております。承知しております。この審議会の結論も尊重されるべきと考えますが、見解を伺います。

○中山会計管理者 注記につきましては、来年度の決算、令和2年度の決算のときに併せて、しっかり財務諸表と出せるようにしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○大澤広報広聴課長 初めにホームページの更新日の件でございますけれども、こちら現在のところ、ホームページのシステム上、更新日として表記されるのが、職員が作業をした日になってしまうというシステムになってございまして、例えば本来日曜日に皆さんに公開すべき情報が、金曜日の夜に作業すると金曜日の日付が出てしまうということで、かなりそれに対して区民の方からお問合せ等があつて混乱を招いたという事象がございまして、一旦システムから更新日の表記を落としてございます。現在、システムを管理している事業者と、どのようにしたらアップすべき日を更新日として出せるかというところを検討しているところでございます。

次の情報公開に関するご質問でございますが、品川区の情報公開制度は、請求者が各部等、実施機関に公開の請求をした場合、請求を受けた実施機関は、非公開情報が含まれる場合を除いて、原則として公開する規定となっております。情報公開にあたりましては、案件ごとに様々なケースがありまして、画一的な対応は難しく、資料の作成について、情報公開制度として規定するのは難しい部分がございます。しかしながら今後も、区政に関する情報を広く公開することが原則であるという制度の趣旨にのっとり適正な運用を図るように、担当者等を通して、庁内に徹底していきたいと考えているところでございます。

○吉田委員 ホームページの公開日は、ぜひ早く復旧していただきたいと思います。区民の方からも、なぜなくなってしまったのかというお声も届いておりますし、直接広報広聴課へ言ってなどと伝えたので、ご意見も直接届いているのではないかと思います。

情報公開です。制度としてのご答弁はそのようなことだろうと思いますが、繰り返しになりますけれども、必要がない情報、必要がないのに個人情報載っているものを資料として残されると、結局どのような制度があつても、いつも非公開なのです。情報公開等審議会まで争つても非公開だと思います。今まで広町地区の再開発のこともありましたけれども、公開できないものがあるのであれば、きちんと

した情報を、区として公開できる内容の文書を、区民に対する説明の文書を用意していただきたいと思いますが、もう一度見解を伺いたいと思います。

それから、次に行ってしまいます。情報化推進費でタブレットです。事業者とクラウド型通訳サービス利用契約を5年契約で結んでいるということで、仕様書の中身も確認いたしました。何社かの提案を受けた中から、対応言語の多さや対応時間の長さなどで優位性を認めて、今の事業者と契約したというふうに伺いました。その対応言語の1つが手話ということで、聴覚障害者への情報のバリアフリーを補完するものになっていると理解しております。生活者ネットワークは、基本的には手話通訳者の配置を増やすことを求めています。補完の手段の1つとしては評価しております。現在55台が配備されていると理解しておりますが、ぜひ活用していただきたいと思います。残念ながら、今日の段階で確認していないのですが、まだ表示がないのです。ここに手話が通じるタブレットがありますという表示がないのです。昨年の決算特別委員会の総括質疑で、役所の窓口でタブレットの存在を知らない職員がいて、コミュニケーションに苦労したという聴覚障害者の方のお声を紹介しましたが、今は職員にタブレットの存在は周知徹底されているのでしょうか。表示については、障害者福祉課と連携して表示を行うというふうにおっしゃっていたと思うのですが、それは現時点でできたのでしょうか。多言語にも対応していて、このタブレットは13言語対応できるのです。ただ、ほとんど英中韓の3か国が使われることが多いと聞いています。手話で対応できるという表示と、それから3か国語対応の表示、あわせて英語で、その他10言語対応可能という表示があるとベストだと考えますが、いかがでしょうか。

○大澤広報広聴課長 情報公開に関してでございますが、広報広聴課のほうには、各所管から様々相談がございますので、ケースに応じて丁寧に対応していきながら、制度の趣旨を伝えてまいりたいと考えてございます。

○山本情報推進課長 通訳タブレットについてのお尋ねでございます。まず窓口でのサービスのご案内ですが、こちら各窓口に掲示するよう対応しているところでございます。掲示の内容ですけれども、こちら13言語対応ということで、13言語でサービスができますというところをご案内しているということと、あと手話マーク等々も記載をしているところでございます。

それから職員内への周知に関してですが、こちらのほうも障害者福祉課と連携しながら、全職員への周知を行っております。

○吉田委員 情報公開は、適切な文書が用意されていないと、そこに個人情報載っているということで全て非公開にされるのが今の制度ですので、きちんと適切な文書を公文書として用意されることを要望しておきます。

それからタブレットですが、昨年の決算特別委員会の後、表示がないから早く表示してくださいというように求めました。それほど難しいことではないと思うのですが、その際に、障害者福祉課との連携はいいのですが、勝手に決めないで聴覚障害者の方とも相談して、分かりやすい表示をしてくださいということと、それから多言語対応、せっかく13言語対応なので、それがアピールすべき点なのではないかと思います。それほど予算がかかることとも思えませんので、早急な、できたら今年度中に対応をお願いしたいと思います。ぜひこの辺についてはお返事いただきたいと思います。

それからもう一つ、次行きます。173ページの人権啓発費の中から、男女共同参画推進事業です。啓発講座・交流スペース「みんなのひろば」開催は、昨年より大分予算増えています。拡充は評価したいと思いますけれども、前年の成果、あわせて次年度の意気込みなどを伺いたいと思います。

○山本情報推進課長 通訳タブレットの掲示ですが、繰り返しの答弁になりますけれども、こちらの

ほうはもう既に窓口のほうに掲示をしていると認識してございます。その際には障害者福祉団体にも、内容は確認をしてもらっているところでございます。

○島袋人権啓発課長 男女共同参画推進事業のことでございます。性の多様性講座、交流スペース「みんなのひろば」の開設でございますが、まず啓発講座でございます。区民等に対しても、誰もが生き生きと暮らせる男女共同参画の実現を目指し、多様性を認め合い、差別や暴力のない平和で活力のある地域社会をつくるため、様々なジャンルの啓発を推進するための講座を企画、実施しております。性の多様性の講座も啓発講座の1つでございます。

また、交流スペース「みんなのひろば」でございますが、今年度実施しました12月12日分、応募者3名、参加者3名、2月13日、応募者10名、参加者6名でございました。10代の利用も可能としたところから、2月13日におきましては高校生も参加していただき、また、高校生でございますが、ふれあい掲示板を見てホームページから応募されたということで、若い方もふれあい掲示板を見てくださるということを確認したところでございます。今後は、令和3年度ですけれども、自主グループ活動につなげることを主な目的として、アライも対象とした内容にしていきたいと考えているところでございます。

○吉田委員 表示のほうは、私が見落としていたのかもしれませんが。今日も戸籍住民課のところを通ってきたのですが、ちょっと見当たらなかったもので、改めて確認させていただいて、また何か意見を言わせていただきます。

それから男女共同参画推進事業は、順調に進んでいるということで、ぜひこれは引き続き拡充をお願いしたいと思います。

最後に庁舎等管理費、庁舎計画費です。基本構想・基本計画検討経費と策定経費が計上されています。生活者ネットワークは、基本的にはこの時期に急いで進めるべきではないという立場です。ただ、事態がどんどん進んでしまうということは困るので、進めるのであれば、十分区民の意見を聞くだけでなく、取り入れる形で進めてほしいと考えております。

その立場で質問をしますが、簡易型プロポーザル方式要領についている想定業務仕様を確認しましたがけれども、基本構想検討だけでも6項目にわたって相当な内容です。それを今年の7月までに基本構想を作成し、概要版を出すことになっております。これ十分な検討が進むのでしょうか。少し急ぎ過ぎではないかと思いますが、見解を伺います。

○濱中庁舎計画担当課長 私から新庁舎整備の進め方について、ご説明を差し上げたいと思っております。

今、基本構想・基本計画の策定委託の検討業務を委託する事業者を選定しておりまして、その中の仕様に様々な項目、基本構想の検討から庁内の支援、区民意見の合意、外部検討委員会等々の業務が含まれております。その中でも、これまで様々な庁舎機能検討委員会の議論であったりですとか、その前には区議会での議論、庁内での議論を重ねてまいりましたので、そういったものを基本構想としてまとめて上げていくというところで、7月までに素案のほうをまとめてパブリックコメントを行ってから、9月には答申をいただきたいと思っております。

○渡部委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは163ページの上から4行目、しながわテレビ・プッシュ普及促進事業、175万円余からです。最初この名前を見たとき、ちょっとびっくりしましたがけれども、このプッシュとは押すという意味ですが、なぜこの名前を使用したのか、このプッシュすることで何を区民に伝

えていきたいのか、私的には「えっ」と思いましたが、特別な意味があれば教えていただきたいと思います。

○佐藤企画調整課長 しながわテレビ・プッシュ普及促進経費に関わるご質問でございます。まず事業の内容でございますが、必要な情報を必要なときにテレビからお知らせするサービスでございます。緊急地震速報や気象災害情報のうち、緊急度の高い情報については、テレビが消えていても自動的に立ち上げてお知らせする、自動的に立ち上がってお知らせするというところでプッシュというような表現を使っていると捉えております。それ以外にも、電車の運行情報でございましたり、自治体が発信する生活情報等もお知らせする、幅広いサービスとなっております。

○木村委員 自動的に立ち上がる、そのような意味でプッシュという名前がついたのだろーと思えます。これといった的確なあれはなかったのですけれども、面白さを選んだというようなことであろうと思えます。

165ページの下から2行目にありますけれども、FMしながわ広報番組制作費1,200万円ですが、このチャンネルは品川区のチャンネルですけれども、品川区の専門チャンネルではなく、時間帯を使用しているということでしょうか。

○大澤広報広聴課長 FMしながわの中で、「ほっとラジオしながわ」として、月曜日から金曜日まで、11時から30分間、夜10時、22時から30分間の枠で、区の広報番組を流しています。その経費でございます。

○木村委員 最初からずっと品川区の番組ということではないということで、午前と、そして午後の30分、1時間を本区の専用時間としているということですが、この始めるきっかけは何ですか。また、年間の使用料が1,200万円ということですが、どれだけの価値がというのは、失礼な言い方ですが、価値があるのかなと、このように思います。お答えください。

○大澤広報広聴課長 FMしながわの役割でございますが、まず第一には、災害時に避難情報や被害情報を発信できるということで考えております。災害協定によりまして、災害時には区からの割り込み放送ができるようになっております。また、防災行政無線と連動しておりますので、J-ALERTや警戒水位や地震情報が、自動的にFMしながわに割り込んで放送されるということになっています。あとは地域に密着した情報を発信して、地域コミュニティを醸成するという目的と、また、インターネットを使いますと、どこからでも聞けますので、品川区の情報を区外の方にも発信していくという役割もございます。

FMしながわにつきましては、かなり反響がございまして、子育て応援メッセージ等は都外の方からも、心温まる番組だとか、品川区の活動をもっと広く発信してほしいというような声も届いております。また、感染症予防について区長のメッセージを放送したときには、区長からのメッセージはかなり説得力があるというような声も届いておりますので、一定のリスナーの方からの評価はいただいているというふうに考えてございます。

○木村委員 聞こえず、区内か区外なのか分かりませんが、人が見てそれをすばらしいという感じということは、私は大変すばらしいことだろーと思っています。区外の人たちから見たときに、品川区というのは本当に住みやすそうだとか、住んでみたいと思わせる、また、品川区はこのような区なのだと、品川区のよさをアピールするための手段と考えますけれども、それでよろしいのかどうか。そしてまた、これからもこの番組を、長く続けていただきたいと思えますけれども、お願いをしたいと思えます。

○大澤広報広聴課長 番組の中では、教育長が出演して品川区の教育制度の説明などもしております。

それに関してもいろいろ反響があつて、よく分かったというようなお声もいただいておりますので、そのようなことも含めて、区外の方にも番組を聞いていただいているようですので、区の情報発信という役割を今後も果たしてまいりたいと考えてございます。

○木村委員 私もチャンネルを回していて、品川区という声や、また品川区の映像が見えたり、聞こえたりすると、何となくほっと安らぎを感じるのですけれども、純粹に品川区だけの専門チャンネルにするには莫大な資金が必要になります。年間1,200万円の費用であります、妥当とお考えでしょうか。お聞かせください。

○大澤広報広聴課長 1,200万円の内訳でございますけれども、制作費として約4万6,000円の260日分ということで計上してございます。こちらの金額は妥当な金額というふうに考えてございます。

○木村委員 ぜひ区民の心を癒す番組をお願いしたいと思います。

次に167ページの上から2行目、外国語版ラジオ広報番組からですけれども、多くの海外の方が、今品川区には約五、六千名ほどの外国人が住んでいるということをお聞きいたしました。品川区のことをよく知ってもらうための配慮だと思いますが、どれぐらいの割合で視聴していると思われますか。それとも視聴率は関係なく、品川区のことをできるだけよく知ってもらうためにこの放送を流しているということでしょうか。簡単にお答えください。

○大澤広報広聴課長 インターFMの内容につきましては、広報紙の情報を中心に区からのお知らせということで、英語、中国、韓国語、タガログ語で流しております。ラジオは視聴率が取れませんので、どのくらいの方が聞いていらっしゃるかということはちょっと把握していませんが、インターFMの内容をホームページにそれぞれの外国語で載せていますけれども、それへのアクセスが月8,600件ございますので、ある程度の参考になるかと考えてございます。

○木村委員 次に、この2行下にありますけれども、品川音頭ですが、品川区を代表する曲だとも思っています。区民の皆さんのこの曲の認知度具合はどれぐらいあると思っておりますか。お聞かせください。

○大澤広報広聴課長 品川音頭ですが、昭和53年に作成されて、もう40年以上たっております。保育園、幼稚園、また各地区の区民まつりなどで広くご活用いただいておりますので、世代を越えて多くの区民の方に親しまれていると思っております。また、学校の連合体育大会で使われているというふうに聞いてございますので、品川区立の学校を卒業した区民は、全員が踊れるというふうに聞いておりますので、認知度はかなりあると思っております。

○木村委員 聞くところによりますと、小学生のほとんどはこの曲を知っているともお聞きをいたしました。ということは、やはり小学生は踊れるのでしょうか。これは音楽の授業などで使用しているということでしょうかどうか、そこのところをお聞かせください。

○渡部委員長 教育費に入ってしまうので、木村委員、すみません。質問をほかに変えていただければ変えてください。

○木村委員 すみません。これで終わります。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

なお、本日午後1時より本会議が予定されております。本会議終了後、直ちに再開いたしますので、あらかじめご了承願います。

○午前11時51分休憩

○午後 1時13分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。松本委員。

○松本委員 私のほうからは181ページ、オリンピック・パラリンピック啓発事業支援補助、185ページ、オリンピック・パラリンピック啓発事業、関連して173ページ、男女共同参画推進事業、189ページ、都市型観光プラン推進事業、時間が間に合えば183ページ、国際交流推進事業と関連して、185ページ、生活安全推進事業について伺います。

まず、オリンピック・パラリンピック啓発関係と男女共同参画推進事業ですけれども、午前中、中塚委員から森前会長の発言から関連して、性差別に関する質疑がありました。私も同意見でございまして、ジェンダーギャップは、極めて重要な課題であると考えております。森前会長の発言の後も、それをある意味フォローしようという形で、さらに批判を集めるような発言も多々見られるところでありまして、この問題の根深さとともに無意識さを感じるところであります。この点は、残念ながら私が所属している日本維新の会という政党でも、問題ある言動がなされることがありまして、反省するところであります。男女平等の話でいったら、女性差別だけではなくて男性差別の問題、先ほど中塚委員の質疑からもありまして、そのような意味では、我が党もちろん問題はありますし、自民党でも種々発言がありますけれども、一方で野党でも、「男なら泣くな」という発言が、元男女共同参画担当大臣からあったということもありまして、これはもう本当にいろいろなところで問題があるというふうに感じております。

ジェンダーロール、何か行動しようとするときに、属性によって異なる扱いを受ける、偏見を持たれる、これは人権問題であるとともに、社会経済の活力をそぐような問題でもあるというふうに感じます。離婚後の貧困の問題、これにも関連しますし、先ほども申し上げました、男性の生きづらさにも関わります。私自身、この年齢まで今独身なのですけれども、この独身である1つの理由は、男性としての期待される役割をある意味拒んできて、それでなかなか相手に恵まれないというようなところもありました。先ほど、この関係でいいますと、中塚委員から、箱根駅伝での「男だろう」の声援について話題が出ましたが、この性役割の問題、あるいは男女平等の問題というものは、スポーツの場ではかなり見過ごされてきたのではないかなというふうに感じるところであります。

昨年、『鬼滅の刃』という漫画・アニメが、大流行していましたけれども、毎日新聞に『これじゃあ男もしんどくない「鬼滅の刃」の男女観』という記事が載る一方で、その「男だろう」という掛け声については肯定的な記事が載るというようなことがありました。ちなみにこの『鬼滅の刃』に関する記事に関しては、全然『鬼滅の刃』を読んでいないという人が書いたというようにしか思えないような偏見で書かれており、極めて心外だと思いました。私は創作物への規制は表現の自由、自粛効果の観点から大反対で、あくまでも教育、啓発によるべきという立場なのですけれども、いずれにせよ、マスコミを含めた偏見の強さを痛感するところであります。

さて、オリンピック・パラリンピック啓発に関してですが、啓発、レガシーといったときに、どうしてもスポーツの側面ばかりが強調されます。しかし、オリンピック憲章は、性差別を含めたあらゆる差別の是正を求めています。オリンピックという世間の注目を集める機会こそ、差別・偏見の是正につなげる好機であり、啓発というように言っているわけですから、各啓発事業を行う際には、オリンピック憲章の理念を盛り込んでいくべきだと考えますが、区の見解をお願いします。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 オリンピック憲章の中といたしますが、多様性と調和というものが大きなテーマの1つとなっております。それはもうオリンピックが、スポーツの祭典だけにかかわらず、文化の祭典でもあるという面もございますし、文化事業をやるとき、または教育の場、あらゆる場でオリンピック憲章というのは有効に活用することができる内容だというふうに認識しております。様々な教育の場で、オリンピック・パラリンピック教育はもちろんやっておりますし、その中で、区民や子どもたちの教育が可能なものであろうかと考えております。

○松本委員 今日は教育費の款ではないということで、強調したいのは、この間でもオリンピック・パラリンピック啓発事業とか、先ほど申し上げたオリンピック・パラリンピック啓発事業支援補助というような形で事業化されているところで、その中で、どうしてもこのジェンダーギャップなどの話というと、教育のところが出てくるのですけれども、実はやはり今回の政治関連の人たちの発言を見ても分かるとおり、大人なのです。無意識の話が午前中も出ていましたけれども、やはりその部分で、必ずしも子供に対する教育だけではなく、様々な場面で、本当にオリンピックという、このような名目があると皆さん頭に入りやすいタイミングだと思いますので、ぜひ、こちらのほうをお願いできればと思います。

次に、都市型観光プラン推進事業について伺います。

改めて申し上げることでもありませんけれども、品川区は水辺の利活用を推進してまいりました。先日毎日新聞で、「現代アートで水辺ににぎわい 変わる東京・天王洲」と報じられておりました。水辺の利活用は、様々な委員から提案がありますので、私のほうからどこまで言えるかということはあるのですけれども、1つ申し上げたいと思うのが、2025年に大阪市で万博が開かれますけれども、その開催地の夢洲で、5月4日に日本最大級の花火を打ち上げるというような、オンラインショー型の花火「レッツゴー万博2025」が開かれる予定です。品川区の水辺で大規模な花火をするというのは現実的ではないと思うのですが、このイベントで注目を集めているのは、ドローンを使ったエンターテインメントショーです。LEDを搭載したドローンをたくさん飛ばして、1台1台が光って、全体で立体的な動画アニメーションを描き出すというような、最先端のエンターテインメントショーが行われると。これは、中国で既にお祭りなどで行われているようで、実際に私もユーチューブなどで拝見したのですが、すごいサイバーパンクの世界をほうふつとさせるようなものです。水辺がたくさんある品川区、五反田バレーという最先端のITベンチャーが集う品川区、また、災害時に無人航空機、ドローンを活用した支援業務等に係る協定を締結して、ドローン活用に積極的な品川区だからこそ、こういったドローンを活用したイベントを検討されてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○古巻文化観光課長 ドローンの活用について、観光面でということでございますけれども、ドローンに関しましては、技術的な部分含めて、かなり近年進歩が目覚ましいのかなというふうに考えておりますし、使用するシーンも増えてきているなどということで、関心は持っているところでございます。具体的にどのように使うのかということは、今委員のご提案も含めて、観光面で何か活用できるものがあれば、うまく活用していくことも1つの発信の手段かなというふうに考えますので、ちょっとまだ具体的に何も言えないですけれども、十分に研究してまいりたいなと、そのように考えております。

○松本委員 ドローンの先ほどの話はなかなか、かなり相当進んだ話なのですけれども、過去当区議会でも、ドローンによる空撮を使って観光にというような話が出ていて、そのときには検討しますというような答弁も区からなされておりますので、引き続きご検討いただければと思います。

最後に、時間が少なくなってきましたけれども、国際交流推進事業と生活安全推進事業に絡んで、

ミャンマーの件でございます。品川区にはミャンマーの大使館があるわけでございますけれども、2月7日に、報道によっては3,000人ぐらい人が集まったのではないかなというようなデモがありました。それで、昨日報じられているところだと、もう既にミャンマーのほうでは、抗議デモで既に50名程度ですか、50名を超えた死者が出ているということで、今後もその大使館周辺で、品川区の大使館のほうで活発な抗議活動が行われる可能性があるのですけれども、この辺について大使館との間で何か話し合いが行われているのか、また、その安全面での対応がどうなっているのか、お願いいたします。

○宮澤協働・国際担当課長 ミャンマー大使館の件でございます。デモ等が行われていることは把握しておりますが、大使館とのその件についての連絡等はしておりません。

○黨生活安全担当課長 本件につきましては、所轄の品川警察署と情報を共有し、的確に対応のほうしてまいります。

○松本委員 これからまたいろいろと活発になる可能性があるので、ご留意いただければと思います。あと、一方品川区には、過去のデータを見るとミャンマーご出身の方が200人以上いらっしゃるということで、こちらにまた、恐らくいろいろと心配な、精神的にもストレスを抱えていらっしゃるかと思いますので、そちらは区のほうでも住民ということで、しっかりとご対応いただければと思います。

○渡部委員長 次に、芹澤委員。

○芹澤委員 私からは198ページ、オリンピック・パラリンピック開催周知事業についてお伺いをいたします。

いよいよ今月末から東京2020大会の聖火リレーがスタートをするということで、東日本大震災からちょうど10年たった福島を起点として聖火リレーがスタートをすると。当初から、東京2020大会の提唱してきた復興五輪というものを非常に強く感じています。その中で今コロナ禍ということもあって、IOC、JOC、東京都、様々な立場の方々と、いかに安全に、安心して東京2020大会が開催できるのかということを、今議論されているところだと思います。その中で、これまでも議論が何回か出ていますけれども、開催競技場を有する品川区が、開催の是非の議論であったりとか、検討するということはちょっとナンセンスというか、もったいないのかなと思っていて、我々の役割としては、ぜひこの歴史的なイベント、一生に1度しかないであろうイベントを、より多くの方々、区民だけではなくて、より多くの方々に楽しんでいただけるような仕組みづくり、体制づくりというのが区の役割なのだろうと思っています。それに関しては、もちろん議会も、行政も、全力を挙げてできる限り尽くすということが、まず我々の役割だと思いますけれども、初めにそれについてご見解をお聞かせください。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 委員ご指摘のとおり、今月の3月25日から聖火リレー始まります。大会組織委員会を中心に、聖火リレーをどのように安全に実施することができるかということで、ブロック別に分けて、そのときの緊急事態宣言があるかどうかとか、新型コロナウイルス感染症の状況も見ながら実施するというふうに聞いております。品川区でも、今までずっと機運醸成事業を続けてきまして、機運が高まってきたところで新型コロナウイルス感染症が蔓延してしまって、安全にできるのだろうかというご心配もあることは重々承知しております。しかしながら、私どもの使命としましては、いかに安全に安心して大会を開催し、皆さんの心に残る事業ができていくか、その後の絆につながっていくかということをやっていくことが、一番の大事なことだと思っておりますので、議会の皆様や区民の皆様、それから大会組織委員会や東京都の皆様と力を合わせながら、開催の形をしっかりとつくっていきたいと思っておりますのでございます。

○芹澤委員 力強いご答弁ありがとうございます。記憶に残るイベントにしたいということで今お話しいただきまして、これまでオリンピック・パラリンピックに関わる事業として、様々なことをやっていただいたと思います。開催の前、あとは開催の後もちろんそうですけれども、やはり大切なのは期間中の思い出づくりというか、記憶に残る取組だと思っていて、当初、コロナ禍の前は、子供たちへのチケットの配布であったりとか、高齢者にいかに見ていただけるか、そういった議論があったと思いますが、今コロナ禍の中で観客をどうするかという議論になっていますけれども、自治体へのチケットの割り振りというものがどうなったのかをお聞かせください。恐らく難しくなっているのかなと思っています。パブリックビューイングに関しても、今予算が計上されていますが、多分同じ形式ではできないのだろうと。密を避けてということで、これもまた人数が減ってくるのだろうと思っています。

そうすると、例えば感染というところかというと、ウェブ上で見るような仕組みづくりを支援するということも、取組の1つとしてありなのかなと思いました。もちろんケーブルテレビでできれば、それがベストですけれども、多分なかなか放映権などで難しいのだろうと思っていますので、今民間サイトで、東京2020大会だけではなくて、五輪の無料のストリーミングサイトというものが幾つかあると伺っています。例えばサイトであれば、アプリではありませんので、GIGAスクール構想で配られたタブレットでも見ることができますし、子どもたちや大人全員が、例えばこの日ホッケーをみんなで見ようなどという取組を区から発信して、みんなで一斉に区内競技を応援するという仕組みづくりを検討されてはと思いますが、いかがでしょうか。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 まず1点目です。チケットの件なのですが、小学生や中学生、子ども向けのチケット、それから区民向けにもチケットを要望して、その分の予算のほうは計上しております。しかしながら、観客の人数をどうかなど今議論になっているところで、こちらのほうはちょっと、今後どうなるかということは今様子見でございます。

その代わりということで、ライブストリーミング等の視聴ということでございます。聖火リレーに関しては、全てのリレーの状況をNHKがライブストリーミングで行うというふうに聞いております。それはいつでも、どなたでも見られるということでございます。それから学校等で見る場合なのですが、1つはパブリックビューイングという大きな画面で見るものに関しては、東京都や大会組織委員会の許可が必要になってくるのですけれども、いわゆるテレビ、ご自宅にあるテレビの大きさでしたら、仲間が集まってみるということは特にそのような申請は必要ないということで、学校でテレビを使ってみんなで見ようとか、そういったことは可能かと思えます。それと、例えばユーチューブで見るだとか、そういったことになると、委員ご指摘のとおり、やはり放映権の関係がございまして、多少難しいところがあるかなというふうな認識でございます。

○芹澤委員 ぜひそれぞれの端末で見るということもありますし、今お話しいただいたような、学校でテレビを通じて見るということもあると。事業が今非常にどんどん詰まってきたので、なかなか難しいと思いますが、例えば授業の一コマで、うまく利用してみんなで見るというような取組というものを検討いただければと思います。

レガシーについても伺います。レガシーということで、様々な、もう政策が東京2020大会開催前に出来上がってきているのかなと思っています。特に障害者への理解、障害者スポーツの普及も含めて、非常に進めてきたと思っています。これがオリンピック・パラリンピックが終わった後、どこの予算に入ってくるのかをお聞かせいただきたいと思っています。あわせて、先ほど「しな助」のお話が議論として出ていました。「しな助」では、今年どういった事業を行う予定なのかもお聞かせください。

○中元スポーツ推進課長 東京2020大会後のレガシーの障害者スポーツの予算の枠組みですが、ちょっとまだはっきりと決まったわけではございませんけれども、195ページのほうに障害者スポーツの充実という項目がございますので、そちらに入ってくる可能性が高いかと思われます。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 「しな助」の来年度の活動ということでよろしいでしょうか。来年度は、年度が明けましたら、まず大会のときの運営補助に関わっていただく方への説明会等を予定しております。今年度中にオンラインで「しな助」の心構えですとか、ユニバーサルマナー研修などを開く予定でございます。実際の活動についてですが、ホスピタリティハウスのしながわハウスの運営補助ですとか、大井町駅や天王洲アイル駅での道案内とか、あとホッケー会場に向かうラストマイル上の暑さ対策等で補助をしていただくと、そのように考えております。

○芹澤委員 障害者の予算関係ですけれども、ぜひ東京2020大会が開催される前から予算というものはあったのですから、この東京2020大会の開催を契機に、合算した額にするのはなかなか難しいと思いますけれども、より大きな額でレガシーとして残していただければと思います。

「しな助」に関してですけれども、例えばいろいろ活動するというのが彼らの誇りになると思っていますので、区内のホッケー、小学生ホッケー大会であったりとか、ブラインドサッカーの大会とか、そういったところに活用してみてもという提案をさせていただきます。

あと最後に「しな助」について、先ほど松澤委員からも、いろいろな事業に活動の幅を広げていただけるようにというお話がありました。個人情報をもろうときに、例えばチェックシートを配るとかで、ほかのボランティアに関わる事業も案内を送っていいですかとか、そういったことをやってもいいのかなと思っているのです。何というか楽天などのショッピングサイトなどだと、利用するとどんどんメルマガが増えていくという感じでしょうか。そういったようにどんどん巻き込んでいただいて、あちらから来てもらうのではなくて、こちらから発信できる仕組みというものをお取り組みいただければと思います。ご見解をお聞かせください。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 「しな助」の活動や今後の展開方法については、柔軟にいろいろな方面で展開していきたいと考えております。

○渡部委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 167ページ、LINE公式アカウント運用、173ページ、啓発講座・交流スペース「みんなのひろば」開催、178ページ、地域活動費に関連をいたしまして、しながわ発見出合い事業、そして203ページ、住民異動届書作成ツール利用料、順不同で伺ってまいります。

まず初めに、今回、この予算書の中に、しながわ発見出合い事業の予算が組まれておりませんでした。このことについて、まず、なぜなのかお伺いをいたします。

○川島地域活動課長 しながわ発見出合い事業が予算書に記載がないというようなところでございますが、令和2年度につきましても、このコロナ禍の中におきまして、不特定多数の方が参加するということが、それからイベントが飲食を伴うということで、今年度の事業は中止させていただいております。こちら、コロナ禍の終息の見込みが立たないというところもございまして、令和3年度の予算要求は休止という形で、予算要求していないというものでございます。

○新妻委員 分かりました。コロナ禍であればこそ、できるやり方というものを提案していただくのが事業者ではと思っています。東京都もこの婚活支援を行っておりますが、このコロナ禍の中でも、オンラインでの対応ということで様々展開がされておりました。もったいないなという思いでいっぱいです。なおかつ、また、新年度にも予算が計上されていない。これまでの事業を振り返ってみてどう

だったのかという評価と、また、今回予算が計上されなかったことで、今後もなくなってしまうのではと心配をしております。

厚労省が発表したところによると、2020年に生まれた子どもは前年比2.9%減となっています。また、コロナ禍で結婚を自粛する方も増えているということで、特に日本においては、結婚と出産が大きく結びついておりますので、結婚自体がなくなってしまうと、出生数にも大きく影響するのではないかと。このような中だからこそ、行政の支援というものが非常に大事だと考えておりますが、見解を伺います。

○川島地域活動課長 これまでこちらの事業につきましては、参加された方から非常に満足度が高いというようなアンケートの結果をいただいているものでございます。それで、事業者のほうのオンライン等、できる方法の提案でございますが、こちら地域において、対面で交流して様々な出会いを広げてもらうという、これは品川区ならではの形でございますので、オンライン開催だと、品川区がやる意味がないのではないかとということも含めて、今回予算要求を見送ったということでございます。コロナ禍の終息の状況を見ながら、様々ほかの自治体でのやっている手法ですとかを、事例収集などしながら、新しい企画の研究もしていきたいというふうに考えてございます。

○新妻委員 分かりました。ぜひ、この令和3年度の予算がつかなかったことで、今後なくなりませんように、また、新型コロナウイルス感染症の終息も見ながら、継続の検討をお願いしたいと思います。

続いて、LINE公式アカウント運用と在住外国人向けのLINE情報発信について、一緒に伺わせていただきます。

午前中の質疑の中で、このLINEの件は多々確認をさせていただきました、6,000人弱が登録をしているということで、もう少しまだ登録者の人数を増やす余地があるというお話も伺いました。それで、例えばほかの自治体から見て、このLINE公式アカウントが、もうできているところとできていない自治体があると思いますが、品川区のこの数というものはどれぐらいのところなのかという、各自治体に比べての区の評価というものがあればお知らせいただきたいと思います。あわせて、新たにこの外国人向けの情報発信がされるということなのですが、これは公式アカウントの中に組み込まれるのか、また別物なのか、少しこの内容をお知らせいただければと思います。

○大澤広報広聴課長 LINEの登録数につきまして、全体を調査してはございませんけれども、活用がかなり進んでいると言われている渋谷区では、今2万を超えていると聞いておりますので、品川区も目標にして頑張っていきたいと思っております。

○宮澤協働・国際担当課長 在住外国人向けのLINEの情報発信についてお答えいたします。

こちらは品川区の公式アカウントとは別に、やさしい日本語、また英語で配信するためのアカウントを取得して、情報を配信していく予定でございます。

○新妻委員 情報発信のうまい渋谷区は、2万人を超えているということです。品川区もそれに追いつきますように、また周知を進めていただいて、LINEの活用をぜひお願いしたいと思います。

外国人向けのLINEの情報発信は、別でということを確認させていただきました。やさしい日本語、また英語ということは、英語がまず前提であって、そこから多言語も検討されるのでしょうか。品川区には約1万3,000人ちょっとの在住外国人がいらっしゃると思いますが、基本、英語がベースであったとしても、中国語や韓国語も必要になってくるかと思いますが、いかがでしょうか。

○宮澤協働・国際担当課長 在住外国人向けのLINEの発信におきまして、やさしい日本語、英語で発信していきます。配信していく中で、登録者数、また、ニーズ等を検討しながら、考えていきたい

と考えております。

○新妻委員 区内には11か所の大使館等もあります。このようなところとも連携をしたら面白いものができるのかなとも思いますので、大使館のお力もお借りをしながら、情報発信にぜひ努めていただきたいと思います。

そして、次に住民異動届書作成ツール利用料について、確認、お伺いをさせていただきます。

昨年の9月から運用開始されて、本格運用がこの2月からということではよろしいでしょうか。LINEの入力フォームに必要な情報を入力して、QRコードでそれを変換し、区役所に来たとき簡単に書類作成ができるという、そういう流れで、この仕組みは全国的にも珍しいというふうにネットニュースでは配信されておりました。本格運用から1か月ちょっとですが、これまでどうやって周知をされてきたのか、これまでの利用者数と、また、この1か月間の評価をお聞かせください。

○木村戸籍住民課長 LINEを活用した申請書の記載に関しましては、今年に入ってからスタートという形になります。周知に関しましては、ホームページ、それからLINEのチャットボットを通じてですけれども、お知らせをしてきたところでございます。2月の利用でございますが、合計で約100件、1日5件程度ご利用いただいているところでございます。そのうちの半数が、いわゆる入力項目の多い転入・転出届、お引っ越しに伴う届けで活用されているというところでございまして、こちらの意図がうまく伝わったのかなというふうに評価しております。

○新妻委員 100件のご利用があるということでした。この3月、4月は、転入、転出の多い時期でもありますので、一層活用いただけますように周知をお願いしたいと思いますが、今、戸籍住民課の前にこの機械が置かれているのですけれども、ちょっとどのような機械なのかがやはり分かりにくいなと思っています。「あっ」このようなものがあるのだということを、区役所に来た人にも分かりやすいような、目立つようなアピールをぜひお願いしたいということと、民生費で予算化されております高齢者社会参加促進事業に、パソコン・タブレット・スマホ教室があるかと思いますが、このような中でも、今このように書類を取るのに簡単にできるのだということを、ぜひこのような高齢者の皆様にもアピールをしていただくということも1つの周知になると思いますが、いかがでしょうか。

○木村戸籍住民課長 今、委員のご指摘のありましたことも踏まえまして、アピール強化、関係課と連携して進めたいと思います。

○新妻委員 最後に、啓発講座・交流スペース「みんなのひろば」開催についてお伺いをいたします。午前中にも参加状況等確認をさせていただきました。また、パートナーシップ制度の導入ということも、ほかの委員からも出ておりました。先ほどからもお伺いしておりますが、今後の具体的な取組をもう少し詳しくお聞かせください。

○島袋人権啓発課長 性的マイノリティー向け交流スペース「みんなのひろば」事業でございます。こちらは、今年度実施しました2回と同じく、令和3年度も2回予定しているところでございます。また、こちらのほうは、先ほどありましたように、アライの方も含めてもっともっと広めていくように、そしていろいろな全体の方々ができるような形で進めてまいります。

○渡部委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは169ページ、ICT推進管理経費、173ページ、男女共同参画推進事業、181ページ、協働推進経費、187ページ、社会を明るくする運動経費、191ページ、文化活動支援事業についてお伺いいたします。

1点目に、男女共同参画推進事業についてお伺いいたします。品川区でも配偶者暴力相談支援セン

ターができましたが、機能を整備してから保護命令を出せるようになったと思いますけれども、これまでに何件の相談がありましたでしょうか。相談から実際の支援につながった件数を教えてください。品川区のホームページに配偶者暴力相談支援センターのページはありますでしょうか。分かりやすく載せていただきたいと要望いたしますが、区のご見解をお聞かせください。

また、スコットランド、ニュージーランド、フランスなどで、生理用品を買えない生理の貧困をなくす国際的な動きが出てきています。昨日の国会では、実態把握や学校での無償配布を検討してほしいという質問に対して、今後何ができるか検討したいとの答弁がありました。私は昨年11月に、品川女子学院の特別授業「生理って恥ずかしいことなの～女性学、ジェンダー学、歴史社会学、行動心理学～」を視察しましたが、第1回は問題発見の回として、生理、生理用品について困ることや嫌なことを共有、分析し、問題を明確にするという内容でした。2回目の話の会では、任意団体の「みんなの生理」の共同代表谷口歩実さんがゲストとして講演をされたと聞きまして、先月、大倉委員、せお委員、そして松澤委員とともに、「社会問題としての生理を捉える あなたにできること」をテーマに、「みんなの生理」のメンバーと意見交換会を開催いたしました。区としても何かできる、何ができるかということをご検討いただきたいと考えますが、区のお考えをお伺いいたします。

2点目も行きます。社会を明るくする運動経費についてお伺いいたします。社会を明るくする運動の行動目標を教えてください。

また、3点目ですが、文化活動支援事業についてお伺いいたします。昨年12月に北品川で開催されたドキュメンタリー映画のイベント、ドキュメントを視察しました。哲学者として登壇した立教大学文学部兼任講師の黒木秀房さんから、小声でも声を発せられる環境が特に日本では必要なのではないかなと思うので、率先して訳の分からないことを言うというようなお話があり、とても印象的でした。平成31年度の予算特別委員会のご答弁では、まずは映像文化に関わる方々との情報交換に努めて、次の段階として、区民芸術祭などの様々な文化イベントの取組の中で、何ができるかを実行委員の方々などと相談をして検討を進めていくとのことでしたが、映像文化に関わる方々との情報交換の状況など、映画祭に向けた検討状況を教えてください。

○島袋人権啓発課長 品川区配偶者暴力相談支援センターについてのお尋ねにお答えいたします。

まず、ホームページの件ですが、まだこちらのセンターに関しましては、緒に就いたばかりですので、関係各課との詰めをしているところでございます。品川区におきましては、しながわ見守りホットラインというものがございまして、こちらの中にDVダイヤルがございまして、こちらの件数等で把握しているところでございます。また、保護命令数等の問合せの件でございまして、ただいま人権啓発課男女共同参画担当と、関係各課との連携を進めているところでございまして、件数等が上がってきているといった報告はいただいております。

それと女性の人権に関する問題、若い女性を含めてのことではございますが、今後の検討課題とさせていただきたいと考えているところでございます。

○川島地域活動課長 社会を明るくする運動につきましては、法務省が主唱しております全国運動ということで、啓発活動と、それから青少年の表彰を実施しているものです。目標ということでございますが、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えるとともに、犯罪や非行に陥らない地域社会づくりを目指すというものでございます。

○古巻文化観光課長 映像作家の方々との情報交換というようなことでございますけれども、今年度に入りまして、新型コロナウイルス感染症等の様々な影響によって、なかなか思い切った活動ができな

いような状況が続いている形になっております。その中でも、動画配信等の試みについては、様々区としても取組を始めてございますし、そういった中でそういった動画の作成など、そのような映像に携わる方との関わりも増えてきております。あと具体的にどのような形でということは、まだそういった話のまとまりはできておりませんが、今後も引き続き文化芸術活動についてしっかり意見交換等を進めながら、こういった形で品川区として発信ができるのか、そういったことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○横山委員 配偶者暴力相談支援センターのほうなのですが、ホームページのほう、今整備途中ということで、引き続き分かりやすいような周知をお願いしたいと思っております。

また女性の生理の部分に関しましても、国ですとか、これから動きが出てくるかなと思いますので、そうしたところ注視していただきながら、区としてもぜひ検討を進めていただけたら、関係部署とともに進めていただけたらと思っております。

社会を明るくする運動についてなのですが、昨年10月にドキュメンタリー映画『記憶』の中村すえこ監督にお話を伺いました。中村監督が女子少年院で出会った少女たちの過去から、出院後の状況を追ったドキュメンタリーです。犯罪に至ってしまう背景には、虐待、親の病気、ヤングケアラーなど加害者になる前に被害者であった少女たちがいることや、女子少年院にたどり着くまでの間に、彼女たちの抱える困難に支援の手が行き届かなかったという、社会の課題が浮き彫りになっておりまして、子供たちが罪を犯す前に何かできることはなかったのかと深く考えさせられました。立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくこと、また、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりの推進をするために、多くの区民の方々に対して理解を深める機会を創出いただきたいと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

また、4点目なのですが、協働推進経費についてお伺いをいたします。

区民、企業などとの協働事業では、事業完了後にも区の支援が必要な場合、区と連携しながら事業が継続できるような仕組みになっておりますでしょうか。実際にどのような事例があるのかを教えてください。コロナ禍で顕在化した社会問題の解決に向けて、これまでに存在しなかった事業にも果敢にチャレンジすることが重要です。挑戦することを得意とする区民や民間企業の方々にお力をお借りして、スタートアップの部分を担当いただき、継続することを得意とする行政が支援をして、共に安定した事業を生み出すといった、それぞれの強みを生かした協働事業を今後さらに推進いただきたいのですが、区のお考えをお聞かせください。

○川島地域活動課長 子どもたちを巻き込んだような映画での啓発等のご提案ということだと思いますが、今、こちらの社会を明るくする運動を中心になってやっております保護司会のほうの活動の中でも、そうした啓発イベントや、それから機関紙のようなものを作りまして活動したりというようなことをやっております。そういった活動、様々な活動の中に、いろいろな新しいことを取り込んでいくということは、活動の幅を広げるという意味では有効なことではないかと思っておりますが、その辺のところも保護司会のほうとまたお話をしながら、詰めていければというふうに考えております。

○宮澤協働・国際担当課長 協働の部分についてお答えいたします。区ではNPOをサポートする中間支援団体に相談業務を委託しておりまして、専門的な知識から相談等を受けております。その中で、地域活動を行う団体の資金状況であったり、広報戦略であったり、または団体の活動するミッション自体の相談というものも受けていきながら、協働しながら進めているところでございます。

○横山委員 保護司会ですとか、様々新しい活動や試みもぜひ進めていただきたいと思いますと思っております。

また、NPOの相談、すごく団体からは好評だというふうにお聞きしておりまして、相談活動や事業から、またさらに区の各部署との連携というところにぜひつなげていていただきたいと思います。と思っています。

最後にICT推進経費についてお伺いいたします。電話番号を持たずに、Wi-Fiを使ってLINEなど無料アプリからの相談や、スマホからの電子申請しかできないような若者たちがいるという状況につきまして、区としてはどのように捉えておりますでしょうか。全庁的なICT化を強化していただきたいと思いますのですけれども、簡単に進め方をご説明ください。

○山本情報推進課長 ICT化の進め方というところでございますが、確かに年代によって様々、使い方、使う媒体等が変わってくるというふうには考えてございます。区といたしまして、若い方から高齢者の方まで様々な活用いただけるよう、デジタル化は推進していきたいというふうに考えてございます。

○渡部委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは177ページの庁舎計画費の基本構想・基本計画検討経費、策定費から、庁舎の建て替えについて伺いたいと思うのですけれども、令和2年度は庁舎機能検討をしていくということで、庁舎機能検討委員会で議論をされてきました。2月に4回目が行われて、3月の5回目で終了という予定なのですが、4回目は新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催となりました。議論としては、とても不十分だと思っていますけれども、3月の5回目で答申を出して終了ということなのでしょうか、伺いたいと思います。

それと、令和3年度は基本構想・基本計画をつくるということで、新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会も設置していくということなのですが、基本構想・基本計画はどのようなものなのかご説明ください。

○濱中庁舎計画担当課長 私から、庁舎機能検討委員会の状況と今後の策定委員会について、ご説明を差し上げたいと思っています。

まず庁舎機能検討委員会ですが、1月22日、緊急事態宣言の発出に伴いまして、書面開催とさせていただきます。委員の方々に資料を提示して、その後様々な意見を集約させていただいております。こちらをもちまして第4回までの開催を終えたということで、第5回に関しましては、答申案を出して、見ていただきまして、答申書のほうを頂きたいと思っています。庁舎機能検討委員会のまとめとして、こちらのほうはホームページ等に掲載いたしまして、区民の意見の聴取をしていきたいと思っています。

次に新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会でございますが、基本構想と基本計画の。

○渡部委員長 石田ちひろ委員、もう一度。

○石田（ち）委員 基本構想・基本計画はどのようなものなのか、どのような中身のものなのかということをお願いします。

○濱中庁舎計画担当課長 大変失礼いたしました。基本構想というものが、まず新庁舎整備の基本理念、基本方針、また事業費や新庁舎の規模、またスケジュール等を検討していくものでございます。また、それを踏まえまして、基本計画におきましては、新庁舎の具体的な施設条件等を検討いたしまして、建設条件等を決定していく、検討していくというものでございます。

○石田（ち）委員 新たな庁舎がどうあるべきかということが話し合われるというか、決まっていく、その整備理念、方針、そして想定規模、さらには事業スケジュール等も決まっていく、本当に重要なものになってくると思うのですけれども、現在区は、新庁舎の建設はD案敷地、今スボル品川大井町があ

る敷地、8,300㎡ですが、これが敷地の前提になって検討されている。そして共産党は、この敷地の選定について、住民参加も情報公開も全くなく、選定の経過も明確にされていない。そして、JR東日本の開発と一体となっていることなどから、D案を前提に進めるべきではないということを繰り返し求めてきました。さらにD案敷地は8,300㎡と、現在の庁舎の1万3,000㎡に比べると狭い敷地なので、おのずと高層の庁舎になってきます。区は、新庁舎の延べ床面積として、7万㎡から8万㎡は確保したいと言っていますので、ざっと計算しても、新庁舎はおよそ18階建て、90mになることも共産党は示してきました。いつ起きてもおかしくない首都直下型大震災など、防災の拠点となる庁舎が高層でいいのかということ、そして、やめるべきだということも、質問で取り上げてきましたけれども、庁舎機能検討委員会でも、複数の委員から、高層階になるといろいろな問題があるので適切な階層で、あと大震災のときのエレベーターの状況など、とにかく心配だという、そうした声が数々出されていました。区は、そうした指摘に対して、超高層で建っている役所はいっぱいあると。そういった意味で防災機能を果たすような形でのものを考えていきたいという答弁をされていますけれども、この超高層になることも前提だということも明らかになりました。この役所を超高層にすることへのメリット、デメリット、区の考えを聞かせていただきたいと思います。

○濱中庁舎計画担当課長 新庁舎の、まず規模でございますが、委員から7万㎡、8万㎡といったご発言ありましたけれども、新庁舎の機能を面積、こちらのほうも今後検討していくようなところでございます。

その上で高層になるか、超高層になるかということはその後決まってくるもの、また、基本構想・基本計画等で検討していくものとなっております。

その中で、構想の場合どういったメリット、デメリットのようなものがあるかということも、また検討していくことになると考えております。

○石田（ち）委員 おのずとD案という敷地を前提に進めているということは、超高層になるということも前提だと。そして一般質問でも否定していないわけですから、ですので、超高層になることでのメリット、デメリット、これを想定しておくのは当然のことではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○濱中庁舎計画担当課長 高層の場合と低層の場合といったものを、今後機能の規模を決めていく中で、高層にした場合、低層にした場合、どういったメリット、課題等があるのかというものを、また、基本構想や基本計画段階等で専門の業者等の知見を生かしながら、議論をさせていただくというところでございます。

○石田（ち）委員 では、そうしましたら、低層型の庁舎というものも検討をされるということでしょうか。

○濱中庁舎計画担当課長 まず機能のほうを決めまして、想定規模の面積を決めます。また、今候補地となっているところにどういったものが建つのかというものが見えてから、そういった、どのような構造の庁舎になってくるかを検討していくことになります。

○石田（ち）委員 8,300㎡という敷地がもう前提になっている以上、そして7万㎡、8万㎡を確保したいとはっきり区は述べておりますので、そうなるともう超高層になることは当然なのです。そして否定もされていないのです。なので、やはり縦移動は、平時においても大変だと思う方がたくさんいらっしゃると思います。それが災害時になればさらなる不便となってくると思います。そして、低層はそうした心配をクリアできると思います。でも横に広がるので、敷地面積が必要になりますけれども、

現庁舎と新庁舎の敷地を合わせれば低層に十分できる、それだけの土地を品川区は持っておりますので、ぜひ低層の庁舎というものも検討していただきたいと思います。

それとあわせて、区は東京消防庁からも、この高層にするべきではないという共産党の質問に対して、東京消防庁からも、エレベーターを使った避難イメージ等の基準も出しておりますので、そうしたものを参考にしていきたいというふうに言っているのですけれども、私が調べたところ、これは火災時です。今、やはりこの首都圏で大問題になっている、課題となっているのは大地震への備えと対応だと思うのです。この大地震のときの、こうした避難イメージ、そうした基準も出ているのでしょうか。伺いたいと思います。

○濱中庁舎計画担当課長 まず、新庁舎の床面積でございますが、7万㎡、8万㎡と明言したことは無いということでございます。今後、面積は検討事項になってくるかと思っています。

また、高層であろうと、低層であろうと、防災の拠点であるとか、来庁者等の方が災害時に安全を確保できるような設備の導入は、計画していかないといけないと思っております。

また、新庁舎のほうを建設、つくりまして、その後現庁舎から移転をするものでございますので、この辺りを一帯使って低層というものは考えていないところでございます。また、東京消防庁の資料でございますが、職場の地震対策といった冊子がございます、その中にエレベーターの閉じ込め対策等の記載があったかと思っております。また、国土交通省からも、エレベーターの地震対策といったリーフレット等で周知もされておりますので、そういったものを見ながら区民の方々、安全性の高い庁舎を計画していきたいと思っております。

○石田（ち）委員 やはりD案という狭い敷地に超高層の庁舎という前提はやめていただいて、区民のための安全な防災の拠点として、しっかり機能する庁舎の建設を強く求めたいと思います。

○渡部委員長 少し待ってください。田中委員。

○田中委員 はい、関連です。今、新庁舎の床面積のお話がありました。新庁舎整備オフィス環境調査等業務委託がプロポーザル方式で公募されている目的に、区民の動線や利便性に最大限配慮した窓口レイアウト諸室配置の最適化と、効率的な床面積の検証が入っています。区民の関心はとても高い部分だと考えます。仕様の中に新庁舎整備基本構想・基本計画策定業務との調整が含まれているが、区民意見の反映方法も含めて、かなり難しいのではないかと考えます。具体的に可能であるのかということと、区民意見の反映やこの2つの業務委託と整合性をつけることを考えると、少しじっくりと進めるべきと考えますが、見解を伺います。

それで、床面積の部分なのですが、検証というのは、今もう区として具体的にこのぐらいの面積というものがあるのか、それとも全てひっくるめてプロポーザルで公募しているのかという部分についてお知らせください。

○濱中庁舎計画担当課長 まず1点目のオフィス環境の調査でございますが、こちらも今の現状の調査、窓口の調査等を通しまして、最適なオフィス空間、新しいワークスタイル等、そういった検証も含めて、まず検討をしていただきます。また、基本構想・基本計画の検討委託のほうでも、そちらの結果を基に資料を作りまして、そういったものも新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会のほうで審議をしていただきたいと思っております。

また、区民意見に関しましても、ワークショップや、あとは電話、ファクス、または意見フォーム等を作成しまして、随時受け付けていきたいと思っております、適宜そちらも新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会のほうにご提示をさせていただきたいと思っております。

○田中委員　　今のご答弁だと、今大体の床面積のことについて、区として提案はしていない。そのところを確認したくて、大体もう区としてこのような庁舎をつくりますよといったものがあるのかどうかというところも確認したいのですが、いかがでしょうか。

○濱中庁舎計画担当課長　　現在床面積に関しましては、庁内検討等でどのような機能が必要なのかというところも考えておりまして、そういった議論を進めながら、こうした業者の知見を使って、必要な規模等を算定していきたいと考えております。

○田中委員　　ということは、まだ全然決まっていないということでしょうか。それで、区民からの意見聴取なのですけれども、今の時点でなかなか、新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会ではなくて、今、庁舎機能検討委員会のほうでも、なかなか意見が届かない状況があります。先日の庁舎機能検討委員会も書面開催でしたし、どうにか区民の方の声が届く、きちんと聴取されて反映される形を求めたいのですが、いかがでしょうか。

○濱中庁舎計画担当課長　　まずオフィスの床面積ですが、区としてこれで決まりましたというものを提示してやるものではなくて、今までの庁内検討のものをベースに、今後、床面積等を算定していただくということを基本構想でやっていきたいと思っております。

また、区民意見も、今回庁舎機能検討委員会で様々議論いただきまして、7つの項目、防災ですとか、環境ですとか、区民のサービスの向上ですとか、そういった意見がございましたので、答申書を基に、区民の方々とワークショップをやったりですとか、それを見てアンケートをやったりですとか、また意見募集を随時行いますので、そういったものをまず集約して、新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会のほうでも出していきたいと思っております。

○田中委員　　私たちが求めたいのは、区がもう決定してしまいましたけれどもこれでいいですかという形で区民に聞くのではなくて、変えられる段階で区民の意見を聞いてほしいということを求めています。そこに対してご答弁いただけたらと思います。

○濱中庁舎計画担当課長　　もちろん区として決定したものを新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会に出すというものではございません。区として案のほうをつくらせていただいて、新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会のほうでご審議をいただきたいと思っております。新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会に関しましては、また区民の意見を募集したものを随時ご提示しながら、そちらを参考に議論を深めていただければと考えております。

○渡部委員長　　次に、小芝新委員。

○小芝委員　　私からは173ページ、男女共同参画推進事業について、また、後半169ページ、しながわWi-Fiスポット事業と、179ページ、地域振興事業についてはまとめて質問をさせていただきます。

まず初めに、男女共同参画推進事業についてお伺いをいたします。

品川区では、現在きゅりあんの3階に男女共同参画センターを設けておりますが、きゅりあんの改修に伴いまして、今年の12月から令和5年3月までの間、荏原第一地域センターに仮移転するとお聞きしております。そこで、まず確認を致したいのですが、大井町から武蔵小山のほうに移転するとなると、これまでこのセンターを利用されていた団体にも、多少なりとも影響するのではないかなと思いますが、まず、この登録団体の数、できればその地域ごとの数について教えてください。

○島袋人権啓発課長　　きゅりあんの大規模改修に伴う、男女共同参画センターの仮移転の件でございます。

まず、登録団体の件でございますが、現在登録団体数は49団体でございます。地区別にということでございましたが、申し訳ございません、地区別のものは手持ちにございませんが、代表者の住所を見ますと、やはりある程度大井町近辺に偏りが見られるようになってございます。ただ、あくまでも代表者の方のご住所ですので、全体のメンバーの数、皆様方のご利用がどうなっているかは、この表からだと分からないところでございます。

2月の後半に、49団体の方々に移転のお知らせをさせていただいたところです。仮移転のことに關してお伝えしましたが、苦情は今のところいただいている状況はございません。

○小芝委員 先を見据えたご答弁ありがとうございます。これから、今答弁いただいたことを質問しようと思っていたのですが、先に言われてしまいました。今後も男女共同参画事業の取組、これは場所が変わったとしても、前進されますことを期待していますとともに、男女共同参画事業が対象とします人権だけでなく、それ以外の人権についても風化することがなく、真摯に、そして公平に取り組みますことを期待しまして、次の質問に移らせていただきます。

しながわW i - F i スポット事業、そして地域振興事業について質問をいたします。

先般、一般質問の中で質問させていただきました、地域でのタブレット端末の配布に關連をしまして、品川区の中におきます、地域コミュニティの活性化に向けて質問させていただきたいと思います。昨今地域の中で大きなコミュニティを形成しています町会や自治会が、いかに次世代にバトンをつないでいくのか、これは全国的な課題となっています。そのバトンを引き継ぐのに何が必要なのか。現役世代の方々に町会の運営に参加してもらい、魅力ある町会、自治会に向けて一緒に取り組んでもらうためには、オンライン空間をコミュニティの中につくり出すことが私は必要と考えておりますが、まず確認をいたしますけれども、この品川区の中で、町会、自治会の中でオンラインでの交流を行っている団体は大体どのくらいあると認識をされておるか、確認をいたします。

○川島地域活動課長 今、町会、自治会のほうでオンラインを活発に使ってやっているところがあるかというお尋ねでございますが、あまりないというのが正直なところでございまして、正式に把握している活動で申しますと、八潮地区の防災協議会の役員会はZ o o mを使って開催しているというふうに聞いておりますし、それから二葉二丁目町会の若手有志によりまして、町会活動、定例会のほうでZ o o mを使ったり、リモートの会議を開催しているというお話は聞いているところでございますが、まだまだ普及というか、活用は進んでいない状況だというように把握してございます。

○小芝委員 今、課長の答弁にありましたとおり、やはり地域性もあるかもしれません。やはり若い方々が中心となって、有志でこのオンラインの取組をされているということは把握できました。先般の区民委員会で報告されましたとおり、区内の201町会、自治会を対象にしました活動活性化促進調査の結果によりますと、役員の高齢化、なり手不足、活動する方々の固定化が、次世代へのバトンの引継ぎがなかなか進まない壁になっていると認識しております。この課題は品川区だけでなく、全国815の自治体を対象にしました、都市における自治会・町内会等に関する調査も、ほぼほぼ同じようなアンケート結果でございました。全国のどの地域でも、ほぼ同様なアンケート結果が出ていることを踏まえまして、いかにこの課題を解決していくのか。いわゆる現役世代の生活空間の中に、町会や自治会の関心を持てる情報を浸透させていくか、その情報を共有化していくことが必要と考えます。

私はその1つとして、品川区が平成27年から始めましたしながわW i - F i スポット事業が、課題解決に役立つのではないかなと考えております。来年度で7年目を迎えますしながわW i - F i スポット事業を振り返りまして、地域の声もあったと思いますが、どのように評価されておりますでしょうか。

教えてください。

○山本情報推進課長 SHINAGAWA FREE Wi-Fi についてのお尋ねでございます。こちらの事業は平成27年度から、観光客の誘客、それから災害時の通信手段の確保、平時における区民の利便性の向上ということを目的に、整備を進めてきたところでございます。今年度末時点で、今まで66か所の整備を終えたところでございます。利用人数もかなり増えてきておりまして、平成30年ですと、年間で大体150万件ほどの利用、昨年度が220万件ほどというところで、かなり多くの方にご利用いただけている事業だというふうに考えてございます。

○小芝委員 事業開始当初は、人口が集中する駅や、また、大規模な公園で整備が進み、その後庁舎やほかの行政機関、文化施設、そして最近では障害者関係の施設へと、利用者のニーズに合わせて展開されてきていると認識しております。これからは地域で活動の中心となる町会や自治会の会館にWi-Fiを整備することができれば、円滑な事務作業、また、地域の方々とリモートでの交流、会議にも運用できるのではないかなと考えております。そこでまず確認をいたしますが、町会や自治会の会館にWi-Fiを導入した場合、区が補助する施策、仕組みといったものはあるのかどうか、ご答弁をお願いします。

○川島地域活動課長 現状、施設整備補助という仕組みがございまして、そちらを使っていれば整備できますが、多分その改修費用というのはそれほど高いものではないので、それで使ってしまうとほかの設備改修ができないような場合も出てまいります。ただ、使うことは可能でございます。

○小芝委員 今後もWi-Fiスポットの拡大が進んでくると認識しておりますが、地域コミュニティの中心とも言えます、この町会、自治会の会館の中にもネット環境と整えていく、その発端としてこのWi-Fiの整備を提案したいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○山本情報推進課長 SHINAGAWA FREE Wi-Fiにつきましては、これまでも人が多く集まる場所を中心に整備を進めてきたところでございます。現時点では、当初計画していた場所全てにWi-Fiスポットの整備を終えているところでございますが、今後の計画等につきましては、関係課、また、区民ニーズ等も捉えながら検討していければと思っております。

○小芝委員 ぜひ検討していただきたいと思います。今後も地域がつながりますよう、全庁的に取り組んでいただきたいと思ひまして、質問のほう終わらせていただきます。

○渡部委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは199ページ、ブラインドサッカー国際大会等公式戦、それから203ページのキャッシュレス決済経費に関わることとして、プレス発表にも出ているオンライン請求クレジット決済による戸籍住民票の取得や、窓口でのキャッシュレス決済について、それから191ページ、文化コミュニティ施設経費についてお伺いしていきたいと思ひます。

初めにブラインドサッカー国際大会等公式戦ということで、これまでも、去年は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になりましたけれども、品川区ではこれを開催してきて、大変な盛り上がりをしてきた大会でございます。今年、予算計上がされておりまして、新型コロナウイルス感染症の状況というもの大きな懸念事項ではございますけれども、無事に開催されることを願っているものでございます。まず開催場所、それから開催時期はいつ頃と考えているか、それから観客を入れるのか入れないのか、こういったことについては、どのように協議をされ決定されていくのか、最初にお伺いします。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 ブラインドサッカーのワールドグランプリについてのお尋ねでございます。こちら東京2020大会に向けて3回開催したいということで、平成29年度、

平成30年度は開催することができました。ただ、新型コロナウイルス感染症の関係で昨年の3月、令和元年度は中止、そして今年の3月も、開催するよう予算は計上しておりましたが、断念しまして、こちらでも減額補正をさせていただいたところでございます。令和3年度には開催したいということで、場所、時期というご質問なのでございますが、場所は天王洲で、また同じように開催したいと思っているところです。時期や開催の方法につきましては、現在私ども以外のスポンサーと協議中でして、日本ブラインドサッカー協会のほうもまだプレスリリースをしていない状況ですので、はっきりとは今この場でお伝えすることはできない状況でございます。ただ、時期としては、できればパラリンピックより前にやりたいという希望は持っております。それと観客を入れるかどうかというお話なのですが、基本的にはそのときの政府の状況に従うというものが大前提でございます。それと日本ブラインドサッカー協会は、大会を開催するかしないかという二択ではなくて、ウィズコロナの中でも、どのようにして安全に安心して大会をできるかということを中心に考えているところでございますので、その状況で今検討しているというところでございます。

○塚本委員 基本的には何とか開催していくということを目指すということで、ご努力をぜひお願いしたいのですけれども、開催するにあたっては、感染防止対策というものは徹底していくということは当然のことかと思えます。過日の全豪オープンテニス、大坂なおみ選手が優勝しましたけれども、このときの選手に対する感染防止、ある種すごい対策が取られていたというようなことも1つ参考にしながら、この感染防止対策は、どのように考えていらっしゃるのかお知らせください。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 次回の国際大会での感染防止対策ということですが、1つ参考になりますのが、昨年11月に国内大会を天王洲でやはり開催させていただきました。そのときは、無観客でネット配信の形だったのですけれども、出場する選手、関係者、それから区民の一部は観戦ツアーということで参加できたのですが、前2週間は全て検温やチェックシートを記入していただいて、それを提出するということや、徹底的に外部との交流に規制をかけて大会に臨むということをしておりました。次回のワールドグランプリも、全豪オープンテニスのときも多分そうだったと思うのですけれども、よそとの交流は控えた形をつくってやりたいというような話はしていると思います。

○塚本委員 次なのですけれども、キャッシュレス決済経費で、プレス発表に、「いつでもどこでもオンライン請求・クレジット決済～戸籍証明・住民票を自宅で受け取ろう～」ということで、歳入のときもちょっと関連した質問をさせていただいて、その引き続きということなのですが、キャッシュレス決済ということで、交通系ICカードでやはり印鑑登録証明書や住民票の写し等の発行手数料を支払う、それからPay Payで特別区民税、都民税等の税の支払いをキャッシュレスでやるということでございます。本当に時代の流れというものにしっかり対応した施策ということで、受け止めさせていただいております。

最初にこの事業のところで少し細かいことお聞きしたいのですけれども、オンライン請求での戸籍証明、住民票の写しを自宅でというほうでは、システム月額使用料というものが出ています。このシステムは、どこのシステムを使っているのかを教えてくださいということと、それから郵送料は分かるのですけれども、振込手数料というものも出ていて、この振込手数料はどのようなところで発生するかを教えてください。それから、このキャッシュレスを利用することで、カード会社、クレジット会社等に手数料というものが発生すると思います。これはどのぐらいのパーセントなのか、一般には3%から5%が商習慣としてあるかと思いますが、その程度なのかということと、その発行手数料に関わるのですけれども、窓口で払う、区民の方が払う手数料です。住民票なら窓口だと300円でしたか、この

辺の手数料は、特に変更があるのかないのか、以上お伺いしたいと思います。

○木村戸籍住民課長 まず、どこのシステムかでございますけれども、まだこれから契約となりますので、先行して導入、自治体で採用されている事業者の見積りに基づいて計上したものでございます。

それから前後いたしますけれども、住民票そのもの、戸籍等の手数料は、一切変える予定はございません。

それから収納代行のサービスの手数料でございますけれども、こちらは3.5%というような形で見ております。

それから振込手数料に関しまして、このサービス手数料の、いわゆる振り込みに係る経費というような形で考えています。内部的なところで発生するお金と考えておるところでございます。

○塚本委員 今のご説明はよく分かりました。窓口でのキャッシュレス決済なのですが、税務課ではLINE Payか、今度Pay Payも追加しますというところで、戸籍住民課のほうは交通系ICカードのSuica、PASMOと。それぞれ違う手段を使っております。これはどのようなことでそれぞれ決まってきたのか、各課それぞれが、いろいろたくさんあるキャッシュレス決済の中で選んで、ある意味選択肢の中で選んだという決め方だったのか、そうではなくて何かしらの理由で、ここに決め打ちで決めざるを得なかったというか、決まるべくして決まったというような類いのものであったのかというような、なぜこのキャッシュレス会社が違っているのかについて、ご説明をお願いします。

○山本情報推進課長 キャッシュレス決済の種類の違いについてでございますが、まず戸籍住民課のほうは窓口のキャッシュレスということで、利用者数が最も多い交通系のICカードを試験導入したというところでございます。税、あと国保の保険料につきましては、窓口のキャッシュレスではなくて納付書払いで、納付書についているバーコードをスマートフォンで読み取って、QRコード決済でお支払いいただくという形で、そういった理由でサービスのほうが異なっております。

○塚本委員 今ご説明あったのですけれども、基本、やはり私の考え方としては、区民にはいろいろな場合があるので、それぞれになるべく対応してあげることがサービスの向上につながるわけです。全てを用意すれば済むといえば済むのですけれども、そのようなことが1つの課題と私自身は捉えているのですが、今後キャッシュレス決済は、区の様々な場面で恐らく広がっていく、時代の要請から広がっていくのだらうと思います。広げていく上での、区としてのこの事業展開における考え方、経費負担というようなことも、もしかしたらあるのかもしれませんが、3.5%という手数料を区として負担していくというような原則で、区とすれば。そういったことも含めて、今後の広げていくにあたっての区の考え方、区民サービスの向上という視点からというところなのですが、お聞かせをください。

○山本情報推進課長 キャッシュレス対応についてでございますが、全庁的に拡大の方で考えていきたいと思っております。また、使えるキャッシュレスサービスにつきましても、来年度は税、国保につきましてはPay Payを新たに追加するというところ、それから窓口のキャッシュレスにつきましても、交通系ICカード以外のもの、QRコード等の対応をしていきたいというふうに考えてございます。

それから手数料等の問題もございますが、なるべく利用件数が多く見込まれるようなところについては、積極的に導入をしていきたいというふうに考えてございます。

○塚本委員 次に191ページ、文化コミュニティ施設経費ということで、今、文化センター、きゅりあんとかは、スクエア荏原とか、いわゆる定員の半数ということと、あと夜間の使用は禁止というようなことで今やられているかと思えます。緊急事態宣言、当初は来週解除される予定でございましたけ

れども、2週間の延長ということが今出ていますが、この緊急事態宣言が解除された後、こういったコミュニティ施設の運用をどうするのか。経過措置というような考え方も出てきているようでございますけれども、基本的には都がどのように決めてくるかということかと思います。都のほうでは、方針としては、宣言解除後には5,000人、もしくは定員の50%までで、多いほうを選ぶと。例えばそうすると、今品川区のきゅりあんなどの大ホールでも、千何名の定員がオーケーというようなことにはなるのだと思いますが、そういった緩和をしていくにあたって、感染防止対策という視点もありますので、その感染防止対策での注意点なども踏まえながら、こういった形でこの緊急事態宣言解除後、コミュニティセンターを運用していくお考えがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○古巻文化観光課長 まず、文化センターやきゅりあん等、文化観光課所管の施設でということでございます。区全体の方針ということもございますけれども、緊急事態宣言が明けた後に関して、夜間の貸出しはできるだけ再開したいなというところはございます。ただ、定員に関しましては、なかなか緊急事態宣言が明けたからといって、感染の状況がその後どうなっていくのか、そういった辺りがまだ見極めが難しいところがございますので、徐々に増やせるものは増やしていきたいですけれども、すぐにスイッチを切り替えるように、フルの定員で大丈夫というような形での運営ができるというふうには考えておりません。徐々にということでご理解いただければと思います。

○塚本委員 今のお考えを伺いました。特に解除後にはいろいろな予定をされているというか、定員まで使えるのだろうと思っているような方もいらっしゃるかと思いますので、今のような情報の提供というものを、区としてこれは丁寧にやっていただければということをお願いして質問を終わります。

○渡部委員長 次に、くにはば委員。

○くにはば委員 185ページの生活安全推進事業、165ページ、ホームページ等経費です。

まず185ページ、生活安全推進事業より、声の防犯プロジェクトについてお伺いします。

この声の防犯プロジェクトは、アニメ『ドラゴンボール』の孫悟空役などで親しまれているベテラン声優の野沢雅子さんがナレーションをした防犯メッセージを、区内商店街等で流す事業だと認識しています。この声の防犯プロジェクトが企画された経緯、具体的な事業内容などお聞かせください。また、どこで放送されているかなど、現在の実施状況をお聞かせください。

○黛生活安全担当課長 ご質問にございましたプロジェクトにつきまして、まず経緯でございますが、品川区と区内防犯協会、区内の警察署が、毎年秋に共同で地域安全のつどいというイベントを開催しておりますけれども、昨年はコロナ禍の影響で、これを中止せざるを得ませんでした。そこで、その代替事業として、広く区民に防犯を呼びかけることはできないかということで、企画をしたものでございます。その結果、声優の野沢雅子さんの声で防犯広報を吹き込んでもらい、呼びかけようとなったものでございます。ご紹介がありましたように、大変有名な声優でございましたので、恐る恐るお願いをしたところ、品川区の皆さんのお役に立てればということで、快くお引受けをいただいたという経緯がございます。

内容につきましては、特殊詐欺の防止、子供を狙った犯罪の被害防止、万引き防止、自転車盗難防止など、10種類ほど吹き込んでいただいております。実施状況につきましては、現在6つの商店街と2つの店舗、それからFMしながわなどでも定期的に放送していただいているほか、青パト、それから警察車両に搭載されております車載マイクを使いまして、広報を行っているところでございます。

○くにはば委員 今、6つの商店街と2つの店舗で放送されているとのことでしたけれども、プロジェクト開始から1か月たちますが、まだ耳にしたことがない方が大勢いらっしゃると思います。区内のど

こに行っても、この防犯アナウンスが流れているという状況をつくり出せば、刷り込み効果により、区での一体感、防犯意識がさらに醸成されると思います。ぜひともこのプロジェクトを区内全域隅々まで広げていただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。区内警察署や防犯協会、商店街などとの連携、告知、広報などの計画や意気込み等をお聞かせください。

○黨生活安全担当課長 区では、これまでも区内の商店街に案内文などを発送させていただいて、呼びかけを行ってまいりました。また、ホームページやSNSなどでも呼びかけを行っているところでございます。今後でございますが、広報しながらでの募集を呼びかける予定となっております。さらには様々な広報媒体を活用し、広く、そして継続的に募集のほうを続けていきまして、プロジェクトを拡大させるように努めてまいりたいと考えております。

○くにば委員 このニュースに関しては、報道されたANNニュースの動画は約23万回再生されており、潜在的な注目度が高い事業だと思います。区内全域に広まるよう、積極的な広報と普及活動をお願いします。

足立区の竹の塚署では、昨年、試験的に人感センサーつきのスピーカーを竹ノ塚駅前の区営駐輪場に設置し、利用者が近づくと、自転車の鍵はしっかりかけましょうと警察官が語りかける音声を流したところ、その設置した駐輪場では自転車盗難の被害はゼロになり、波及効果で周辺の駐輪場を含めて被害が3分の1に減ったとの結果が出ました。確かな防犯効果が出たため、足立区は同じ機械を100台導入することを決めました。品川区でもこの事業を取り入れて、さらなる声の防犯プロジェクトを推進してはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

○黨生活安全担当課長 ご提案の件につきましては、実は区内の警察署からも同様の提案がございまして、現在担当で調査研究を進めているところでございます。また、野沢雅子さんからは、この吹き込んでいただいたCDにつきましては、防犯目的であれば幅広くどうぞ活用してくださいというお声をいただいておりますので、皆様方からご意見を頂戴し、また我々も様々なアイデアを出して、事業を展開してまいりたいと考えております。

○くにば委員 犯罪抑止効果、犯罪被害低減の効果検証が得られましたら、さらなる第2弾、第3弾の実施を期待します。

次に、165ページ、ホームページについてです。今年度、トップページのリニューアルがされましたが、それは表玄関、表面上だけで、いまだに根幹に関わる問題点が幾つも放置されています。まず、ホームページを閲覧するソフトであるブラウザについてです。品川区では、このホームページについての説明にインターネットエクスプローラー（以下IE）8から10を推奨していますとあります。しかし、IE8から10は、2016年1月にサポートが終了しており、セキュリティの更新がされていません。そのため、セキュリティ上の脆弱性やリスクが様々指摘されており、世界中で被害例が多数報告されています。IEを開発しているマイクロソフト社も、IEの標準利用を控えるよう勧告しています。IEのシェアが高かったのははるか昔で、今現在、国内シェアでは、最新バージョンのIE11ですら7%台、品川区が推奨しているIE8から10に至っては、利用者はなんと僅か1%未満です。その1%未満の方々しか利用していないブラウザを、いまだに品川区は推奨しているのです。個人的に調査をしましたけれども、いまだにIE8から10を推奨しているのは、23区のホームページで品川区だけです。民間企業ならまだしも、自治体である品川区がセキュリティ上問題があるブラウザを推奨しているのです。広報広聴課は、ウェブ運用においてはごく基本的な問題点について、まず認識はしていますでしょうか。もし認識しているとしたら、なぜこの問題を放置しているのでしょうか。ご答弁くだ

さい。

○山本情報推進課長 ブラウザの件でございますが、委員ご指摘のとおり、I Eは10までサポート期限が終わっており、11が今使われているということで、こちらも将来的にはサポート期限がなくなるとところは聞いているところでございます。

○大澤広報広聴課長 ホームページの問題点については、今後区として検討していきたいと考えてございます。

○くにば委員 こちらに関しては早急な修正を求めます。

次に、ホームページのリンク切れの問題についてです。ここにいる方々も、品川区のホームページを利用した際に経験があると思いますけれども、ページがたどれないリンク切れが無数にあります。私が簡単に調べただけでも、300か所以上あります。この問題、恐らく長年放置されていると思います。トップページはリニューアルしましたけれども、これではきれいに化粧はしたけれども、一皮むくと全身の毛細血管がぼろぼろなような状態です。広報しながわやしながわガイドで、防災情報については5ページ、区民まつりについては6ページと書いてあるのに、ページをたどると記載されていない。これが大量にあるのに長年放置されている。これらの媒体なら放置せず、修正の指示をするのではないのでしょうか。現在のリンク切れの修正は難しくありません。また、これは全庁的な運用ルールを定めれば、今後も防げます。修正と運用ルールの制定を求めますが、ご答弁ください。

○大澤広報広聴課長 各ページの管理は各部にお任せしているところではございますが、広報広聴課として、全庁的な調整が必要だというふうに認識はしてございます。毎年ホームページ担当者の研修を行っておりますが、研修等を通してリンク切れ等がないように、全ページを見直せるように、研修の中でも徹底していきたいと思っております。

また、令和3年度につきましては、これまでの研修にプラスしまして、応用編ということで、より高度な技術を職員に身につけていただきたいということで、研修も企画しておりますので、そのような研修を通して、より見やすく、適正なホームページにするように努力してまいります。

○くにば委員 こちらに関しましては業務上のプライオリティの問題で、課長であるトップの方が、この問題について強く認識をしていれば、しっかりとその指示ができる問題だと思いますので、ぜひともしっかりとした取組をお願いいたします。

最後にウェブアクセシビリティについてです。ウェブアクセシビリティとは、障害者、高齢者の方々がホームページに掲載されている情報にアクセスし、利用できるということで、現在では、全ての方々が様々なデバイス、環境でアクセス、情報の入手ができるという概念を含めています。品川区ではJIS規格に基づいた試験を実施し、ホームページ上で試験結果を公表しています。そこでは達成等級AAと記載されていますけれども、この試験実施期間は2015年2月、日進月歩で急速に技術が進歩している時代に、品川区は6年以上前の試験結果を公表しているにとどまっています。総務省では、公共機関に対して年に1回試験結果の公表を求めていますけれども、品川区は、ウェブアクセシビリティ試験をしたのは最後いつでしょうか。今後の方針についてもお聞かせください。

○大澤広報広聴課長 最新の結果が、すみません、今何年度ものか手元にはないのですが、アクセシビリティについては、今更新があったり、新規のものは、全てPDFのほかにテキスト文書もつけております。過去に遡ってはまだ全部は終わっておりませんが、今後も進めていきたいというふうに考えております。

○渡部委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、171ページの非核平和都市品川宣言事業に関わって、核兵器禁止条約について伺います。

今年1月22日、世界で初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が発効されました。私は心から歓迎しています。この条約は、核兵器の使用はもちろん、使用の威嚇、開発や実験、製造、貯蔵、配備の許可も禁止をするもので、全面的に核兵器を違法化するものです。条約批准国も増えており、最近ではフィリピンとインド洋の島嶼国コモロが批准し、現在は54か国になっています。非核平和都市品川宣言をしている自治体として、核兵器禁止条約の発効を歓迎しているのかどうか、歓迎してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○立川総務課長 これまでも答弁してまいりましたが、区といたしましては、非核平和都市品川宣言に基づき、区独自の平和事業を継続して実施することで、恒久平和確立の意識啓発を区の内外に向けて発信しているところでございます。したがって、核兵器禁止条約に関しまして、区として改めて態度表明等を行う考えはありません。

○のだて委員 改めて態度表明しないということですが、新たにこの核兵器禁止条約というのが発効されたわけですから、ぜひそれを歓迎するとしていただきたいと思います。この条約は、核兵器の非人道性の告発から出発して、被爆者が非人道性を訴え続けて、ようやくこの核兵器禁止条約として実を結びました。この核兵器の非人道性というところで、長崎や広島などでの被爆者の方々が受けてきた被害や差別を繰り返してはならないと思いますが、いかがでしょうか。

品川区は、昭和60年3月に非核平和都市品川宣言を行い、その中に「全世界に訴える。我われは、いかなる国であれ、いかなる理由であれ、核兵器の製造、配備、持込みを認めない。持てる国は、即時に核兵器を捨てよ」とあります。その品川区が核兵器禁止条約を歓迎しないのか伺います。

○立川総務課長 先ほど答弁させていただいたのですけれども、品川区としましては、委員おっしゃるとおり、非核平和都市品川宣言に基づきまして、区独自の恒久平和確立に向けての意識啓発等を実施しているところでございますので、繰り返しになりますが、区として、核兵器禁止条約に関しまして態度表明を行う考えはございません。

○のだて委員 もう一つお聞きしました。長崎や広島の悲劇を繰り返してはならないと思いますが、いかがでしょうか改めて伺います。

○立川総務課長 区といたしましては、非核平和都市品川宣言に基づき、今後とも事業を実施してまいりたいと思います。

○のだて委員 広島、長崎の被害、差別など再び繰り返してはならないということさえも表明できない、発信できないということは、非核平和都市品川宣言をしている自治体としてどうなのですか。そのような態度で、姿勢で、本当にいいのでしょうか。自治体として、しっかりと態度表明をしていく、せめて繰り返してはならないということは言うていくべきなのではないでしょうか。伺います。

○立川総務課長 広島、長崎に関しましては、区として毎年夏に中学生の広島平和使節派遣、また、長崎に対します青少年平和使節派遣をしているところでございます。こういった地道な事業を継続していきたいというふうに考えているところでございます。

○のだて委員 事業を継続していくのはいいのですけれども、やはりこうした新たな動きが出てきている下で、それを歓迎してさらに進めていく、こうした立場にぜひ、この宣言をしている自治体として立っていただきたいと思います。

品川区も加盟した平和首長会議も、加盟都市と被爆者の方々と心から喜び合いたいと、この核兵器禁

止条約の発効を歓迎する公開書簡を出しています。品川宣言には「一刻も早く、核兵器をなくさなければならない」ともあります。この非核平和都市品川宣言と、核兵器禁止条約は同じ方向性だと思いますが、いかがでしょうか。

○立川総務課長 繰り返しになりますけれども、品川区といたしましては、非核平和都市品川宣言に基づき、事業を実施してまいります。

○のだて委員 品川が行っている宣言と核兵器禁止条約、その中身、同じ方向性ではないかと私は聞いたのです。この品川宣言にも、「製造や配備、持込みを認めない」と。核兵器禁止条約にも、製造や実験、配備をすることなどを禁止しております。同じ方向性だと言えないのでしょうか。伺います。

○立川総務課長 同じ方向性であるかどうかは、それぞれ解釈していただければというふうに考えております。

○のだて委員 それぞれの解釈ではなく、品川の区の解釈を聞いているのです。ぜひお答えいただきたいと思います。

国内でも、核兵器禁止条約に参加をすべきだと7割の方が答えています。やはり核兵器と人は共存できないと。この宣言にも、「核の閃光がひらめく前に、遅過ぎたとき、それを悔やむ未来すら、残されていない」とあります。やはり自治体がこの核兵器禁止条約を歓迎していく、こうしたことが広がっていくことで、この核兵器禁止条約の力もさらに強まっていくと。この批准していく国が広がっていくという力にもなると思います。だからこそ、この宣言をしている品川区が、核兵器廃絶へ向けて条約を歓迎すべきだと思います。この態度表明が核兵器廃絶への後押しになるとは考えないのか、伺います。

○立川総務課長 条約は条約として発効されたというところでございます。非核平和都市品川宣言を基にした事業を、区は実施しているところでございます。それぞれよりどころと言ってはなんですけれども、その辺は異なりますが、地道に努力していきたい、そのように考えております。

○のだて委員 つまりは核兵器禁止条約とは立場は違うということですか、伺います。

また、生物兵器や化学兵器、最近ではクラスター爆弾も違法化されて、廃絶へと進んできました。私はこの核兵器禁止条約が大きな力を持っていると思っております。区は、この核兵器禁止条約が核兵器廃絶への力になると考えているのか、伺います。

○立川総務課長 何回も同じ質問をされておりますので、また同じ回答をいたします。核兵器禁止条約に関しましては、区として態度表明を行う考えはありません。

○のだて委員 態度を表明する考えはないということですが、やはり、この宣言を行っている自治体ですから、それを推進、核兵器廃絶していく、こういった立場は核兵器禁止条約と私は同じ方向性を向いていると思います。こうした条約に対してしっかりと態度表明を行っていくことが、核兵器禁止条約へ進めていく、推進していくという力になると思います。ぜひ宣言をしている自治体として、まだ、この参加をしていない日本政府にも署名、批准を求めていると思います。そうしたことが、やはり核兵器廃絶へとつながっていくと思いますので、強く要望したいと思います。

○渡部委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 177ページ、総合庁舎緊急対応改修工事、181ページ、区民活動情報サイト、183ページ、地域センター等管理運営費、それと197ページ、ジュニア二極化解消事業等、同じく197ページ、親子ジュニアスポーツフェスタから質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず最初に、177ページの総合庁舎緊急対応改修工事についてお聞きいたします。これ令和元年度

に総合庁舎の共用部のタイル改修7,900万円ということで、今回、緊急の対応改修工事が9,200万円余ということなのですけれども、具体的にどういった工事をするのか、お知らせいただきたいと思います。

○東野経理課長 緊急対応改修工事でございますが、第3庁舎の空調機設備の更新工事、こちらは令和2年度に予算計上していたところなのですけれども、コロナ対策ということで令和3年度に見送ったものでございます。

それから、第3庁舎の屋外階段のLED化工事でございますとか、あと平塚二丁目のところの寄附物件でございます。LED工事、それから総合庁舎につきましては、空調設備のダンパー更新工事、こちらがこの予算の中身でございます。

○高橋（伸）委員 分かりました。そうすると、工事はどのぐらいの期間を見ているのか、これは第3庁舎の工事が一番主立った内容だと思うのですけれども、工期について、お知らせいただきたいと思います。

○東野経理課長 工事期間につきましては、今後調整という形になるのですけれども、大体3か月程度というふうに見ておるところでございます。

○高橋（伸）委員 電気設備工事ということで、この空調工事によって、本当に環境をよくしていただけるということで、よろしく願いいたします。

続きまして181ページ、区民活動情報サイトについてお伺いいたします。この区民活動情報サイトはしながわすまいるネット、既存にあるものをリニューアルするということで、区民活動の団体の自立と活動を広げて、団体の活動紹介、あるいはイベント案内ですか、発信、検索を行う場を提供し、活動の活性化を図るということで、私も町会等々で、ここにも紹介もさせていただいていますけれども、今既存のサイト見ると、やはり何というのですか、いろいろと、ちょっと見づらいというか、そういうことがあることを見通してリニューアルということなのです。今現在が、登録団体数が534団体に対して、アクセス件数は月約7,000件のアクセスがあるということで、今回400万円の予算を使い、リニューアルするのですけれども、今後のリニューアルをした後、大体どのぐらいの、団体数は限られているのですが、アクセス数を考えて、どのぐらいを見通しているのか。よろしく願いいたします。

○宮澤協働・国際担当課長 区民活動情報サイトしながわすまいるネットのお尋ねでございます。現在リニューアルへ向けて準備を進め、この4月1日よりリニューアルするところでございます。委員ご指摘のございました、見づらさという点がございまして、特にスマートフォンやタブレットに対応していないところがございますので、リニューアルに際しまして、画面の表示の最適化をするような形になります。それによって、団体が屋外等で活動しているときに、写真等を撮ってそのまますぐ活動情報をアップできるような形になっております。

アクセス件数の件なのですけれども、月7,000件というのが、これは令和2年度の実績でございます。運用を開始しまして、この10年間、月のアクセスというのが、大体月に1万件から1万2,000件という形で推移してきております。まずはコロナ禍という状況、団体の活動状況等にもよりますが、まず以前の水準に戻すというのが、このリニューアルをきっかけに、またサイトを活性化したいというふうに考えております。

○高橋（伸）委員 町会に限っていうと、写真とか、今までこの貼り付けなどに、結構手間がかかるのです、そういうことを含めてできると思うのです。それで来週ですか、3月8日の月曜日と火曜日に、

システム操作説明会があると思うのですけれども、それによって、町会の方なども当然いらっしゃると思うのですが、大体、今現在お分りになっている、どれぐらいの人数、当然コロナ禍なので、人数制限すると思うのですが、今の現状をお知らせください。

○宮澤協働・国際担当課長 リニューアル後のシステムの操作説明会というものを予定しております。コロナ禍というところもありまして、事前申込み制にさせていただいております。今のところの申込み件数は15団体になっております。お問合せを受けている中でも、今回、この説明会の内容というのを動画で記録しまして、新しいすまいるネットのサイト上でも見ていただけるような形で配信するとともにマニュアルを載せる。また、操作感というものも、前回の旧サイトと同様な形を引き続きまして、より操作性をアップ、向上させたような形にしているところでございます。

○高橋（伸）委員 リニューアルによって、閲覧数、アクセス数が増えることを、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

183ページ、地域センター等管理運営費についてお伺いをいたします。今現在本庁舎も、転入、転出、転居届出の受付で、今繁忙期になっていると思います。それで地域センターでも、品川第一、大井第一、大崎第一、荏原第一、荏原第四、八潮では、転入、転出、転居の取扱いをしています。そのような中、特に転入されてこられる方が、当該地区、例えば取り扱っていない品川第二、大崎第二、大井第二、大井第三、荏原第二、荏原第三、荏原第五に来ていただいたときに、当然、例えば荏原だったら荏原第四センターに行ってくださいと伝え、足を運んでもらう、促すと思うのですけれども、私ちょっとお聞きしたいのが、その地域センター、取り扱っていない地域センターの所長、あるいは職員に対して、今のこの繁忙期に、やはり何というのですか、足を運んでもらうことによって、トラブルという言い方は変ですが、何かトラブルが起きて、要するに会話のマナーアップをどのように地域センターの所長含め、お伝えをしているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○川島地域活動課長 地域センターの職員のマナーアップの取組、それから課長の現場をどのくらい見ているかというようなお話だと思いますけれども、私のほうも定期的に地域センターのほうはなるべく足を運ぶようにしておりまして、職員と面談等を行う中で、指導というか、アドバイスをしたり、様子をうかがって、それから窓口が混んでいるか、混んでいないかということも気にかけて接しているところでございます。

○高橋（伸）委員 課長がおっしゃっていることは分かるのですけれども、やはり何かトラブル、「わざわざここにきたのに、何で扱っていないの」など、住民の方、これから転入されている方で納得いかない方もいらっしゃると思うのです。そのようなときに、どのようにその職員に対して、会話の術を、より足を運んでもらえるよう、どのようにされているのかどうかを、ちょっともう1回教えていただきたいと思います。

○川島地域活動課長 トラブル対応の大切なところというようなことだと思いますけれども、やはりお客様の言い分というか、言うところをまずしっかり聞くと。耳を傾けると。傾聴した上で丁寧な対応をするというようなことが基本になるということで、日頃から指導しているところでございます。

○高橋（伸）委員 分かりました。

続きまして197ページ、ジュニア二極化解消事業等についてお聞きいたします。これは品川区のスポーツ推進計画では、子供が体を動かすことの楽しさと自分の得意な動きを体感できるスポーツということで、二極化、スポーツもあまり得意じゃない子に向けてもやっていこうというような事業だと思うのですけれども、具体的な内容、やられている内容をお知らせいただきたいと思います。

○中元スポーツ推進課長 ジュニア二極化解消事業等の具体的な内容でございます。まず親子スポーツ教室、こちらは令和3年度はヨガ教室を予定してございます。また、2つ目として、チャレンジスポーツ教室、こちらは駆けっこ、縄跳び、跳び箱、ボール投げなど、運動の基本的動作の基礎を培う教室を予定してございます。また、次に小学生8種目スポーツ体験教室、こちらは野球、サッカー、ソフトテニス、卓球、バドミントンなど、区内でも活動につなげられるようなチームがあるような教室の体験教室でございます。そして新体操教室、また、令和3年度新しく設けるのが、オンラインでのジュニアダンス教室を開催するというものでございます。

○高橋（伸）委員 チャレンジ親子スポーツ教室など、いろいろやられていて、令和2年度の予算ですと131万円余、来年度の予算が199万円余なのですけれども、この増額になって何かまた別に、今課長がおっしゃったように、改めて令和3年度も計画しているのかどうか、お知らせいただきたいと思います。

○中元スポーツ推進課長 こちらの金額の差でございますが、当初令和2年度につきましては、この会場とする総合体育館がオリンピック・パラリンピックの練習会場になるということで、その期間ちょっと使えませんでしたので、少し規模を縮小しているところがありました。また、8種目スポーツ体験教室を令和2年度は予算化を見送っていたところでございます。令和3年度につきましては、こちらのほうもうまく先に場所を確保してやらせていただくということと、新しくジュニアダンス教室をオンラインで始めるということで、少し金額を増やして要求をさせていただいたものでございます。

○高橋（伸）委員 続いて、同じく197ページの、親子ジュニアスポーツフェスタについてお伺いたします。このフェスタは、3月1日の広報しながわに、ジュニアスポーツフェスタとは掲載はしていないと思うのですが、これが今回3月1日に広報しながわに載っていたイベントが親子ジュニアスポーツフェスタの部類に入るのかどうか、お知らせいただきたいと思います。

○中元スポーツ推進課長 委員ご指摘のとおり、親子ジュニアスポーツフェスタですが、当初リアルに広い場所で集まって、スポル品川大井町を借りて、そこでイベントをやるというもので予算組みをしていたところなのでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況で、やはりリアルイベントは難しい、また、体育館内でやることもちょっと難しいということで、キッズオンラインイベントということで、広報しながわに載っているものに、今回は切り替えて実施をするというものでございます。

○高橋（伸）委員 これが今月の3月28日の日曜日に午前9時から午後2時半まで、14時半までやるということで、6項目ぐらいいろいろあります。これは、事前の申込みになっていると思うのですが、Zoomのオンラインでやるのですが、これ取組内容としてそれぞれ6項目あり、やはり人数の制限がある中、どれぐらい、バランスよく振り分けてやっていかれるのかどうかということをお知らせいただきたいと思います。

○中元スポーツ推進課長 こちら6項目とも、それぞれ同じ人数の定員を設けてございます。それぞれ300名ということで、300名というか、300組です。親子でという形になってございます。また、一組で6種目全てを申し込むということでも大丈夫でございますが、ただ、こちら先着順となっておりますので、そこを超してしまうと受けられないということになってきます。

○高橋（伸）委員 本当はスポーツとして、このようなオンラインというものは、課長としても少し残念だと思うのですが、来年度の予算で、670万円余という予算づけ、令和2年度と比べて減額されているのですが、これはやはり今、新型コロナウイルス感染症によって広場でできない、

来年度もオンライン、今のところオンラインで計画しているから減額なのか、数字が少し落ちたのかどうかということをお知らせいただきたいと思います。

○中元スポーツ推進課長 失礼いたしました。来年度につきましては、区立の総合体育館での開催を予定してございます。当初ス波尔品川大井町という外部の会場ですので、それを借りる経費が結構大きかったりしたところもございましたけれども、あと、トップアスリートの方をお招きするとか、結構派手な形の体裁だったのですが、少し新型コロナウイルス感染症のこともございますので、3密を防ぐイベント運営に内容を工夫したり、あと区内で活動されている少年野球連盟の方々や、少年少女のサッカー連盟などの団体の皆様にもご協力をいただいて、そのような、何でしょう、体験コーナーや活動を紹介するブースを設けて、地域のスポーツ習慣の定着化につなげていきたいというものに少し内容変えるものでございます。

○高橋（伸）委員 ぜひとも未来ある少年少女のスポーツ普及にこれからも取り組んで、未来ある子どもたちのためにやっていただきたいと思います。終わります。

○渡部委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは169ページ、ICT推進費とキャッシュレス決済、これに区民集会所の使用料についても伺いたいと思います。それから173ページ、男女共同参画、時間があれば、新庁舎についても少し伺いたします。

まず順不同で、男女共同参画のほうなのですが、現在セクシュアリティに関するアンケートを行っているわけですが、この設問内容、過去に一定の検討を経て文言を作ったこととは思いますが、この分野で求められるレベルというのは年々変化もしていることと思います。性的マイノリティの人をどう思いますかとの質問に、理解できるが公平に接することができないとか、カミングアウトされたら変わりなく接することができないといった選択肢を並べること自体が、もう当事者を悲しませるだけではなくて、偏見を肯定するおそれもあります。現在の感覚に合ったものに見直しを検討してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○島袋人権啓発課長 この電子アンケートは今回を含めて3回目となりますので、3回の様子を見ていくというところで、今回もご提示したところでございます。ただ時代に合わせ、やはり検討が必要ということも認識しておりますので、次回はまた少し内容等を検討させていただきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○あべ委員 当事者団体の声も聞きながら、幅広く検討していただければと思います。

次に、ICTならびにキャッシュレス決済等々について伺いたいと思います。午前中も同様の議論があったと思いますが、まず集会室の使用料支払いについて伺いたします。集会室の支払いは地域センター窓口のため、平日の日中に窓口に行けない区民の方は、集会室の利用手続を行うことが非常に困難です。昨年の予算特別委員会でキャッシュレス対応するよう提案したところ、ベンダーと検討していただけたということでした。検討結果を教えてください。

○山本情報推進課長 窓口のキャッシュレス決済についてのお尋ねでございます。来年度サービスコーナーや税務課の窓口でも拡大をする予定でございますが、地域センターの窓口につきましても、令和4年度対応できるように検討を進めているところでございます。その中で施設の使用料につきましても、キャッシュレス化対応していくかは考えていきたいと思っております。

○あべ委員 それは土日も料金収受ができるという意味でよろしいでしょうか。

○山本情報推進課長 土日の対応も含めまして、今後考えてまいります。

○あべ委員 令和4年度からということで、ちょっとまだ時間はかかるかなとは思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。それまでの間だけでも、例えばI Cカードなどで、キャッシュレス化を図る。今の体制でもできるのではないかとひうに考へますので、あわせてご検討いただければと思ひます。

それから、昨年の緊急事態宣言下では、イベントの中止や工事の遅延だけではなくて、各種計画策定の遅れ、検討の先延ばしなどが多数発生して、今も尾を引いてひます。区政全体の遅れを招いたと思ひますがけれども、理由の1つは在宅でL G W A Nへのアクセスができなかったことでしたが、その後、L G W A N－A S Pなどの活用で、テレワークの可能性が大きく広がってきました。感染症だけではなくて、大災害時、また平時の働き方改革のためにも、場所を制限されない働き方の実現は急務と思ひますがけれども、品川区ではまず実証実験に参加しているのかどうか、そして現在の活用状況などについても教えてください。

○山本情報推進課長 L G W A Nを活用したテレワークというところで、去年は国のほうが、地方公共団体のテレワークを推進するために、自治体テレワーク推奨実証実験を行っておりまして、区のほうも20ライセンス分持ち込んで、実験のほうに参加してございます。こちら20アカウント分利用して、緊急事態宣言下、職員が在宅勤務を行っているところでございます。あわせまして、昨年9月補正で在宅勤務ができるテレワークシステムというものを導入してひまして、こちら100ライセンス分用意しております。こちらは、インターネット経由になりますが、こちら活用して、今在宅勤務等を行っているところでございます。

○あべ委員 L G W A N－A S Pでは、オンライン会議ですとか、チャット機能といったことも利用が可能になってきていると思ひます。そちらの活用状況はいかがでしょうか。特にL o G oチャットなど、全国各地の公務員の方々の間で広まりつつあって、特に昨年の給付金や、現在のコロナワクチン接種の準備などの情報交換に、かなり活発に利用されている状況があるようです。品川区の職員の方々の活用状況はお分かりでしょうか。また、この一連のテレワーク等の活用について、どの辺りを目標において、今何合目辺りにいるか、自己評価されているか教えてください。

○山本情報推進課長 L G W A N－A S Pサービスの活用というところで、まずウェブ会議につきましては、区ではインターネットのクラウド型のウェブ会議システムを使ってござひまして、L G W A N－A S Pのものは使ってござひません。それからL o G oチャットに関しましては、1年間自治体のほうが無償で使えるというところで、今年度実証実験という意味合いを含めまして、今利用しているところでございます。それから、現在の達成度でございますが、ウェブ会議、テレワーク含めて、まだ検証の段階だというふうに考へてございます。

○あべ委員 全体として非常に活発に活用されているという印象を受けました。自治体デジタル・トランスフォーメーションは、待ったはなしだと思っております。既に海外の先進自治体では、住民が役所に出向く機会ほぼ皆無になっている、そのような状況にもなっていると思ひます。品川区では、5年後の自治体の姿をどのように描いているのでしょうか。また、今後自治体のデジタル化を進めていく上で、一番大切なことは何だというふうに、品川区では考へているでしょう。

○山本情報推進課長 将来的な展望でございますが、国のほうでも昨年末、自治体D X推進計画を策定しまして、自治体として取り組むべき重点事項というものが示されているところでございます。区としては、それら既に着手はしているところでございますが、それぞれの取組、さらに充実させながら、デジタル化というものを推進させていきたいと思っております。

それからデジタル化を進めていく上で大事なところでございますが、デジタル化を何のためにやるかという、それぞれ人々の暮らし、生活というものを便利にしていく、それから我々の働き方が大きく変わるものだと思ってございますので、そういった意味で区民サービスの向上、それから業務の効率化が図れるようなデジタル化というものを推進していきたいというふうに考えてございます。

○あべ委員 デジタル化を進める上で何が大切か、これはいろいろな答え方があると思います。その中で、これ区民にとってはある程度行政に自分の情報、個人情報を提供しながらサービスの充実を図ってもらおうというタイプのものですので、この中では行政と住民の信頼関係というものが、私はこれを進める上では不可欠になると思っております。これは台湾のオードリー・タン氏も繰り返しおっしゃっていることでもあるのですけれども、この住民が行政を信頼するためには、やはり情報公開、そして住民参画が進んでいく、このことがセットになっているのではないかと思います。デジタルフォーメーション、DXを進めていく中で、品川区として情報公開の位置づけ、ごめんなさい、情報公開や行政の透明性をどのように認識しているかお答えください。

○山本情報推進課長 デジタル化を進めていくにあたりというところでございます。確かにデジタル化を進めるにあたりまして、区としても、区民の様々な情報を取り扱っていくことになると思っております。その辺りで、セキュリティ対策等も含めまして、区の出組はきちんと区民の方に説明していく必要があるというふうに考えてございます。

○あべ委員 ただ情報公開請求があったものに対しての情報公開だけではなくて、しっかりと区民が、今何が行政で行われているのか、計画がどのような経緯で進んでいるのかということがしっかり理解されて、そして信頼できる行政になっていただくこととデジタル化というものはセットだと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

現在の新庁舎の検討には、近い将来進んでいく、この自治体DXというものが十分に織り込まれているのか。このデジタル化が進む中で、庁舎の役割あるいは自治体の役割というものは大きく変わるものだと思います。この数年の変化を見極めた上で庁舎の基本構想を練らないと、出来上がった途端に時代遅れになってしまうのではないかと危惧していますが、それについてのご認識をお知らせください。

○濱中庁舎計画担当課長 新庁舎に関する情報推進技術の活用等につきましては、5年後、10年後、将来を見据えた検討をしていきたいと思っております。また、策定委員会におきましては、情報に知見のある委員の方にも入っていただきまして、進めていきたいと思っております。

○渡部委員長 次に、こんの孝子委員。

○こんの委員 私からは171ページ、成人式経費、187ページ、AI型特殊詐欺対策アダプタ購入、205ページ、マイナンバーカード普及促進をお伺いしたいと思います。順不同で参ります。

まず、マイナンバーカード普及促進についてですけれども、マイナンバーカードの交付にあたっては、基本的にご本人が来庁して受け取るということになっているのは承知しております。一方ご本人が病氣、身体の障害、そのほかやむを得ない理由により交付場所に来ることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できるようになっております。この代理人交付を行う場合、持参する書類は、交付通知書、その裏に委任状がありますので、そこを記入する。また、申請者ご本人の確認するために必要な顔写真付きの書類や、申請者本人の来庁が困難な場合に、その事実を証明する診断書等を持参するというようになっております。しかし、実際交付受付窓口では、申請者ご本人の顔写真付きの確認書類や診断書が求められたりする。結局これが必要なんですということで、健康保険証や年金手帳、あるいは医療受給者証、こうしたものでご本人の提示をしても、これではなくて、顔写真付きの資料が求められたりして、

結局代理人は交付をしてもらえず、申請者ご本人を庁舎に連れてきてくださいと、このようなケースもあります。マイナンバーカードの申請時は電信や郵送などで利便性が図られているのですけれども、交付の際本人の確認を厳格にするということは大事ですが、庁舎に来たくても来られない方にとっては、とても困難な状態になっていると思われます。

そこで在宅介護の高齢者、あるいは障害者などは、来庁したくても来庁できない現状は誰もが予測できるところでありますので、また、このマイナンバーカードの活用分野が今後拡大されるところを考えると、こうした方々ほど行政サービスを円滑に受けられるように、マイナンバーカードの申請者には、支障なくスムーズに交付できるような柔軟な対応が必要と考えられますけれども、現在の代理人交付の対応と、どうしてもご本人が来庁できない場合の対応もあわせて、ご見解をお聞かせください。

○木村戸籍住民課長 マイナンバーカードの代理交付に関するご質問でございます。委員もご指摘ございましたけれども、やはり免許証やパスポートに並ぶ、最高レベルの本人確認の証明書になりますので、どうしても厳格な形で、必ず一度はご対面をさせていただいて、写真とご本人とを確認して発行するということで、そのような形でご本人確認をしております。

現在は、実際におっしゃられるケースが、一番窓口ではトラブルというか、もめるケースでございます。施設に入所されている方でありまうとか、入院されている方でありまうと、まだそういう意味では、先ほどおっしゃったような診断書であるとか、施設長の証明であるとか、そのようなもので何とかできる場所ではあるのですけれども、そこまではないが区役所までは来られないのだ、連れてこれられないというような形のご要望もたくさんいただいているところでございます。今現在は委員ご指摘のとおり、車で、例えば駐車場などに連れてきていただければ、職員が確認をしに参ります。そのような対応も行っておりまして、あと事前にお問合せをいただいた段階で、ご事情をいろいろ伺いをしながら、では何ができるだろうか、どうやったらできるだろうかというところをお聞き取りしながら、ケース・バイ・ケースで対応している場合もございます。他自治体の事例では、職員が直接訪問をして確認をするというようなところもございます。

こちらに関しましては、委員もご指摘のとおり、カードの利用促進というような形で、これから進めなければならぬ部分、かなりカード発行の障害になってきている部分でもございますので、いろいろご事情はあると思います。そこに寄り添って交付していけるよう私どもも考えたいと思いますし、前回の補正予算のところでもお話ししましたが、そのようなご要望が多いというところ、カードの発行の障害になっているというところを、国にも申出を今しておるところでございまして、何とか緩和をしてもらいたいなというところがございます。

○こんの委員 寄り添っていただける、そうした思いを確認というか、お話を聞きました。そこで1つの提案というか、ほかの区でもやっていることをちょっとご紹介というか、ご存じかどうか確認したいのですが、例えば新宿区、世田谷区、江東区、調布市、ここでは代理人交付の理由について、ご本人の病気や障害、こうしたこと以外に、当面の緊急措置として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため外出を自粛している申請者ご本人については、代理人による受け取りができるとしております。また、この代理交付の際に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため外出自粛を行っている方は、申請者ご本人の来所が困難な場合の事実を証明する書類は不要で、そして交付通知書、その裏の委任状の欄にその旨を、いわゆる新型コロナウイルスで外出自粛していますということを記入することで可としているという対応が取られているわけです。こうしたことはご存じかということと、いわゆる高齢者や障害者の方々を含め、特に高齢者だけではなく、障害者、難病の方、様々に来庁したくてもできない方々、

あわせて新型コロナウイルス感染症で外出自粛をすると考えている方はほかにもいらっしゃるわけで、こうした方々を含めて、マイナンバーカードの交付をスムーズに、円滑に普及促進が図られる対応が、こうした他区等の事例も踏まえて、品川区でも対応が必要ではないかと思われますけれども、いかがでしょうか。

○木村戸籍住民課長 他区等の事例については、認識をしているところではございまして、私どもとしても、より分かりやすいお知らせの仕方、運用を考えてまいりたいと思っております。

○こんの委員 次に参ります。成人式経費についてお伺いしたいと思います。今年は、急遽オンラインに切り替えて対応されたということは認識しております。もう一つ、昨年の9月の総務委員会で報告をされたものを見させていただきました。それは、令和4年4月1日から、民法の改正によって成年年齢が18歳に引き下げられるということで、この成人式を何歳にするかということを区民の方、対象者にアンケートを行って、その結果、区としてはこれまでと同様に20歳で開催をするという方向性だということは承知しております。

そこで今後、令和3年から令和5年できゅりあんの大規模改修が予定をされているところですが、特にこの改修工事が実施される令和4年、令和5年、こうしたところの成人式の開催はどのように考えていらっしゃるのか。その頃はさすがに新型コロナウイルス感染症が終息している、してほしいと願うところですが、今回初のオンライン成人式を経験したわけですので、代替会場とオンラインのハイブリッド形式、こうしたことも開催方法として考えられるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○立川総務課長 きゅりあんが使えない再来年からでございますけれども、代替会場とともに、いわゆるオンラインでの開催を併用して実施する、今年もそういうつもりで考えていたところがございしますので、委員ご提案の内容も踏まえまして、検討していきたいと思っております。

○こんの委員 このコロナ禍で、いろいろなことが新しい生活様式、新しい形のいろいろなイベントのやり方というものがあると思いますので、どうぞ成人式についてもよろしく願いいたします。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時31分休憩

○午後3時50分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 2項の地域振興費から、183ページ、国際交流推進事業、それから187ページ、市町村交流事業、時間の状況で179ページ、町会・自治会加入促進支援、その辺からお聞きしたいと思います。

まず、市町村交流事業なのですが、新年度予算が2,900万円余を計上していらっしゃいますが、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響で、ほとんどの事業の実施が難しかったと思うのですが、今年度の実績としてはどのようになっていたか、その辺を教えてください。

それから、国際交流推進事業に関してです。前の長期基本計画においては、基本方針に多様な国際交流を推進するという項目がありました。もう1回改めて見たのですが、政策の方向として、品川区は生活都市と国際都市の両面を持つ个性的な都市となる力を備えており、その力を十分に発揮できるよう多様な国際交流の推進を図るとともに、国際都市品川区の魅力を活かした施策に取り組みますと出ていま

す。

現長期基本方針における国際交流の考え方について、改めてお聞きしたいと思います。

○川島地域活動課長 令和2年度の市町村交流の実績でございます。

委員おっしゃるとおり、コロナ禍の影響で様々なイベントが中止になっております。山北町でいいますと、洒水の滝祭りですとか、丹沢湖花火大会が中止になっていまして、早川町のほうも同様の状況でございます。実績のほうは数でいいますと、ひだまりの里の利用実績が令和元年度は2,034名というところが、令和2年度は1,397名、それから早川町のほうも、ヘルシー美里、ヴィラ雨畑の宿泊利用助成などで見ますと、令和元年度が1,400名ほどだったものが、令和2年度につきましては278名ということで、かなり少ない実績になってございます。

○宮澤協働・国際担当課長 国際交流に関するご質問にお答えいたします。

新しい長期基本計画で、平和で人権が尊重され多様性を認め合う社会の実現ということで、その中で国際交流の事業を進めているところです。この間、ホームステイ事業を始めまして、姉妹友好都市との交流を各都市とも四半世紀以上続けてきているという実績がございます。また、5年ごとに周年行事という交流を含めて、各都市との交流を進めてきたというところと、また、多文化共生社会の実現に向けて、区民へのそういった啓発活動を進めていく中で、国際都市品川に向けて積極的な事業を行ってきているというところでございます。

○鈴木（真）委員 市町村交流事業ですけれども、今年度うまく、新型コロナウイルス感染症の状況次第で、進んでくれればありがたいなと思うのですけれども、その中で、まず市町村交流事業では、姉妹都市、そういう交流都市というのが、区民の方にどの程度周知されているのかなというのが気になっています。例えば、区が調査する世論調査が今まで行われてきましたけれども、そういう中で、区民の方が市町村交流をどの程度知っているかというのを調査したことがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、国際交流のほうです。当然これからも進めていっていただくということは大前提に思っているのですけれども、定例会の中で、組織条例の一部を改正する条例が議案として提出されている。もちろん、この議案に反対するわけではないのですけれども、組織が変わることによって、今まで協働・国際担当課長が担当されたことが総務課に移って、総務課長がトップとなって、担当部署が今度、平和・国際担当主査に統合されるということになってくると、その辺の対外的なイメージはどうかというのが気になっています。その辺についてお考えを教えてください。

○川島地域活動課長 市町村交流事業の交流都市の認知度でございますが、実際、調査という形で、数で把握はしてございますが、山北町につきましては昭和63年に協定を締結しまして、それから、早川町も平成2年から協定を締結してお付き合いが始まっているということで、相互に息の長いお付き合いだということで、かなり定着してきているのではないかと認識しているところでございます。

○宮澤協働・国際担当課長 区の国際交流に関しまして、組織改正が行われましても、例えば区内の11ある大使館と連携をしております。その中で、毎年4月になりましたら、各大使館を回るなどして連携を強めているところです。また、各姉妹友好都市とも5年ごとの交流というのがございますので、そういった機会を捉えてしっかり交流を進めていくというところでございます。

○鈴木（真）委員 市町村交流事業のほうですと、例えば山北町と早川町の、先方の自治体の方に、品川区に対して何かイメージを持ってもらっているのかなという気が非常にしています。品川区としても、そういう交流都市を交流しているという、例えば庁舎内のどこかにあるわけでもないと思うのです。

そういうことに少しは意識を持ったほうがいいのではないかなという気がしております。

例えばもう一つは、しながわ中央公園のところに先方からの植樹、何がメインか分からないのですけれども、何かもうちょっと交流がされているということを表現できないのかなと思っております。その辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

国際交流のほうは、各大使館を回るというお話もいただきました。ほんのちょっと前に、品川の大使館の数は幾つだったかなと思って、見たのですけれども、ホームページの中で、実はページによって、10というのと11と分かれていました。それは後で訂正しておいてもらいたいと思います。

そういうところに行ったときに、今まで課長という名刺を持っていった。今度は、総務課長が全部回るのだったらいいのですけれども、その辺の肩書的なものを考えたときに、品川区の交流は大丈夫なのかという気がしてしまうので、その辺の感覚です。

交流では、品川区国際友好協会との関係がかなり強くなってくると思うのですけれども、当然この辺については、今までどおり行ってもらいたいと思うのですが、改めてそこについてもお聞きしたいと思います。

○川島地域活動課長 交流ツアーとかイベント参加者がリピーターになって、また再度、交流都市に行くという事例もございますので、認知度も高まってきているとは思いますが、より一層の工夫というか、これまで以上にというご提案のようなところですが、例えば個別のイベントの周知に加えて、交流物産展のチラシとかポスターによる周知の工夫を今まで以上に行うとか、それから、もっと市内の多くの課で、この交流都市を事業で使っていただけるように、市内連携の意味でも、交流都市を知っていただくような工夫をしていければと考えてございます。

○佐藤企画調整課長 組織改正のご質問でございますので、私からご答弁いたします。

これまで総務課で平和派遣というところと、今回国際交流というところで、長期基本計画で一本化して、より積極的に進めていくというところで、今後は総務課が顔となって、全庁的、また区内全般的にわたって、そういった事業をこれまでより力を入れてやっていくというところでございます。

○鈴木（真）委員 山北町だとひだまりの里に、私も最近行っていないのですけれども、建物がちょっと古くなってきている状態もあると思うのです。ですから、今後の活用ですとか、それから、マウントしながわをどうやって活用していくのか、その点についてもう1回お答えをお願いしたい。

それから、国際交流は、前の長期基本計画の中ではアジア地域の都市との交流を促進ということもうたわれていました。その辺も踏まえてもう1回、国際的なものの考え方をお願いいたします。

○川島地域活動課長 より多くの方に知っていただく工夫というのは、委員のご指摘も踏まえて考えていく予定でございます。

○宮澤協働・国際担当課長 アジアの都市との交流についてです。姉妹都市、友好都市の3都市との交流を進めているのを中心にしているところでございます。例えば産業、教育であったり、そういった分野に特化した形の交流という考え方もございますので、在住外国人の動向等を注視しながら研究してまいります。

○渡部委員長 次に、西本委員。

○西本委員 163ページの指定管理者モニタリング・評価経費について、まずお聞きしますが、これは歳入のときにもお話ししました。指定管理者制度の実態というのが分かりづらいです。総括シートで議会のほうには報告されているのですけれども、数値の評価が非常に不明瞭で分かりづらくて、例えば総括シートの中に管理運営実績があって、そして利用料金も書かれています。明らかに利用料金の額

のほうが高いという場合があって、そうなってくると、これはもうかっているのか、そうしたら、なぜ歳入に入っていないのかと単純に思ってしまうのです。だけれども、聞きますと、そうではないのだというお話なので、そのお金の流れ、どういうものにどのぐらいお金がかかっている、それをどう保証しているという流れが全く分からないので、そこは改善してほしいと思いますが、それについてのお考えを、まず一つ。

2つ目が、指定管理者制度だけではなくて、これも歳入で申し上げたのですが、コミュニティバスの検討の中で収支率がありました。これは非常に私はすばらしい方法だと思っていて、どういう目的で、区の役割として、どういうコストをかけていくのか、そしてその中で収支率というのを踏まえて、評価をしていくという流れというのは、非常にいろいろな外部の民間の活力を利用するにせよ、区の事業にせよ、評価の方法としては非常にすばらしいと思っているのですが、それを広く適用していただきたいと思いますが、考え方を聞きます。

特に、コミュニティバスの検討のやり方というのは、かなり透明性があると思っております。新庁舎の検討なども、区民の皆さんの財産ですから、それをするときに、やはり透明性というのが問われていくわけであって、様々な検討を広く公開しているという、それは非常に学ぶべきところがあるのではないかと思います、お考えをお聞きます。

そしてもう一つ、191ページの総合区民会館、きゅりあんですが、改築していくわけですが、ここも指定管理制度が導入されております。決して批判ではないのですが、気がついた点を幾つか申し上げます。変えてほしいところ。

まず、当日、集会室や部屋とかが空いていても、借りられません。事前に予約をしないと借りられない、空いていても借りられないのは、おかしいです。

それから、イベントホールとかで画像などを映すときにスクリーンを使う。そういう物品は用意してあるのです。でもそれが、持ち込んだパソコンに不具合がきちんと対応しているのかどうかのチェックは全くしません。勝手にどうぞという状況なのです。きちんとお金を払っているわけですから、しっかり不具合もチェックしなければならないのではないのでしょうか。

そして、Wi-Fiがないので、改築にあたってはWi-Fiは必須です。それから、プロジェクターありません。各部屋にプロジェクターは設置するべきでしょう。

これはまた別問題になりますが、コロナ禍なので、使用料については、歳入のところでも言いましたが、倍以上のお金を使っているわけですから、減免という形でコロナ禍の期間だけでも配慮していただきたいという要望しますが、いかがでしょうか。

○佐藤企画調整課長 2点、ご質問いただきました。

1点目の指定管理者の総括シートの件でございます。品川区の指定管理者の総括シートについては、他区の状況とかも比べたところですが、项目的にはそんなに遜色はないと思っておりますが、品川区の場合、文字数がちょっと多いかなというところと、委員ご指摘の管理運営実績のところの項目については、ちょっと誤解といいますか、分かりにくい面があるなというのは私どもも認識しております。このシートに関しましては、それ以外の見直しとあわせて、今検討しておりますので、早々に見直しを図りたいと思っているところでございます。

2点目の収支率を活かした、例えば行政評価に関するご質問だと思うのですが、区としても透明性の確保というのは非常に重要なものだと考えております。今後、成果指標に基づいた実施計画をつくりまして、また新公会計のデータもあわせて、収支の観点も入れながらご報告をしたいと考えており、検討

を進めているところでございます。

○古巻文化観光課長 総合区民会館に関してのいろいろなご要望をいただいております。

まず、予約の件に関しましては、空いていても使えないということでしたけれども、手続等のいろいろな制約の中で、そういったルールになっているのかなと思います。改善の余地はあるかと思いますが、今後こういった形で利便性の向上ができるかは考えていきたいと思います。

あと、イベントホールのプロジェクター等の関係でございますけれども、適合するかしらないかというあたりを含めまして、本来ですとイベントホールをお使いになる際に、セッティング等について、事前に打合せがあると私は認識をしておりますので、その中でいろいろと行き違いがあったのかなと。そういった行き違いがあったとすると、会館側の配慮がいろいろ足りないところがあったのかなと思いますので、その辺りは会館に伝えていきたいと思います。

あと、W i - F i については、使えると認識しておりますので、そのようにお申し出いただければ W i - F i は使えるはずですが。すみません、私は W i - F i が使えるという認識で、昨日もいろいろその辺の話はしておりますけれども、その辺については確認させていただいて、使えるように今後進めてまいりたいと思います。

使用料の考え方としましては、広さでありますとか、使用時間とかに関連しての料金設定でございますので、定員ということで減免をするという形では考えておりませんので、その辺りはご理解いただければと思います。

○西本委員 指定管理者制度のモニタリングについては、本当に分かりやすいように工夫をしてください。別にもうけようということは考えておりません。先ほどの収支率のことにも関係するのですが、品川区として、どういう目的を持って事業の展開をしているのか、そのために税收を使うのかということ、非常に広く区民の皆様方に知っていただく、了解していただくというのは、客観的に示すには非常に必要なことだと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

きゅりあんなのですけれども、W i - F i は全館です。全室に W i - F i が設置できるようにお願いしたいと思います。使えるところ、使えないところがないようにお願いいたします。男女共同参画センターもありますので、そこも使えるようにしていただかないと困ります。

それと、意思疎通の問題ではなくて、ここで私がいろいろ問題提起したのは、指定管理制度とは何でしょうということなのです。何のために指定管理をやっているのか。区民の人たちが不便だ、利便性がないというのがあるならば、なぜその指定管理の方々が考え、提案をして、変えようとしませんか。ほかのところはどうでしょう。指定管理の中で、いろいろ変える提案をしているということがあるのではないのでしょうか。なぜきゅりあんなはそれができないのでしょうか。

そして、お客様がいるのに、意思疎通ができないと済まされる問題ではないと思います。どういう仕事の思いを持って取り組んでいるかということに尽きるかと思いますが、指定管理者制度を使う意義というのを、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

そして、もう一度言いますが、部屋については、きゅりあんなだけではありません。今、コロナ禍において大変な思いをして、苦慮しているわけですから、減免というか、少しは考慮してもいいのではないのでしょうか。これは品川区全体の話です。よろしくお願いします。

○古巻文化観光課長 意思の疎通ということでお話を先ほどさせていただいて、それは会館側の受け止めの問題で、いろいろとしっかりお客様のご要望を受け止め切れていないということなのかなと考えて、そのように発言をしたものでございます。

指定管理者としての提案等につきましては、今回、また指定管理の選定をいたしましたけれども、その中でも様々な提案をいただいておりますし、きゅりあんだけが何かできないということではないと認識しておりますので、今後はきちんと考えていきたいと思います。

○渡部委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 169ページの情報公開等経費と、それから163ページの指定管理者について伺いたいと思います。

まず、情報公開についてなのですが、情報公開手数料については、行政情報は区民の財産ですし、区政への区民参加、知る権利の保障からも、300円の手数料は無料にすべきだと共産党としても一貫して求めてきましたので、改めて手数料の無料化を要望しておきたいと思います。これは要望で結構です。

そして、今日さらに要望したいのは、コピー代についてなのです。これが本当に高過ぎまして、例えばA3の白黒は20円、カラーコピーが何と1枚140円なのです。コンビニのコピー代も、A3はカラーで80円です。控室でもコピー機をリースしていますが、カラーコピーのカウンター料金は十数円だと言われています。140円というのは高過ぎると思うのですが、コピー代の引下げもぜひしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大澤広報広聴課長 コピー代につきましては、品川区情報公開・個人情報保護条例の中で定められております。こちらの制定当時は、実費を鑑みまして決定した手数料であると考えているところです。白黒のコピー代については、国や都、他区と比較しましても、妥当な金額だと考えております。ただ、カラーのコピー代につきましては、現在の状況と照らし合わせまして、妥当であるかの検証は必要であると認識しております。

○鈴木（ひ）委員 検討していただけるということで、私は白黒のA3が20円というのは高いのではないかと思います。これも含めて、どんどんこういうものは低廉になっていますので、ご検討をしていただきたいと思います。

2つ目に、指定管理者について伺いたいと思います。指定管理者の選定にあたって、透明性、客観性、公正・公平性が担保されて、指定管理者を決定する議会に対して、それが判断できる資料の提供が必要だと思っています。これを求めて質問したいと思います。

まず、平成30年から、今も見直しされているということなのですが、指定管理者の指針とか基本方針の見直しをされてきていると思えます。この見直しを行ってきたのはどの部署で、どんなメンバーで、どんな形で行われてきたのか、大分長い期間見直しをされていると思うのですが、この点について伺います。

それから、運営指針やガイドラインとかは、ほかの区でもかなり見直しをしていて、かなり詳しいものを作っていますけれども、これは作成されるのでしょうか。作成されとしたり、いつできるのかについても伺います。

○佐藤企画調整課長 指定管理制度について何点かご質問いただきました。

まず、1点目の方針の見直しにつきましては、委員ご指摘のとおり、平成30年の後半ぐらいから進めてまいりました。今年度当初、方針等の改定について決定をし、議会にもご説明する予定だったのですが、新型コロナウイルス感染症の関係で、いわゆる減収補填や、長期間の休業の場合のサービスの提供について、どういう切り分けで役割分担して決定するのか等、様々な課題が出ましたので、その辺も盛り込んで一度に方針を改定しようというところで、今現在にいたっているところでございます。今、鋭意作業を進めておりますので、来年度の早い段階で方針を改定いたしまして、また議会にご説明でき

と考えております。

担当に関しましては、私ども企画調整課が中心になって実施をしているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 企画調整課だけで、もう3年以上かかっているということになると思うのですが、それから運営指針とかガイドラインは、新年度の早い時期にできるということで確認させていただいていいでしょうか。

それから、選定の公表についてなのですが、先日の厚生委員会でも障害児者総合支援施設の指定管理者の指定がありましたけれども、ここでも選定委員の名前が、選定された後でも公表できないと説明がありました。点数も公表できない、総合点だけでも公表できないという答弁です。これは資料そのものも、選ばれたところのことだけを書いていて、これを選んだので品川区を信じてくださいというものでしかないと思うのです。その資料からは透明性も客観性もないし、公平性、公正性も、その担保がどうされているのかということも分からないという状況です。

これを委員会で聞いても、区全体の考え方で行っているものということで答弁がありますので、本当に全体的に改善しない限り、所管では改善できないものなのかと思うのです。でも、管理者を指定するには、議会で議決するにもかかわらず、議会が判断する材料がないという中で、選定委員会が出された意見とかも分からないのです。そういうのはぜひ改善をしていただきたいと思うのですけれども、その改善というのは、今回の運営指針とかガイドラインの中でどう改善されるのか、教えていただきたいと思います。

○佐藤企画調整課長 まず1点目の方針等はいつできるのかというのは、先ほどご答弁したとおり、来年度早々には策定を完了したいと思っております。

2点目の公表に関してですけれども、まず現行の規定ですが、ホームページにも出ておりますけれども、例えば委員ご指摘の選定委員に関しましては、公表することにはなっております。ただ、留意事項といたしまして、透明性の確保に留意しつつ、選定委員会での率直な意見交換等々に配慮することとしておりまして、方針としては公表するというにはなっているのですけれども、運用が各所管で徹底できないといえますか、今言っただし書のほうに比重を置いている面があるなというところがあります。

あと、委員にご指摘いただいておりますけれども、ほかの自治体と比べて、評価項目とか配点とか採点表を区として公表しないというところに関しましては、私どもも課題と考えておりますので、その辺の公表する項目の増やす点と、あと、各所管への徹底に関しましては、研修等も行なってやっていきたいと考えております。

○鈴木（ひ）委員 そうしますと、選定委員会の構成、名前と役職は、外部委員も含めて基本的には公表されるということで確認させていただいていいでしょうか。

それから、選定結果なのですが、これは全ての応募事業者ごと、審査項目ごとの点数と総合点数があつてこそ、この事業者が選ばれたということが明らかになると思うのです。ぜひこのことを公表していただきたいと思うのですけれども、その考え方も教えてください。

それから、選定委員会の会議録も、幾つかの区では議会に資料として提供されています。そして、これは会議録の中で様々、事業者にとって不利益なこととかは記載しないという基準を定めて記載していけば、それも問題なくクリアできると思うのです。選定委員会の会議録もぜひ公表の項目に入れていただきたい、議会への資料に入れていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それからもう一つは、事業計画書です。これはほかの区では、募集要項の中に区議会へ情報提供する

旨を記載して、あらかじめ周知しておくとなっていたのですけれども、こういうことにすれば、全く問題なくできると思うのです。

ということなので、先ほども申し上げました選定委員会の構成、氏名と役職、それから選定結果、点数も含めて、それから選定委員会の会議録、それから事業計画書、これをぜひ委員会の資料として提出していただきたいし、公表もしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤企画調整課長 指定管理者に関わる公表の件でございます。

まず、1つ目の選定委員に関しましては、基本的に氏名等の公表が必要であると今のところは検討しているところで、最終的に判断していきたいと考えております。

2つ目の会議録に関しましては、どこまで出せるか、選定委員会での率直な意見交換等に配慮して、今、区として出している中身が少し短いかなというところがありますので、もう少し充実するように考えていきたいと思っております。

3つ目、4つ目の全ての事業者に関する点数と企画書、計画書等に関しましては、ほかの自治体でも大変苦労しているということが分かっております。指定管理を行う民間事業者のほうから、自分たちのノウハウが流出するといったことは自治体として十分考えてほしいという提言も出ておりますので、他区でも一律全て、そういったものを出しているわけではないというのも聴取しております。その辺はバランスを取りながら、出せるところは出して透明性を図っていくと。その辺の徹底と、文章の記載、その辺を今、検討しているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 会議録の中で、そのように事業者から出されたもので、そういうものは記載しないということも、このガイドラインの中には書かれているのです。ガイドラインの中でしっかりと、このことについては記載しないということをあらかじめ決めて、しかしそれは、むやみやたらに記載しないということではなくて、このようなものだったら記載できるでしょうということも含めて検討して、なるべく出していくということで、ぜひご検討いただいて、議会が指定管理者を議決するのにあたって判断できる資料を出していただきたいということで、改めて申し上げたいと思います。

それからもう一つは、指定管理者のモニタリング・評価の議会への資料についても改善を求めたいと思います。これは実態が見えないのです。資料では本当に分かりにくくて、指定管理者というのは安全性の確保だったりとか、サービス向上だったりとか、そういうところでチェックしていくことが必要ですし、議会もそのチェックができるような仕組みが必要だと思えます。

それで、一つは収支が書かれていないのです。管理運営委託料と利用料金というのはあるのですけれども、その他の収支も含めての収入の合計がありません。さらに、品川区の場合は支出が全くないのです。人件費、事業費、事務費、その他で合計幾らの支出なのか。収入が合計幾らで支出が合計幾らなのか、この収支を明記すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、事業計画書で毎年出しているわけです。その提案した事業への実施状況を、報告書という形で出していますので、それをまとめて出していただければいいのではないかと思うのですけれども、それについても資料で出せるようにしていただきたい。それから、それは自己評価ということになると思うのですけれども、それ以外に、区が責任を持ってチェックをするというのが必要なので、事業実績の評価を所管課が行って、それを資料として出していただきたい。

以上3点の改善を求めますが、いかがでしょうか。

○佐藤企画調整課長 何点かご質問いただきましたので、順次答弁いたします。

会議録の要旨に関しまして、あらかじめ記載する内容等を定めてはどうかというところでございます

が、指定管理者制度というのは、非常に幅広いたくさんの施設を対象にしておりますので、この辺を一律にこうだと記載するのが、品川区も含めて、ほかの自治体も大変苦労しているところだと思います。総務省の調査によりますと、市区町村でこういった情報を公表しているのは５０％と、半分の状況でもありますので、全国的にそういった面で苦労しているのだと理解をしているところです。

しかしながら、議会や区民等に指定管理者制度の公平性、客観性を示すためにも、その辺の項目というのはできるだけ出していきたいと区としても考えておりますので、先ほど来言っておりますけれども、民間事業者に配慮しながら、ただ民間事業者から手を挙げてもらえなくなると、指定管理者制度が進みませんので、その辺を配慮して進めていきたいと考えております。

○渡部委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 １８５ページの自動通話録音機等の特殊詐欺対策、それから２０３ページで住民基本台帳関係費に関連して伺います。

自動通話録音機は午前中もお話があつて、特殊詐欺が東京都でも、新聞報道等だと２５％ぐらい減っていると。非常にいいことで、品川区も同じぐらいの傾向なのかなと。それで、一昨年と今年の件数がどれぐらい減ったのか、金額もし分かれば。それから、品川区においてそれが減った要因をどのように捉えているか、ここを教えてください。

それから住民基本台帳関係費のほうは、関連してしながわ活力応援給付金が住民基本台帳を基に送られて、多くの方がいい施策にあずかれたということなのですが、その中で残念ながら、住所が不明で戻ってきてしまったケースがあると思うのです。これが何件ぐらいあったか教えてください。

○黨生活安全担当課長 特殊詐欺についてお答え申し上げます。令和２年の区内の被害の認知件数は９０件、これは昨年に比べてマイナス３９件でございます。被害総額につきましては約１億３，５００万円で、これも昨年に比べましてマイナス５，９００万円となっております。

被害が減少した要因でございますが、コロナ禍の影響で外出する機会が減少したことが主な要因であると警視庁本部においては分析をしているところでございますが、それだけではなく、検挙と抑止の両面で地道に活動していたことの成果が表れているのではないかと考えております。

○宮澤しながわ活力応援給付金担当課長 しながわ活力応援給付金の郵便物の戻りについてお答えいたします。８月５日に申請書を発送しまして、宛てどころなし等の理由で戻ってきた申請書の数は、１，４９４件です。また、申請されていない世帯に対しまして、９月３０日に勧奨通知を発送しました。その戻りは１５１件というところでございました。

○たけうち委員 特殊詐欺なのですが、実はこの間、２週間ぐらい前ですか、私の自宅にも電話が来まして、それで私の妻が出たのですが、「荏原警察の何々です」と。それで、お宅のご主人が三井住友銀行のカード、銀行員が７０人分ぐらいのカードを持っていて、捕まった中の一つがお宅のご主人ですというのがあって、私はその１時間後ぐらいに自宅に戻ったときにそんな話があって、そもそも私はそのカードを持っていないのですけれども、それはおかしいと。ただ、うちの妻も半信半疑だったので、私もこれは疑われてはいけないと思って、荏原警察にすぐ電話をかけて、「何々さんという方はいらっしゃいますか」と。そうしたら女性の方が出て、「いません」と。

それで、どうもそういうことが、この辺でまた起きているのではないかという話をしたら、いろいろ細かく聴いていただいて、それで電話を切ってしばらくすると、私は警察の「メールけいしちょう」に登録しているのですけれども、すぐ、豊町近辺でこういうことが起きていますとメールが来て、そうかと思ったら、今度は警察の車だと思うのですけれども、この豊町地域でこういうことが起きていますと。

しょっちゅうメールが来るのです。メールけいしちょうを見ると、豊町だけではなくて、北品川、戸越だとか、いろいろ来て、本当にそういう面では、すぐ情報が入ると。これは警察ですけれども、そういう取組もしているから、そういうことで減っているのかなと思ったのです。

あわせて、品川区でも青パトが回っていますけれども、ここも連携しているのですか。お聞かせいただきたいと思います。

それからしながわ活力応援給付金のほうは、実はご相談いただいた方が、この方は残念ながら、課長にもご相談したのですけれども、やはり届かなくて、それで勧奨は実は届いていたのだけれども、気づかなくて、残念ながら申請しようと思ったときには間に合わず、もらえなかったのですけれども、ただ、この方はなぜかという、課長もご存じだと思うのですけれども、住所は、マンション名までしか届けていなかったのです。いわゆる何マル何というのが入っていなかったと。

それで、多分2回目の勧奨のときになぜ届いたかという、郵便の配達の方が、そこに名前が出ていれば、よかれと思って入れてくれたと。最初の方はもしかすると、大事なもののなので、きちんと確認しなければいけないということで、入っていないから戻したのだと思うのですけれども、こういう形で住民基本台帳に、そもそも届出がきちんとできていない方もいらっしゃるのかなと思うのですけれども、これについてどのように対応するのか。住民基本台帳なので、私が思ったのは、何かの形で連絡先が分かればとは思っているのですけれども、そこまでは個人情報の問題で、勝手に電話番号を調べて連絡するわけにはいかないだろうと思うのですけれども、どういう策が打てるのか教えてください。

○黨生活安全担当課長 特殊詐欺被害防止に関する警察との連携状況についてお答え申し上げます。

私ども区でも、常に警察と情報の共有を図っているほか、例えば逆のケースもございまして、犯人からのだましの電話が特定の地域に集中してかかってまいりますと、警察から区に応援の要請がございします。そして、区の青パトがその地域に直ちに出動して、被害防止の広報を行うなど、緊密に連携をして被害防止対策を図っているところでございます。引き続き、こうした活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

○木村戸籍住民課長 実際にお引っ越しをされたときの手続きのときに、その建物があるかどうか、実際に何マル何まであるかどうか、その辺をまず審査いたしまして、その方と、どういう表記にしますかというご相談をさせていただいて、決めているというところでございます。全貌については分かりませんが、手続きのやり方についてはそのような形です。

それと、電話番号については、届け書にはお書きいただくのですけれども、いわゆるデータとして保存してはいないというところでございます。

○たけうち委員 特殊詐欺のほうは、本当にきめ細かい対応が非常に功を奏しているのかなと思いました。ただ、その上で、これはできるかどうかかわからないのですけれども、もっときめ細かくやるには、例えば、前もほかのところでそういう話が出たかもしれませんけれども、区の防災行政無線を活用して、その地域に、一定程度限定して流せるのだと思うので、そういうのを使うとか、これも非常に難しいですが、しなメールでも情報を通知するという。ただ、あまりいろいろなメールが来過ぎてしまって、かえってどうなのかなと思うのですけれども、そういうもう一重の取組についてお聞かせいただきたい。

あと、住民基本台帳のほうは、これから恐らくワクチンの接種券についてもそうだし、選挙の投票所入場券もそうだし、そういった大事なものが住民基本台帳を基にして送られる中で、本人がいろいろな事情で、あえてこの住所を、違うところに住んでいるけれども、変更しないという方もいらっしゃると思うのです。それはそれで自由なので、いいのだけれども、さっきのような方で、悪意はないのだけれ

ども、返戻された方について、何か一重工夫して、そういうことが防げないかなと思うのですけれども、一応ご感想というか、教えてください。

○黨生活安全担当課長 ご提案のございました防災行政無線の活用なのでございますが、特殊詐欺の電話というのが今、大変多く入っておりまして、その都度防災行政無線を鳴らしておきますと、一日中鳴ってしまうということも考えられるところでございます。ただ、大変有効な手段であるのではないかと考えております。どういうときにこれが使えるのか、また使わなければいけないのかにつきまして、これから関係課と調査研究を進めてまいりたいと思います。

○木村戸籍住民課長 受付の際に、郵便物が必ず届くようにというご案内を一つ添えたような形で、それを徹底してまいりたいと思っております。

○たけうち委員 特殊詐欺のＡＩのほうも先ほどいろいろあって、実験的にやっていくということなので、そういうのも含めて複合的に、ぜひさらに減少していただくように要望させていただきます。

それから住民基本台帳は、これから、特にワクチンなども含めて出てくるので、何かできないか、また引継ぎも含めて、ぜひお願いしたいと思います。

○渡部委員長 次に、本多委員。

○本多委員 １７１ページの危機管理経費について質問します。宿日直経費等について、平成１７年から危機管理室が設置されました。それ以来、１５年たちましたけれども、充実されてきた点ですとか、あるいは積み上げてきた点などについてお聞かせください。

○立川総務課長 平成１７年に危機管理の担当として、総務課が中心にやってまいりました。約１５年たちまして、その間、様々対応してきたところでございますけれども、平成２１年には新型インフルエンザの関係で本部を立ち上げたりとか、また、平成２３年には東日本大震災の関係でございすとか、様々危機管理に関しまして、初動体制をつくるということでやってまいりました。

それで、今回のコロナ禍におきまして、総務課が中心になりまして、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げましてやってきたところでございます。年々対応に熟度が増してきたと考えているところでございます。

○本多委員 分かりました。

危機管理宿直室は総務部内にあり、危機管理担当部長と災害対策担当部長を兼務されておりますけれども、総務部と災害担当のそれぞれの組織の役割について、どう発揮をされてきたのか、その点をお聞かせください。

○立川総務課長 危機管理におきまして、災害対策担当部長におきましては、危機管理監としての役割を担っていただいております。防災と災害という切り口では災害対策担当部長が中心にやっていくということで、それ以外のところを総務課、また総務部長が中心にやっている、そういった切り分けでございす。

○本多委員 事例を挙げて聞いていきます。複合災害で、多重防御について伺います。東日本大震災では、地震、巨大津波、原子力発電所の水素爆発など、同時被災型複合災害でした。そして、先日の本会議での答弁で、複数の災害に対応していくとのことでした。また、施政方針では、未曾有の危機が常に起こり得ることを想定した準備を進めるとありました。

災害には、予測災害と突発災害があります。区内のみならず、防災協定締結自治体で災害が起きた場合、あるいは近距離での災害、一例を挙げますと、伊豆大島の噴火が３５年前にもありました。当時は品川区内にも避難所が幾つも開設されまして、島民の方が避難をされました。伊豆大島の噴火の周期

は30年から40年と言われています。そうした備えや心構えについて、危機管理宿直室としてはいかがお考えでしょうか。

○立川総務課長 自然災害における品川区の危機管理宿直という視点でございますけれども、この辺につきましては、宿直の職員として、管理職が日々交代で対応しているところでございますので、連絡網等を整備いたしまして、災害時、即座に連絡が区長をはじめ行き渡るように、体制を取っているところでございます。

○本多委員 あらゆる想定をして備えていただきたいと危機管理的に思います。

そして、組織強化について質問するのですが、現在品川区内には自衛隊出身の方、任期付採用2名、会計年度任用職員1名になります。また、消防からは併任で2名、会計年度任用職員6名、警察からは併任で2名、会計年度任用職員24名になります。平成27年度からは、23区初の退官自衛官を部長級として採用し、防災対策、危機管理対策を強化してきました。平成27年度から5年間、曾田部長、令和2年度からは滝澤部長に対応していただいております。

2018年、2019年、2年続けて全国的に自衛隊の災害派遣が、延べ活動人員100万人を超えています。自衛隊を退官された方の採用を強化し、組織のさらなる強化を図る点について、区のお考えをお聞かせください。

○黒田人事課長 専門的な知識を有する職員の採用につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、一定程度の期間、任用するというところで、実際に職員を育成するというのが前提となっている中で、期間的な限定任用というところで、特別区人事委員会の承認を得て採用するという状況になってございまして、今後の体制につきましては、災害対策でありますとか、危機管理に対応する組織をどのように運営していくかという中で、必要な人材について執行体制を整えてまいりたいと考えてございます。

○本多委員 先ほどデジタル化のほうでも外部人材の活用という議論がありました。いろいろ全般的に、区政全般について、そういった着眼点で進めていただきたいと思います。

我々の会派でも全国の地方議員で活動しておりまして、災害派遣の豊富な経験を有している方々、自衛隊の出身の方、あるいは警察の出身の方、消防出身の方、それで日本全国の自治体の組織強化をするべきだという活動をしております。ぜひその点について改めて教えていただきたいのと、今現在、自衛隊・警察・消防出身者の採用での組織強化をしているというのを、もう少し区民に知っていただくPRについてはいかがでしょうか。

○黒田人事課長 一般職の常勤職員を採用するには、人事委員会の承認という手続が必要なのですが、先ほど委員からご紹介ありました会計年度任用職員につきましては、防災普及指導員というところで、消防士としての経験を有する方でありまして、自衛官としての経験を有する方を採用しているという状況がございます。

会計年度任用職員は、労働者性が高い職員については、会計年度で採用しなければならないということになっておりますが、例えば地方自治体へのアドバイスのような、参与的なところでは、特別職という形で採用することも可能でございますので、そういった中で、どのような体制でどのような専門的な知見をいただくかということも含めて、今後執行体制について考えてまいりたいと思います。

また、PRにつきましては、23区で初めて部長として採用したときにはプレス等もしておりますので、そういった中で様々な方法を考えてまいりたいと思っております。

○本多委員 もう少し区民に、こういう取組をして、こういう方を採用をしているので、区の組織が

強化したというのをPRしていただきたいと思いますし、現実的に組織強化ということでうたって取組をしていますので、組織強化になったという部分を改めて教えていただきたいと思います。

○黒田人事課長 専門的知見を持っているベテランの方が組織におりますと、そういった中で様々な計画を立てたりですとか、事業を執行する上での今まで気がつかなかった視点というところが当然出てまいりますので、そういったところで、全体的な組織強化につながっているものと考えているところでございます。

○本多委員 分かりました。引き続きよろしくお願いします。

あと、危機管理という意味で、引き続き総務部に聞いていくのですが、地震に対する危機管理で、今、地震の震度計は区内に3か所あると思うのですが、区役所と消防署にそれぞれあって、3か所だと思うのですが、住居表示では品川区になります品川埠頭、東京都港湾局が管理しているところにも、品川地震観測所があります。そういったものの震度計の役割というものをどのように捉えているのか。

例えば、この間2月の地震のときにも、テレビで23区の震度は、最初は4と出たけれども、最終的に品川区は3と修正されました。それは突発的なことですから、最初に出たのと後で修正というのは当然あることだと思いますけれども、品川区が3というのが出るのは防災課任せなのか、あるいは総務部でも、夜に起きたら宿日直で、品川区内の震度は幾つだということを把握できているのか、その辺を教えてください。

○立川総務課長 この間、地震がありまして、実際、品川区役所の庁舎の震度計は2.9でございました。宿直から総務課長に、直ちにその震度が報告されまして、その情報については、区長・副区長等にすぐに周知をしたところでございます。いわゆるマスコミ等で報道される震度につきましては、その震度計の震度とは異なりまして、それは東京消防庁、そういった機関で把握しているものと、気象庁等が把握しているものと認識しております。

○本多委員 もし分からなければ結構なのですが、品川埠頭に、都の港湾局が管理している敷地内に、品川震度観測所がありまして、その辺の把握というか、どうなのかなと思って、素朴に教えていただきたいと。

○立川総務課長 総務課としては、港湾局の震度計については認識しておりません。

○本多委員 分かりました。

総務部としても、危機管理にものすごく対応していただいていると感じました。引き続き、組織強化に向けて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○渡部委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 163ページ、企画調整費、指定管理者モニタリング・評価経費、それから169ページ、ICT推進管理費、時間があれば予算編成全体に伺いたいと思います。

まず163ページですけれども、指定管理者の指定の議案と同じように、予算措置である債務負担行為、指定管理者の設定について、以前から議案として提出していただきたいという観点からお伺いします。

平成28年第4回定例会の一般質問や、平成29年予算特別委員会においても、債務負担行為の設定は必要であるという旨の質問をさせていただきました。答弁はいずれも、「区では毎年度、事業者と協定を結び、経費を定め、予算を計上し、議会の議決を経て執行しております。したがって、債務負担行為を設定することは考えていないものでございます」ということでした。

その後、先ほどもご答弁がありましたけれども、指定管理者制度活用に係る基本方針の改定が進められているとお聞きしましたが、内容は来年度ということでした。そもそも債務負担行為というのは、地方自治法第214条、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかねばならないとされています。平成22年12月28日に総務省自治行政局長から助言通知が出て、指定期間が複数年度にわたり、かつ地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合は、債務負担行為を設定することとしています。現在も総務省はこの立場です。

総務省では、この通知の項目について調査をしております。平成24年から3年ごと、直近では平成30年に調査結果が公表されています。この調査によって、債務負担行為の設定状況は、平成24年から平成30年においては、都道府県、指定都市、市区町村、いずれも設定率が上がっております。23区の中でも、千代田区、板橋区、杉並区、そのほかが設定しています。

さて、先ほどの基本方針の改定ですが、いろいろな自治体も、そういった通知を受けて改定しています。神奈川県横須賀市は平成30年4月1日付で、債務負担行為の設定について次のようにしています。もともと横須賀市は、今年の令和3年度の予算書でも、債務負担行為を、指定管理者も含めて、予算書の中にたくさん掲載されています。

その中で、指定管理者において指定管理料を支出する施設については、指定管理者の更新を迎える施設から順次、指定管理中の指定管理料に相当する額の負担、債務負担行為を設定するとあります。横須賀市です。ただし、利用料金制度を採用する施設のうち、利用料金収入等が制度変更により変動する場合や、指定料の見込みが立たない場合などは設定しないものとするとあります。

さて、品川区の指定管理施設はほとんどが、指定期間中に区の負担、債務が生じていることから、年度協定にした場合でも、将来債務が発生することによって変わりがありません。債務負担行為の設定は必要であると考えますが、これについて、今でも単年度協定を利用とする場合は、その根拠と総務省の見解に誤りがあるならば、その理由をお尋ねします。

○佐藤企画調整課長 指定管理者における債務負担行為の設定に関しましては、委員ご紹介のとおり認識を私どもも持っております。様々な対応、また考え方があってと思いますので、その辺に関しましても、今検討しているところでございます。

○高橋（し）委員 今検討しているということです。もともとこれは、以前にも触れましたが、議決事項に指定期間があるのですが、複数年にわたる場合、指定管理は将来債務を背負う状況です。その指定の議決を、つまり予算措置のないまま議決してくださいと、議案として提案されているわけでありませう。そういった観点からも債務負担行為を、上限を定める形で、現在工事などをやっておりますけれども、そういった形で設定するべきだと思います。それに変更があった場合、他の自治体では補正予算で債務負担行為を補正したりしています。そういった観点からも必要だと思いますが、改めてもう一度お願いします。

○佐藤企画調整課長 指定管理者に関する債務負担の関係でございますが、委員がこれまでご指摘いただいた内容は、区としても把握をしているところでございます。設定していない自治体もございまして、私ども、そういった場合の理由や根拠等も精査しながら、今後検討を進めたいと思います。

○高橋（し）委員 単年度の協定を理由ということで、今日はお話しにならなかったのですが、その根拠を伺うことができませんでしたが、今検討しているということです。ぜひ議案審査の中で、債務負担行為も含めて、予算として出てくることを要望いたします。方針を改定されるということですので、

債務負担行為の項目を入れていただけるように強く求めます。よろしくお願いいたします。

次に、ICT推進管理費ですが、こちらも令和2年度の予算の審議のところでお尋ねしたのですが、各所管にわたることですので、これは企画部の担当になるのか、わからないのですが、国から官民データ活用推進計画、いわゆる情報化計画、ICT推進計画を策定ということで、各自治体が策定しています。23区は努力義務ですけれども、23区のうち品川区と渋谷区だけが策定していない状況です。

今日もたくさん、いろいろな委員の方がご質問されていましたが、ICTや情報に関する項目は出てきております。それについて、今後どういった方向で、あるいは全体の中でどのように見ていくのかということで、ICT推進計画、情報化計画を、名称はいろいろですが、策定して、全体の大きな方向性、そして個別のそれぞれの施策について進めていく必要があるかと思います。以前の情報推進課長のご答弁は、少し検討させてほしいということでしたが、区全体との話になるかと思うので、もし可能ならば、企画の部署にお答えいただければと思います。

○山本情報推進課長 ICTに関する計画のお尋ねでございます。こちらの計画につきましては、区として個別の計画というのは定めてございません。長期基本計画のソサエティー5.0の視点というところに沿いながら、ICT化というのを進めていきたいと考えているところでございます。

ただ、昨年末、国から自治体へ自治体DX推進計画がされまして、区として、自治体として、重点的に取り組むべき事項というのが挙げられておりますので、それらの取組というところを、それぞれ基本的な方針と内部の進め方等は考えていきたいと考えてございます。

○高橋（し）委員 その検討を進めていっていただきたいと思います。

最後になりますが、コロナワクチン接種で、そちらの担当の方々がシステムを導入して、担当をされておりますが、情報推進課としてワクチンの担当の部署とどのように連携して、どのようなアドバイス、専門的なところであるので、そのお話と、それから、先ほどの接種管理、先日もほかの委員のご質問にありましたけれども、接種管理などでRPAの活用等も考慮すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○山本情報推進課長 新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する情報推進課の関係というところでございますが、システムの連携、データの連携等ありますので、その辺りは情報推進課でしっかり計画を立てながら、今後、国から工程が示されますので、それに沿って着実に進めていきたいと考えてございます。

それから、業務効率の部分でRPAの活用等でございますが、その辺りは、基本的に聞いているところでは、委託のほうでデータ入力等もすると聞いてございますので、もし活用という場面になりましたら、こちらも全面的にサポートはしていきたいと考えてございます。

○高橋（し）委員 既にRPAは導入されていますので、ぜひコロナワクチン接種がスムーズに行われるように、情報推進課としても連携等のご協力をよろしくお願いいたします。

○渡部委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 167ページ、LINE公式アカウント運用、171ページ、企業・大学との連携、175ページ、庁舎管理費について伺います。

LINE公式アカウント運用でチャットボットなのですが、午前中もお話がありましたが、これを利用しやすいように改善していくと伺いましたけれども、私もちょっとだけご意見を言わせていただければと思います。

この利用にあたりましては、登録も簡単で、様々な情報が発信されてくるというところでは、非常に

便利だなと思っております。今回お伝えしたいのが、メニューを開き、そのメニューの中から選択をして、選択されたものに対してチャットボットが、こういったものがありますという応答があり、さらに選択してLINEに飛んだり、ホームページ等に飛んでいくというところで、まずLINEに飛ぶには、LINEを登録しなくてはいけないというところで、いろいろなところのLINEを登録するということところが一つ課題かなと思ってまして、いろいろなところに登録すると、いろいろなところから情報がたくさん来て、情報が埋もれてしまうみたいなことが、一つあるのかなというところが課題かなと思っています。

また、そうしたLINEのメニューから飛んで、例えば保育園案内というところを選択すると、メニューから選択するとそこへは飛べるのですが、戻って、メニューと同じ保育園案内をコピー・ペーストして入力すると、「全くよく分かりません」という答えが返ってきてしまうというところがあるので、情報を入れたらそこにつながるということが非常に大事だと思っていますし、チャットボットのよさだと思っているので、そこはぜひ改善をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。何かありましたらお願いします。

庁舎管理費のほうですが、以前に決算特別委員会で、安心・安全に利用できる庁舎に向けて、感染拡大防止の取組の強化としてのサーモグラフィーの設置、また区民の健康を守って安心で利用しやすい区役所を積極的にアピールしていくという、庁舎を利用される方への周知の取組についてご提案したのですが、その答弁としては、いろいろ検討していきますということでありました。現在まだサーモグラフィーの設置等もされていませんが、どのようになっているのか教えてください。

○山本情報推進課長 チャットボットの利用方法についてでございますが、区といたしましても、利用方法について改善の余地もまだあると考えてございますので、委員からご指摘いただいた点も含めまして、より使いやすいものになるよう工夫してまいります。

○東野経理課長 庁舎入り口へのサーモグラフィーの設置なのですが、皆様ご存じのとおり庁舎の入り口が、2階、3階、それから本庁舎、第2庁舎、第3庁舎等、かなり多岐にわたってあるような状況です。全てにサーモグラフィーをつけるというのがなかなか困難な状況でございますし、また、それをどう運用していくかという部分につきましても、なかなか人件費といいますか、人手もかかるような状況になるのかなと思っておりまして、今のところは導入していない状況です。

今後も新型コロナウイルス感染症の対策としては、そういった面につきましても検討していきたいと思っております。

○大倉委員 LINEのほうは、お願いいたします。

庁舎のほうですが、新型コロナウイルス感染症のみならず、37度5分以上というところではインフルエンザ等の感染症の対策にもなるのかなというところで、コロナ対策としてだけでなく、そういったところも踏まえてもらえるといいのかなと思ったのと、今、緊急事態宣言も延長されて、区民の方たちもなかなか不安な思いをされていると思いますので、ぜひ積極的な、安心・安全な区役所としての取組もアピールしながら、安心して利用していただけるようにしていただきたいと思います。

2階、3階、本庁舎にいろいろと入り口があるということで、かなり運用するのも大変だということと、実際、発熱された方が来たときの対応とかは、もう検討されているのかどうか教えてください。

あと、積極的にサーモグラフィー等の検討もしていただけるということだと思っておりますが、ぜひ早めの検討をしていただければと思います。もう一度お願いします。

次に行きます。企業・大学との連携のところで、大学生の支援ということで、コロナ禍で大学生の経

済的困窮がかなり言われているかと思います。文部科学省の発表だと、昨年に比べて中退者はほとんど変わらないということですが、緊急事態宣言が、先ほども言いましたが延長されて、これからまだまだ大学生は大変な状況なのかなというところでは、こうした連携が既に区で、協働ということで行われているというところで、大学生の声をしっかりと聴いていただいて、何か支援ができないかなと思っています。

例えばネット環境の支援ということで、今はオンライン授業が1年間ずっと続いていて、ネット環境を維持したりしていくというところで、費用がかなりかかってくるのかなというところ。また、横山委員からもありましたが、生理の貧困というところで、生理用品の負担というの、かなりコロナ禍で余計に出るのではないかなということで、そういったところの声を吸い上げていただいて、そこに何か支援をしていただきたいと思っているのですが、現状どのような取組をされているのか。アンケートや、学生の皆さんから意見などを聴いていただいて、何か支援につながればいいなと思っているのですが、お考えをお聞かせください。

○東野経理課長 まず、サーモグラフィーという部分への対応でございますが、令和3年度も予算計上はしていない状況でございます。どういう運用ができるかについても、改めて考えないといけないと思っておりますので、複数の入り口がある場合の対応につきまして、少し研究をしていきたいと思っております。

また、熱がある方への対応なのですけれども、3階、2階の受付、また警備で回っている方もいらっしゃる。そういった方たちが、そういう方がいらっしゃるという場合につきましては、すぐ経理課へ情報が入る体制を取っておりますので、経理課で救護所への搬送とか、そういう体制を取っている状況でございます。

○立川総務課長 総務課が所管しております大学等との連携ですが、こちらは内容的には、地域社会において大学と地域がどういった連携を図って、また社会貢献活動を進めていけるかということでございます。ただいま委員からありました大学生の支援ということに関しましては、所管のほうに、そういったことが考えられるのかどうかということについては伝えておきます。

○大倉委員 庁舎のほう、ありがとうございます。いろいろ検討していただけるとありがたいなと思います。

大学生の支援なのですが、所管はどこになるのでしょうか。今、分からなかったもので、大学との連携で伺ったので、分かれば教えていただきたいのと、ぜひアンケート等も含めて大学生の声を、区長もたしか東京医療保健大学の大学生と意見交換みたいなのをするというお話もあったかと思っておりますので、ぜひその点も踏まえて、連携をしていただきたいと思いますので、最後に、よろしくお願いします。

○立川総務課長 大学生ということでございますので、青少年対策ということになるかなと考えております。

○渡部委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 185ページの、歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例の中に缶とかペットボトルも入っていて、その中に、自動販売機を設置しているところの横には、プラスチックのごみ箱をという規定があったと思うのですが、見ていると、駅前であんなに自動販売機の横には、結構ごみ箱がないのです。自動販売機だけある。それで、細い道のところにぽつんとある自動販売機の横にはごみ箱があって、ごみを入れる円い穴が開いているではないですか。そのごみ箱の上に、ペットボトルとか缶が山ほど積んであるのです。みんなああいう見えないところに捨てて

いってしまうと。だけれども、置きなさいという規定です。そこを徹底してもらいたいのが1点。

それと、生活安全推進事業だと思うのですが、防犯カメラ。何回もお願いしていますが、防犯カメラの設置をもっと推進してください。というのは、防犯カメラは地域にあっても、点と点を線にして、線と線を面にして、品川区を全部網羅するという形を取らないと、今でも効果はありますが、もっと効果を出すためには、面にしていけないといけないと思うので、そこをお願いが2点目。

それと、187ページ、わんわんパトロール。すみません、わんわんパトロールは来年度からやめるのですか。だから予算書に載っていないのですか。その確認をさせていただきます。

○黨生活安全担当課長 まず1点目の、空き缶の回収の関係でございます。こちらは品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例の中に、事業者への責務として、自販機の設置または管理を行う業者は回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならないと定められているところでございます。区としては、自動販売機の協会に対しまして、地域振興部長名で、この徹底を求める文書を発出しているところでございますが、これまで、ご指摘の状況があるように、それについての周知が十分ではなかったのではないかと、反省をするべき点があると思っております。

今後は業界団体を通じての働きかけを継続するとともに、ホームページ、それからSNSなど、様々な広報手段等を活用して、周知と啓発に努めるようにしてまいります。

2点目の防犯カメラでございます。委員ご指摘のとおり、防犯カメラはこれから線から面へしていくことで、さらに威力を発揮していくと私も認識をしているところでございます。このために、区は防犯カメラを設置する際の補助を他の区より厚くしております。こうしたことを地域の皆様にもしっかりアピールし、さらに防犯カメラの設置が広まるように努めてまいり所存でございます。

3点目、わんわんパトロールでございますが、生活安全活動費というところの中に入っております、目立たないようになっておりますが、これはしっかり特出しができるように頑張っていく所存でございます。協力者の数につきましては、昨年度40名増加ということで、近年で最も増加をいたしました。これは登録者に進呈するバッグのデザインをリニューアルしたことが好評を博したものと分析しております。防犯活動の裾野を広げるためには重要な取組と認識をしております。引き続き工夫をしながら実施をしてまいり所存でございます。

○藤原委員 課長に今、3点伺って、わんわんパトロールが一番答弁が長くて、わんわんパトロールはまた来年度もきちんとやっていきますということなのですが、それで財政課長、こういうところこそわんわんパトロールという項目を入れないと駄目でしょう。課が多分、予算要求というのですか、財政課に係の職員が行って、このようにしたいと説明するわけです。そういう思いを受け取って、予算書は作っていかないといけないと思うのです。それが、こうやって出ていないで、どこかとまとめてしまうのは、どうなのですか。

○品川財政課長 予算書の表記につきましては、いろいろとご意見等があるかと思えます。また引き続き、こういうご指摘を受けまして、来年予算書等を作成するにあたって、所管とも連携しながら、表記については考えていきたいと思えます。

○藤原委員 生活安全担当課長、区民の安心・安全を守っていきましょと、この場で質問をお願いをしているわけです。でも、何か切ないなという気持ちが、寂しいなという気持ちが出てしまうのですけれども、今、答弁をいただきました。私ももう少し品川区の議員としてやっていきますので、ぜひそういう意味では見ていてください。

そして、この品川区という自治体で、一番身近な自治体の中において、区民の方と直接お話をしたり、

職員の方といろいろ話し合ってやってこられたと思います。もしかしたら東京都、警視庁に戻ってしまうかもしれないのですけれども、それでも、ここでの経験を、今度は1,200万人の東京都民のために、ぜひこの経験を活かしていただきたいと思いますのですけれども、何かあれば答弁いただけますか。

○黨生活安全担当課長　せっかくのご機会をいただきましたので、決意を述べさせていただきますと思います。

安全で安心して暮らせるまちづくりに、警察と行政の連携が重要であることを、こちらに来て本当に勉強させていただきました。また、警視庁の仕事というのは、委員の皆様方、それから町会、商店街の皆様方など、様々な方のご理解とご協力に支えられながら、やっていくことができているのだなということも、肌で実感することができました。私はこのことを忘れずに、また感謝の気持ちを常に持ちながら、1人の警察官として、首都東京の良好な治安の確保のために全力を尽くしてまいる覚悟でございます。

○藤原委員　次は、175ページの食堂と、あと、職員給与費という意味で、ちょっと前に出ていた職員の方の定年延長、それと役職定年。まず食堂に関しては、十何年前はプロポーザルに、結構業者が来ていたと思うのですけれども、現状はどうなっているのでしょうか。

○黒田人事課長　それでは、食堂の現状でございます。現在の事業者につきましては、その前の事業者が、収支が厳しいということで撤退をするという話がありまして、改めてプロポーザルを行って、応募していただいたというところでございます。

現在の運営状況ですが、1日の食数として、大体140食ぐらいということで、座席数が椅子の数で129ありますが、コロナ禍というところで、複数の席については半分の利用というところではありますと、大体2回転しないような状況でございます。そういったところで、収支については現在も厳しい状況が続いているというところでございます。

○藤原委員　職員の方の定年延長と役職定年はどうなったのか、食堂のことは大事だと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○黒田人事課長　失礼しました。公務員の定年延長でございますが、こちらは令和2年の第201回通常国会に、国家公務員および地方公務員の定年年齢を65歳まで段階的に引き上げて、60歳で役職を定年とする改正法案が提出されておりましたが、この国会での審議が未了ということで、国家公務員法改正案は廃案になりまして、地方公務員法改正案は継続審議となっているというところでございますが、現時点で国家公務員法の改正案については、改めて上程されておきませんので、地方公務員法のほうは国家公務員の制度に準じるという制度になっておりますので、現時点では、制度については未成という状況でございます。

○藤原委員　課長、3点、質問したのですけれども、その中で食堂のことが多分、課長の頭の中にがんと入ってしまったと思うのですが、課長ご自身は食堂へ行かれているのですか。質問します。

○黒田人事課長　私は、できる限り食堂で昼食を取るようしております。

○藤原委員　分かりました。食堂へ行かれるということは、一番現場で味とか雰囲気とかが分かると思うので、やはり食というのは大事なもので、これからも行くようにしてください。お願いします。

それと、171ページの新年賀詞交歓会を伺います。課長、残念でした。私も本当に残念でした。去年の委員会で伺ったときに、東京都の指示どおりやっていきますみたいなお話を、たしか答弁でいただいたのですけれども、まず、ぎりぎりまで新年賀詞交歓会をやりますと言っていました、本当に直近

になって、やらないと。とてもがっかりしたと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○立川総務課長 11月の時点で城南地区、5区ありますけれども、品川区だけが実施するというところで頑張っておりました。ただ、12月に入りまして、感染者数が徐々に増え始めまして、これは招待をする皆様が高齢の方が多いということで、健康面等を配慮いたしますと、実施するのは適切ではないということで、中止の決定をさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。

○藤原委員 そんな申し訳ないなんて、硬いです。本当にがっかりしましたよねと伺ったので、その辺のことを伺いたいのと、毎年大体1月5日に開催されますが、区の行政に関わっている方等が本当に多く来られて、この1年の初めに、こうやって区に協力をしてやっていきましょうという会が、ああいふ形で開催できなかった。これは区政にとって本当に大きなマイナスになると思って、行政として停滞していつてしまうのではないかと私は心配しているのですけれども、その面も含めていかがでしょうか。

○立川総務課長 新年賀詞交歓会の意義というものでございますけれども、呼んでいる皆さんは、区と関わりの深い地域の団体、また各種団体、それから官公署でございます。そういった方々に対して、新年の初めに区長・議長がご挨拶いたしまして、今年もご協力をいただきたいということで、毎年願います場でございますので、そういったことができなかったということに関しましては、区民の皆様に関しても大変申し訳なかったと考えております。

○藤原委員 課長、申し訳なかったという答弁ではなくて、行政にとって多大なマイナスになったのですかという質問なので、その辺について明確にお答えしていただけますか。

○立川総務課長 新年賀詞交歓会を楽しみに来ていただける方が、かなりいらっしゃるということは聞いているところでございますので、そういった意味では、モチベーションが低下したのかなとは考えているところでございます。

○藤原委員 新年賀詞交歓会はやりませんでした。でも、行政はきちんと運営できていますという答弁だと私は感じるのですけれども、そうすると、新年賀詞交歓会がなくても行政はきちんと回りますということを行っているのかなと思うのですけれども、その辺について、いかがでしょうか。

○立川総務課長 新年賀詞交歓会を実施することによりまして、区民の皆様は1年間気持ちよく区政に協力していただけるということで、これからも実施していきたいとは考えているところでございます。

○渡部委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 私からは、172ページ、人事管理費に関わって、いわゆる天下りのことと、185ページ、歩行喫煙防止推進経費に関わって、大崎駅西口の喫煙所について伺います。

まず天下りについてですが、まず、区職員の定年退職の規定はどうなっているのか伺います。また、定年後の再任用の規定についても伺います。再任用の場合、待遇面は定年前と比べてどうなるのか、簡単でいいので教えてください。

○黒田人事課長 それでは、区職員の定年の規定でございますが、該当年度に60歳に到達した場合に、3月、年度の末日で定年退職となるというものでございます。

再任用の規定でございますが、定年退職等した職員が再任用職員として採用を希望した場合に、欠格事項や分限免職事由に該当すると判断した場合以外は、原則として採用するという制度でございまして、待遇面ということでございますが、再任用職員につきましては、それぞれの級において月額給与が決まっております、大体定年前の6割程度という設定になっているところでございます。

○安藤委員 次に、定年退職した後、部長・課長・係長経験者で、例えば品川文化振興事業団や福栄

会などの、区の関連団体あるいは関連企業に再就職している、いわゆる天下りしている方というのは、現在何人いらっしゃるのか伺います。再就職先の企業・団体名とあわせて、それぞれ何人いらっしゃるのか伺います。

○黒田人事課長 それでは、区を退職した後に、区内の関係団体に再就職した職員でございますが、人事課では、幹部職員については把握してございますが、係長級の職員については、その団体に就職したということを事後に確認することはございますが、特に確認しているところではございません。

幹部職員につきましては、まず公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定している公益法人が5団体ございまして、こちらはシルバー人材センターにOB1名、品川文化振興事業団にOB3名、品川区国際友好協会にはOB1名、品川区スポーツ協会にはOBが2名、以上でございます。

そのほかの公益的な法人でございますが、社会福祉法人等々合わせまして10団体ございまして、こちらには管理職のOBが8名行っているという状況でございます。

○安藤委員 ほかに、ケーブルテレビ品川ですとか、あるいは品川都市整備公社ですとか、医師会ですとか、関連団体・企業などもあると思うのですが、その辺についても、もし分かれば後で教えてください。

あと、先ほどのご答弁いただいた数ですけれども、そのうち理事長、常務理事、事務局長、施設長、社長、部長など、役職に就いておられる方はどれぐらいいらっしゃるのか伺います。また、そうした方の待遇というのは、賞与もあるなど、ほとんど常勤待遇だと思うのですが、どうなのでしょう、伺います。

○黒田人事課長 各団体での役職については、全て人事課で把握しているものではございませんが、品川文化振興事業団につきましては、理事長が元副区長というところは、こちらでもきちんと把握しているところでございます。

各団体での給与でございますが、基本的に、区に問合せがありましたら、区の再任用の給与水準をお伝えし、情報提供をしているところでございますが、各企業については、各団体でそれぞれの規定で定めておりますので、こちらで詳細について把握してございません。

○安藤委員 国家公務員については、2007年に当時の第一次安倍内閣により改悪、骨抜きにされたとはいえ、あっ旋による民間企業への天下りを一定規制するルールがあります。

地方公務員にはこのような法規制はあるのか、それともないのか、伺います。またあわせて、品川区として独自に天下りに関する自主規定やルール、指針などは設けているのでしょうか、伺います。

○黒田人事課長 地方公務員法の規定では、退職した後、営利企業等に再就職した際に、退職前の職場に働きかけるなどの行為について規制する条文がございまして、そちらにつきましては、退職前5年間に在籍した職に関すること、退職後2年間は働きかけをしてはならないという規制がありまして、この規制に違反しますと刑事罰が科されるというものが、地方公務員法に規定してございます。

区では、再就職につきましては、個人の働く場所というところでございますので、特段、区として何か規制を持っているというものではございません。

○安藤委員 国家公務員については再就職にあたり、公務の公正性に対する国民の信頼を確保するため、再就職依頼や、退職時期や地位などの情報提供などをするあっ旋を禁止と。あとは、先ほどもありましたけれども、地方公務員でもあるという話でしたが、再就職したOBが元いた役所に契約を依頼したりするなどの働きかけ、これは2年間禁止するなどの規制が現状では設けられております。

伺いますけれども、品川区としては現状でも、先ほど答弁されたようにたくさんのOBが再就職され

ているという事実があるのですけれども、このようなあつ旋ですとか、あるいは働きかけというのは行われているのか、それぞれ伺います。

○黒田人事課長　基本的に、退職された後にどこで仕事をするかについては、職業選択の自由がございますので、それぞれ個人の自由であろうと考えてございますし、元いた職場、仕事への働きかけというのは、法律で禁止されていて、刑事罰が科されているということでございますので、そういったことがあってはならないと考えてございます。

○安藤委員　いわゆるあつ旋です。それは行われているのかを伺ったので、今の答弁だと、あまり分からなかったもので、もう一度伺います。

○黒田人事課長　あつ旋ということは行ってございません。

○安藤委員　今、手元に平成9年、平成11年の行財政改革特別委員会の資料のコピーがあるのですが、タイトルが第三セクターの職員あつ旋・派遣等の状況とありまして、品川文化振興事業団などの各団体の名称が並んで、それぞれについて、あつ旋、計何名と人数が書かれています。さらに、平成6年の同様の資料には、あつ旋人数だけではなくて、あつ旋された方が事務局長、課長、次長、常務理事何名と、内訳まで書いているのです。

伺いますけれども、当時品川区は堂々とあつ旋をして、それを公表していたわけですが、今はあつ旋しないということに方針が変わったということなののでしょうか。変わったなら、いつ、どんな理由でそれを変えたのか伺います。

○黒田人事課長　繰り返しになりますが、あつ旋は行ってございまして、先ほど申し上げたとおり再任用につきましては、再任用を希望する方が申込みをするという制度でございますので、再任用の申込みをしない方がどちらに就職されるかというところは、ご本人の意思によるものというところでございまして、いつからということではございませんが、基本的にあつ旋はしていないというところでございます。

○安藤委員　当時の資料としては、あつ旋、計何名と、各団体ごとに書かれていたのですが、これは変わった、当時はしていたということだと思うのです。なぜ変わったのか、その理由を改めて伺いたいと思いますし、当時はやっていたということでもよろしいのでしょうか。

○黒田人事課長　あつ旋という言葉が、どのような意味で使われたか分かりませんが、現時点において、いわゆるあつ旋による就職は行っておりません。

○安藤委員　この辺については、もう少し私も研究していきたいと思うのですが、あつ旋という言葉の定義を変えたということなのか、分からないのですけれども、今はしていないという説明でした。

天下りの問題というのは、首長の意向に従ってきた特定の職員のみ厚遇を保障されて、それによって、大事なのが、公務の公正性がゆがめられることが起きることがあり得ると。起きるとすれば、それは区民の利益を損なう大問題になるということだと思います。

最近では、天下りがそういった事態を引き起こしているのではないかと懸念される事態が、指定管理者の指定などで相次いでいると思います。1つ目は、ぷりすくーる西五反田なのですが、指定管理期間途中で事業者の交代が避けられない事情となって、本来なら公募されてしかるべきところなのですが、公募が行われず、区の紹介により指定管理候補者の事業所が決まったということがありました。もう一つは、利用者、当事者から継続を望まれていたにもかかわらず、異例の公募が行われ、指定管理者が変更になる議案が出されている障害児者総合支援施設の事例です。

いずれも管理運営を担うことになったのは、長年にわたり区の天下りを多数受け入れ続けてきた事業

者に、結果的にはなっています。区民から見ると、天下りが影響しているのではないかという懸念は、どうしても拭えないと思うのです。

伺いたいのですが、いわゆる天下りは、李下に冠を正さずという言葉もありますが、公務の公正性を損なうことになっていないのか、伺いたいと思います。公務の公正性を担保するため、あるいは公益財団法人等の公益性や独立性を担保するために、いわゆる天下りを規制する自主的なルールづくりが必要だと思えますけれども、いかがでしょうか。

○黒田人事課長 先ほど申し上げました、区の条例のほか公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律という法律に基づいて、公益財団法人に現役の職員を派遣しておりますが、こちらの法律の目的が、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要であると条例で定めるものは、職員を派遣して、その団体の身分を有して専らその事業に従事してよいと。条例で定めるものについては、給与を地方公共団体に負担してよいということで、ある意味、公益的な団体と地方公共団体が施策の目的を果たすためであれば、地方公共団体が給与を負担して、その団体の職員として専ら仕事させてよいという、そういった法律の規定がある中では、公益団体への職員の派遣、OBの再就職も、もともと区の職員として長い経験を持った方が、ご自身の意思で就職されるという意味では、地方公共団体がその施策の推進を図るためという目的に合致していると考えておりまして、特段問題があるとは考えておりません。

○安藤委員 今後ともこの問題については、注視していく必要があると思っております。

次に、185ページの歩行喫煙防止推進経費ですけれども、大崎駅西口の喫煙所なのですが、私のところに未就学児と乳児の2人の子どもがいるママさんから相談があったのですけれども、今、2か所喫煙所があるのです。こういう声なのです。区役所通りから大崎駅に向かうときに、歩道の両側に2か所も喫煙所があり、煙を避けるため、尋常でない大回りを強いられていますと。撤去してほしいと。それができないなら、完全な天井までの囲いや風除装置、扉などで、煙を持ち出さないようにしてほしいという声です。

私も歩くのですけれども、これは煙が避けられないなと。早急に改善しなくてはいけないと思います。大崎駅西口のバスターミナル脇の喫煙所なのですが、早急な撤去もしくは、煙を外と完全に遮断する喫煙施設の整備を求めます。新規事業に助成事業がありましたので、それとあわせて伺います。

○黛生活安全担当課長 ただいま委員からご指摘をいただきましたようなご意見は、ほかにも私どもでもいただいているところでございます。しっかりと受け止めまして、たばこを吸う人、吸わない人が、共に快適に過ごせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○安藤委員 民間公共喫煙所・維持助成というのもありますので、これを周知して、近隣のオフィスビルなどの協力も得ながら、煙が出ない施設にしてほしいと思います。

○渡部委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 171ページの新型コロナウイルス感染症対策費と、179ページの地域センターについて、昨日に引き続いて、また聞きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1番目に、新型コロナウイルス感染症対策費ですけれども、お願いしたほうからこんなことを言うのも気が引けるところはあるのですが、しながわ活力応援給付金をやっていただきました。初日の補正予算についても、この20項目、様々な区の財政、お財布のやりくりを痛いほどよく理解したところではありますが、ここのところで応援給付金について、どのように苦労されたのか、工夫されたのか、そしてまた成果と感想について、総括という意味で、今後このような出費も、先の見えない時代だから

あろうかと思しますので、その4点についてご答弁いただきたい。

○宮澤しながわ活力応援給付金担当課長 しながわ活力応援給付金についてお答えいたします。

まず、8月5日に申請書を発送しました。補正予算ということでご審議いただいてから、申請書の発送までに時間がなかった中で、同時並行で動いていました特別定額給付金の事務としっかり連携をしまして、工夫すべき点、改善すべき点というところを、しっかり連携した上で進めてまいりました。ただ、時間がない中、職員が創意工夫して知恵を出しながら、対応してきたというところでございます。

成果という部分になりますけれども、今回、区民の方から様々な声をいただきました。その中でも、申請書を提出する際に返信用の封筒に入れて出してこられるのですけれども、その中に一筆箋であったり、中には付箋という形で、区民の皆様が一言メッセージを書いて出してきたというのが、200から300件ほどございました。その中の声としまして、いただいた給付金は商店街で使わせていただきますとか、また、収入が減って苦しい中で、大変助かりますという声が非常に多くございました。

今も新生児の給付というのが続いてございますが、この間の総額でいいますと、130億円を超える給付金を給付しております。そういった点からも、この給付金の目的であります区民の負担軽減、そして区全体の活力を取り戻すというところに成果があったと感じております。

○大沢委員 これについては、本当に区長の英断、ならびに各部の創意工夫により、このような給付金、議会の総意、これは議会全体で40人の心を一つにしてお願ひしたわけですから、これについて、本当に区長の英断には改めて敬意を表させていただきたいと思います。

この予算特別委員会のことでありますが、今日、新型コロナウイルスの感染者が感染者301名とヤフーに載っていました。菅首相のほうで再延長、これは申し訳ないというような論調で載っておりました。メディアリテラシーの志から、どこまでこれが本当かとか、真偽であるかというのも考えるところでもありますけれども、そのところはそのまま受け止めて、再延長に関しては非常に行政も、経済・社会に与える影響についてしんしゃくをしながら、そのような文言が出たと私は感じているところであります。

このコロナ禍下において、緊急事態宣言が延ばされ、まだ2週間ということですので、決して終わりではないわけでありまして、その中でこの委員会は、当初初日に申し上げましたけれども、議会のほうも創意工夫はしております。あとは議会の質問の仕方、いろいろと議会の責に帰するところもあるので、18時過ぎぐらいまでかかっている委員会について、総務課長はどのようにお考えになるのか教えてください。

○立川総務課長 昨年からでございますけれども、委員会運営につきましては、議会の皆様と、またこちらの理事者側で最善を尽くして感染防止対策を施し、実施していると認識しております。

○大沢委員 そのところを施しながらやっているということですが、ざっと見たところ、密というのが相変わらず解消されていないと思います。理事者は、第2委員会室、そして第5委員会室に分散しており、そちらの工夫は重々に分かっておりますけれども、私はこの議会に来ると、理事者の皆さんが、私たちの質問に答えていただくので、入退室がなかなか自由にできない部分があるかと思えますけれども、ただ、英語で言えば「ネーチャー・コールズ・ミー」といったら、自然が私を呼んでいるとか、自然現象のことを言うのですけれども、理事者の皆様は、この委員会の開会中に入退室について取決めのようなものがあるのでしょうか。あれば教えていただきたい。

○立川総務課長 理事者側の入退室の取決めでございますが、特に生理現象について規制しているということはございません。

○大沢委員 生理現象については分かりました。

それと、先ほど密とお話したように、たまには水分を取るなり、緊急事態宣言が解除されれば、私たちも区民の皆様の負託を受けているわけですから、通常の委員会に戻すべきだと思いますけれども、コロナ禍においては、理事者の皆さんにおいても、その辺の自由度をお持ちになったほうがいいのではなかろうか。議会のほうでも、委員長のリーダーシップの下に入退室をさせていただいているところがあります。そこについてどのようにお考えになるのか、総務課長、お願いします。

○立川総務課長 理事者側の態度、また考え方といたしましては、委員の皆様にも極力失礼がないように、その辺を最重点として運営に携わっているものでございます。

○大沢委員 お互いに敬意を表しながらだと、遠慮で見合ってしまうので、コロナ禍ではありますので、そのところはぜひとも、4番目の波、3番目の波ということがあるので、いつ収まるとも限らないので、理事者の皆さんにおかれましては、その辺のところを十分に留意しながら、遠慮をなさらず、区長、副区長、教育長が、目を光らせておりますけれども、コロナ禍ということですので、十分に留意をされて委員会を進めていただきたいと思います。

さて、地域センターですけれども、荏原第一地域センターについて、昨日もお話させていただきました。今度、新しくなり、また繁華街にある他の地域センターとは、恐らく趣を異にすると思いますけれども、この新しくなった地域センターは、どのようなものが生み出されるのか、そして地域センターとしてどのように変わっていくのか、ビジョンがあったら教えてください。

○川島地域活動課長 荏原第一地域センターの移転についてのご質問にお答えいたします。

まず一つに、今も荏原第一地域センターにつきましては、武蔵小山駅から徒歩5分ということで、かなり便利なおところにあるのですが、今度は徒歩1分以内で着くような、もっと近くなって、かなり便利になるという感想を持ってございます。

それから、取扱時間も新たに火曜延長窓口、午後5時から7時までの延長と、それから日曜開庁ということで、日曜日に午前8時から午後5時まで窓口を開くということ。こちらは、武蔵小山は便利なまちではございますが、区役所に来るにはなかなか不便なおところもございまして、荏原地域にお住まいの方が、ここで火曜延長の時間ですとか日曜開庁の時間に転出・転入等の手続きができるというのは、非常に大きなメリットがあると、サービスの拡充になるのではないかと考えてございます。

それから、事務室も少し広くなりまして、客だまりスペースも倍ぐらいになりますので、少しお客様にとっても快適に過ごせるような空間になりますし、何よりも新しい建物、それから区民集会所も新しくなりますので、快適にお使いいただけたらと思っております。

こうした駅至近の土地で、窓口開庁時間も増えました。引き続き、地域に根差した地域事務も行いまして、より一層地域の皆様に愛される地域センターを目指しまして、全力で開設準備を進めているところでございます。

○大沢委員 たかだか100mしか変わらない、今おっしゃった武蔵小山駅から1分、5分ということで、変わってくるわけでありまして、小山台、後地のほう、区境の方からも今後は来やすくなってくる。それと、場所柄多くの方が集まってくるので、ニーズも多かろうと思います。当初に説明を受けましたように、開庁時間とか、いろいろな部分、もっと大きな部分のニーズが今後出てくると思いますので、そのところの検討をお願いしながら、新しい地域センターづくりに努めていただきたいと思いますけれども、もう一度、決意のほどよろしく願いいたします。

○川島地域活動課長 地域の皆様にも大変期待されている、新しいところに移るという新荏原第一地

域センターでございますので、ご期待に沿えますように、しっかり準備を進めてまいりたいと考えてございます。

○渡部委員長　次に、若林委員。

○若林委員　163ページの予算書に関連をいたしまして、2点。

予算編成に関する基本方針、いわゆる依命通達の中で、令和3年度の予算については原則10%のマイナスシーリングとして、各部局に一般財源を配分するということがありまして、編成をされました。歳入のときのご答弁では、この10%のマイナスシーリングについては、経常経費を対象としたのだということでした。

そこで、経常経費の見直し、また不断の節約とかということは、毎年の予算編成にあたり、また事業執行にあたり、当然やっていることだと思いますけれども、今回10%のマイナスシーリングということで、これまでの経緯と、令和3年度についてということでお聞きしておきたいと思います。

それから、成果・効果がどのように上がったのかというのが当然一番大事なわけで、いろいろな各種資料の中で、一般会計では3.1%が減になったと。その中の経常経費については、逆に6.5%増になったと。また、政策経費については10.5%の減になり、特別会計について、国民健康保健事業会計が0.3%の減、ほかの特別会計については増になっていると。

こういう数字がざっと並んで、効果があったのか、なかったのか、見直しがしっかり進められたのかというところを説明いただきたいのですが、数字とか具体的にというと、予算書には節があって、この中には、例えば経常経費にあたる需用費などが、ずっと1節から、多分これは28節、節があるのですが、この辺でもし説明できれば、その成果・効果についてお聞きしたいと思います。

事業評価については、代表質問でご答弁をいただいておりますけれども、平時の事業実績が今年度見込めない事業が多く、コロナが収束の折にはという趣旨のご答弁があったのですが、必ずしも全ての多くの事業を評価する必要はないのではないかということを感じております。東京都では令和3年度の予算に向けて、過去最高となる1,360件の評価結果を公表し、評価の結果を通じて、約1,110億円の財源を確保したということで、東京都の事業ですので、1,360件というのは、ごく一部というところでございます。

この事業評価については、お金、数字の部分、またそこで、数字では評価できないサービスの満足度とか成果というものを推しはかって表していく、区民に説明をしていく、議会にも説明をしていく。こういうものが事業評価と認識しておりますけれども、例えば事業の実績が十分に行われた事業のみ行ってもいいと思いますし、また、例えば半分の実績しか執行が行えなかった。でも、このぐらいの予算の執行でここまでの満足度を保つことができた。こういう見方も、私は見方を変えるとあるのかなと。また、こういう予算を削らなければいけない事業とか、また予算の編成があったときに、こういったお金と満足度とか成果の関係を考える資料にもなるのではないかという思いで、お聞きしておきたいと思います。

それから、185ページの歩行喫煙防止推進経費については、新規事業として民間公共喫煙所の設置に助成が行われます。民間が一般に開放する公共喫煙所を、助成しながらつくっていくということの説明をいただきたいと思います。この説明の中では、他の自治体でこういう事例があるのか、また具体的に来年度に向けて見通しが立っているのか、また、イメージが湧きづらいところもありましたので、具体例の説明をいただきたいと思います。また、民間公共喫煙所の設置と、現在9か所ありますけれども、指定喫煙所との関係性はどのようになっていくのかというのもお聞きしておきたいと思います。

それから、続けます。令和2年陳情第62号で、本村橋の指定喫煙所の撤去に関する陳情が出ております。区民委員会で各委員から熱い議論が交わされて、また担当課長も、しっかり丁寧に、今の区の考え方、立場をご説明して、継続という結論になって、今後の結果を待つという状況ですけれども、区民委員会での議論を見させていただいて、あの時点では区の考え方は、コロナ禍が過ぎた折には再開をさせたいという考えです。その意味は、あそこの喫煙所がなくなることで、あの地域全体の歩行喫煙、また受動喫煙といった害の拡大を防ぐためなのだと。こういうことが理由づけられている。

また、議論の中でだんだん明確になってきたことは、喫煙所のエリアからはみ出している人は、条例違反になるということが明確になりました。それを受けつつ、分煙設備、民間の力を借りて、喫煙所を設置する。これが本村橋、西五反田2丁目のことに特化した議論になっているわけですが、このままの状態指定喫煙所を再開することはできないと私は読みました。

というところで、新規事業も含めて、今後の取組の決意、絶対に受動喫煙を起こさない、煙害を起こさない、本村橋については撤去が当然大前提なのだと。そのために、いろいろ取組を進めるのだと私は受け止めておりますけれども、ご答弁をお願いいたします。

○品川財政課長 まず、マイナスシーリングについてお答えさせていただきます。

まず経過としましては、新型コロナウイルス感染症の関係で、令和3年度分の歳入については、かなり厳しい状況になるということが、今回10%のマイナスシーリングをした経過というところになるかと思います。

それに対しての効果というところでございますが、固定費分につきまして、おおむね10%削減をしております。通常やっている部分ではあるのですが、このシーリングというものは、ほぼ毎年、数%という形でシーリングをさせていただいております。ただ、今回10%のマイナスシーリングという形で、歳入が厳しいということを各部、各課、各予算担当職員に、非常に浸透できたのではないかと考えております。そういった面では、政策予算のほうもかなり見直しできて、大きく編成ができたかなと思います。

あと、ご質問にありました経常予算のほうにつきましては伸びているのですが、こちらは前年度、政策予算に会計年度職員の予算がありまして、それを経常化させたこととか、そういうことが大きな原因となっております。

○佐藤企画調整課長 私から、事業評価についてご答弁いたします。

事業評価につながる実施計画の作成については、まず新型コロナウイルス感染症の収束を一定待ちたいと思っております。

委員ご提案の別の視点での行政評価、事業評価につきましては、その事業自体の必要性、費用対効果、将来性等、何点か項目がありますので、その辺を含めて、様々な手法について検討していきたいと思えます。

○黨生活安全担当課長 民間の公共喫煙所への補助でございますが、具体的にお話をさせていただきますと、設置費用については、1,000万円を上限に3分の2を、維持管理経費については、年間120万円を上限に3分の2を5年間補助することで、今検討を進めているところでございます。他区におきましても、港区をはじめ、近隣区で同様の補助制度を運用して、駅前など設置が難しい場所で喫煙所を設けるなど、成果を出しているところでございます。

それから、これは指定喫煙所という位置づけで運用させていただくところでございます。

また、本村橋の指定喫煙所につきましては、いただきましたご意見をしっかりと受け止めまして、皆

様方に迷惑にならないような形で再開ができるように、これから努めてまいり所存でございます。

○若林委員 時間がない中、すみませんでした。本村橋の指定喫煙所は、先ほどもありました大崎駅西口、それから東口の高架下、決してそういう環境をつくらない、それまでは閉鎖をするという考え方でお願いいたします。

○渡部委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は189ページ、都市型観光について伺います。

まず初めに、本当に所管の皆様は、都市型観光をしっかりやっていこうということで活動されていると思っております。私が聞いているところでも、費用対効果を常に考えてやっている。また、事業によっては、経済効果というのがどのようにあるのかというのも調査をされているということでもあります。特に経済効果は、新たに創出される効果を見越してやるということでもありますから、これについては非常に大切だと思っております。

また、例えば歴史館だとか、大森貝塚遺跡庭園だとか、こういうところだと、文化観光課が横断的に、いろいろな意見交換をしながら、こういう方向にしていこうということで、今やられていると思っておりますが、これも非常にいいことだと思っております。

その中で、私は代表質問でも質問したのですが、集客ということでもあります。区長からは再質問でもお言葉をいただいて、周知、広報、まず知ってもらうことが重要だということでした。これも非常に重要だと思っておりますけれども、例を挙げますと、例えばス波尔品川大井町が完成したとき、私たちも視察に行きました。そのときJR東日本の方に伺ったのが、1日何人を想定されているのですかと。そのときは3,500人だとおっしゃっていました。これは、何人集客をしようかと必ず考えている。どういうものをつくっていくのだということを考えてやっていращやる。3,500人入っているかどうかというのは、常々よく見ているけれども、微妙かなと思っておりますが、それはそれとしてでも、必ずそういう目標値があって施設整備をしていく。これは必ずあると思っております。

こういうところも、もちろん考えていращやると思うのだけれども、この辺のところを、まず最初に何点か伺ったのだけれども、そういうこともやっていращやると思っているのだけれども、この辺の見解を教えていただきたい。

○古巻文化観光課長 都市型観光ということで、集客という観点からのご質問と認識をいたしておりますけれども、集客に関しましては、観光事業において、大事な指標の一つであると認識をしております。

実際に観光事業をいろいろ企画する中で、集客というか、目標数値的なものについては、それぞれ立てていたりすることが多いです。全てとは言いきれないのですが、例えば動画配信とかでいいますと、閲覧数はどれぐらいを見込むという目標値を立てて、どれぐらいの達成率なのか、そういったことを効果測定しながら次の事業につなげていく形で、観光事業を進めているところでございます。

○石田（秀）委員 ぜひそういう意味では、もう一歩中に入ってほしいなということで、私は質問しているつもりでありますけれども、しながわ水族館に行財政改革特別委員会で視察に行きました。このときもお話をいただいたのは、しながわ水族館に皆さんがいてくださる時間は、1時間から1時間半ぐらいが平均的だという話でありました。今、しながわ区民公園も改修をして、しながわ区民公園と一体になって、もちろん売店、レストランというのも含めて、一日家族と一緒に過ごせるような施設にしていきたいのだというお話がありました。これはこれで、私はなるほどと思っておりました。

どうしてこの話をするかという、考え方の話ですから、答弁は要らないのだけれども、品川区立環

境学習交流施設をやろうと言ったとき、担当の課長も大変ご苦労いただいたと思っておりますけれども、まずあれをやると言ったときに、地域でも、いかがなものかみたいな話がちょっとあって、大変ご苦労いただいて、やっとここまで来たので、よく頑張ったなと思っておりますけれども、そのとき、戸越公園もあり、文庫の森もある。そこに来た方が、どういう形でといったときに、私がそのとき言っていたのは、コンビニぐらいあったほうがいいのではないかと。それもなおかつ、品川区には大崎に本社を思っている超有名なコンビニもあるわけで、環境という視点でいけば、そのコンビニは日本で初めての、プラスチックを使わない、環境に優しい、日本にここだけというコンビニをつくれば、これが一つの売りになるのではないかという話もしました。

結果的には、地域の方々のご意見もあるので、それはしようがないのだけれども、こういう発想をやっていくには、私は集客に特化した課、文化観光課もやっていらっしゃる、そこでもいいのだけれども、例えば企画の部署でもいい。そういうものに特化した部署があって、常にそういうことを考えていくのだと。

例を言うと、私がこの前、横浜アリーナを運営している方と話をしたとき、改修したときに、回転率を上げるため、グランドフロアで設営と撤去が両方できるようにしたのだと。グランドフロアでやって、床がガーッと落ちるのです。そうすると、それでもう完成できる。また撤去するときも、床を上げる。グランドフロアで撤去できるので、もしイベントをやるときは、例えば平日でいうと400万円なのだけれども、撤去とか設営のときは250万円と、金額も違うわけです。24時間体制だから、朝までに片づけができる、準備ができる。そういう形で、集客のために回転率を上げよう。

あとは、私の場合は常に言っているのだけれども、マディソン・スクエア・ガーデンがあります。あそこはホッケーのホームタウンとバスケットのホームタウン、コンサートもやれます。アイスホッケーもあるので、あれは根氷を使っているわけです。根氷は必ず一年中あると。根氷の上に水をまけば、ホッケーができるのです。根氷の上に板を引けば、バスケットもできる。これも回転率を上げるためです。その代わり、電気代は年間1億円ぐらいかかるらしいですけれども、こういうことを考えて、それこそ経済効果、費用対効果、全部考えてやっていらっしゃる。

こういうことをいろいろ考えながら提案する、いろいろな形で集客を考えていく。私はこういう所管というか、課をぜひつくっていただきたいと思うのだけれども、その点についてのお考えをお知らせください。

○佐藤企画調整課長 集客に特化した組織の設置のご提案でございます。区といたしましては、長期基本計画にも、まちの魅力を活かした都市型観光の推進ということで明確に掲げて、積極的に推進していくという考えに変わりはございません。

今後、全庁的な連携も企画部が中心となって、集客・観光の視点を持った施策の推進について取り組んでいきたいと思っております。

○渡部委員長 以上をもちまして、本日本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は8日月曜日午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後6時08分開会

委 員 長 渡 部 茂